

令和6年度 随意契約理由書

番号	1
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0986-23-7161 (直通)
契 約 案 件 名	庄内地区市民協働型コミュニティバス運行業務委託
案 件 の 概 要	庄内地区における、公共交通空白地の解消のためのコミュニティバスの運行を、地域の任意団体である庄内地区まちづくり協議会に委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市庄内町12692番地2 [名 称] 庄内地区まちづくり協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>庄内地区コミュニティバスについては、庄内地区の公共交通空白地解消するために、平成28年に地域住民が主体となって運行を開始したものである。</p> <p>コミュニティバスの運行については、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により様々な形態があるが、庄内地区においては、同法第78条の規定による自家用有償旅客運送が採用されている。この自家用有償旅客運送に関して、庄内地区まちづくり協議会が運行することは、同法79条の4及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の7の規定による都城市地域公共交通会議により協議が整っている。</p> <p>以上の理由により、上記協議会と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,947,309円

令和6年度 随意契約理由書

番号	2
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0986-23-7161 (直通)
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用許諾 (LiveOn コール) 及びサポート
案 件 の 概 要	リモート窓口業務の運用に当たり、テレビ会議システムを利用した遠隔相談窓口システム「LiveOnコール」のソフトウェアライセンスの使用
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市清水一丁目5番17号 [名 称] ニシム電子工業株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 リモート窓口構築業務の委託契約に当たっては、システム構築者の専門的知識やノウハウを踏まえた技術力・提案力・サービス内容・将来性等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式で業者選定を行い、遠隔相談窓口システム「LiveOnコール」を選定している。 本システムは、上記事業者が構築し導入したものであり、同事業者からでなければ、使用权の許諾が受けられない。 以上の理由により、上記事業者との随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	831,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	3
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0986-23-7161 (直通)
契 約 案 件 名	バスロケーションシステム保守業務委託 (過疎3系統)
案 件 の 概 要	市内の過疎地域と市街地を結ぶ高崎観光バスの路線バス3系統のバスロケーションシステムの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都調布市布田4丁目5-1 藍澤調布ビル6階 [名 称] アーティサン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該システムは、上記業者が独自に開発したもので、当該システムの保守業務は、上記業者しか履行できない。 以上の理由により上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	563,376円

令和6年度 随意契約理由書

番号	4
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 人口減少対策課 [電 話 番 号] 0986-23-0934 (直通)
契 約 案 件 名	都城市移住・定住特設サイト運用等業務委託
案 件 の 概 要	都城市移住・定住特設サイトの運用保守およびコンテンツ改修業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区東新橋一丁目8番1号 [名 称] 株式会社 電通
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市移住・定住特設サイトは、上記事業者が制作したもので、同事業者が管理するサイトに構築されている。</p> <p>そのため、同事業者でなければ本委託業務の適切かつ確実な履行を期待できない。仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、サイト運営に支障が出る恐れがある。また、コンテンツ改修等の作業においても、サイト内データを十分に把握しているため、スムーズな履行が期待できる。</p> <p>以上の理由により、当該サイトを制作した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	5,500,220円

令和6年度 随意契約理由書

番号	5
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 財政課 [電 話 番 号] 0986-23-2113 (直通)
契 約 案 件 名	行財政情報サービス「iJAMP」利用許諾
案 件 の 概 要	行財政情報サービス「iJAMP」の利用許諾
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区銀座5丁目15番8号 [名 称] 株式会社時事通信社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>株式会社 時事通信社（以下「時事通信社」）が提供している行財政情報サービス「iJAMP」は、官庁速報が、インターネット回線及びLGWAN回線を通じてオンラインで提供されるものである。</p> <p>「iJAMP」では、官庁速報に加え、他自治体の先進事例や補助金等の行財政に係る最新情報を閲覧することができ、現在、このような情報サービスを提供している事業者は時事通信社のみである。</p> <p>以上の理由により、時事通信社と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	554,400円

令和6年度 随意契約理由書

番号	6
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0986-23-3174 (直通)
契 約 案 件 名	ラジオ番組制作等業務委託
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、都城市の情報を宮崎県民に広くPRすることを目的に、毎週月曜日から金曜日（祝日を除く。）までの15分間、AMラジオによる生放送を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市橘通西4丁目6番7号 [名 称] 株式会社 宮崎放送
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、都城市の情報を宮崎県民に広くPRすることを目的として、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎週月曜日から金曜日までの午後3時30分から午後3時45分までの15分間、AMラジオによる生放送を行っている。 ラジオ放送に当たっては、良好な音質を保つため、スタジオでの収録が不可欠である。また、出演者の負担の軽減及び災害等の緊急時での素早い情報提供への対応のため、宮崎市内へ出向くことなく本市内で収録できることが必要である。 以上の理由により、宮崎県下全域を放送範囲としており、本市に唯一サテライトスタジオを開設している上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	7, 471, 200円

令和6年度 随意契約理由書

番号	7
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0986-23-3174 (直通)
契 約 案 件 名	市政広報インフォーマーシャル制作業務委託
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、市政情報の広告を行うことを目的に、毎週土曜日にテレビ宮崎で放送される昼の番組（12時から12時30分放送）において、毎月第1週及び第3週の終了直後に30秒のCM放送を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大橋3丁目101番地1 [名 称] 株式会社UMKエージェンシー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、宮崎県民に対し、都城市のイベント告知、観光及び市政に関する情報を提供することを目的に、毎週土曜日にテレビ宮崎で放送される昼の番組（12時から12時30分放送）において、毎月第1週及び第3週の番組放送終了後に30秒のCM放送を行うに当たり、CM映像の制作及び放送を委託するものである。 本業務を行うに当たっては、多種多様な映像資料の蓄積、高度な制作技術及びテレビ宮崎との放送枠の調整が必要である。 以上の理由により、本業務に必要な映像資料を多く所有しており、テレビ宮崎の広告代理店となっている上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2,860,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0986-23-3174 (直通)
契 約 案 件 名	都城市イベント情報集約インターネットサービス提供業務
案 件 の 概 要	本市、観光協会、民間団体等のホームページなど、さまざまなサイトに掲載されている都城市のイベント情報を集約して提供するサービスを運営するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都目黒区目黒2-13-25-403 [名 称] 株式会社インフォモーション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、上記事業者と本市が連携し、平成30年4月26日から平成30年5月31日及び平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間に実施したイベント情報を集約したサイト（以下「サイト」という。）の実証実験（以下「実証実験」という。）のアンケート結果が好評だったことを受け、令和元年度に本格導入したものである。</p> <p>本事業を実施するに当たっては、サイト利用者の利便性を保つため、実証実験で用いたサイトを引続き使用することが求められる。このサイトは、上記事業者の自社開発によるものであり、本格導入後のサイトの安定的な運営及び改良・改善を行うことができる事業者は同事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 320, 000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	9
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0986-23-3174 (直通)
契 約 案 件 名	サービスライセンス (KANAMETO利用) 契約
案 件 の 概 要	市民サービスの向上のためのLINEアプリを活用した情報発信に必要なソフトウェアを利用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区東一丁目2番20号 [名 称] トランス・コスモス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、LINEアプリを活用した情報発信を行うために、上記事業者やLINE株式会社（以下「LINE社」という）を含む共同出資会社が開発したソフトウェアKANAMETO（以下「ソフトウェア」という。）を利用するものである。</p> <p>このことにより、必要な情報を必要な人に届けることが可能となり、市民サービスの向上が図られる。</p> <p>上記ソフトウェアは、LINE社が開発当初から開発に加わっており、LINEアプリとの調整や連携が他事業者の同様のサービスより優れている。また、セグメント配信、チャット機能、ボット等を実装していて、本市が必要とするLINEアプリを活用した情報発信の仕様に整合しており、情報発信力強化に必要なものである。</p> <p>以上の理由により、本業務を履行可能な唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,320,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	10
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0986-23-3174 (直通)
契 約 案 件 名	プレスリリース配信サービス利用契約
案 件 の 概 要	本市が特に力を入れる「デジタル化の推進」や「ふるさと納税」等の取り組みのプレスリリースを、様々なメディアに即時配信するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区赤坂1-11-44赤坂インターシティ [名 称] 株式会社PR TIMES
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、プレスリリースデジタル配信サービスを通じて、本市の特筆すべき取り組みを様々なメディアに配信して、記事として取り上げてもらうことで、その取り組みを全国にPRすることを目的とするものである。</p> <p>上記事業者は、キー局、全国紙、ニュースアプリ等の、本市がプレスリリースを配信したいメディアを網羅しており、配信後の記事掲載に最もつながるサービスを提供している。</p> <p>以上の理由により、本市の目的を達成することができる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	990,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	11
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0986-23-2156 (直通)
契 約 案 件 名	マイナンバーカードで認知症予防事業運用保守業務委託
案 件 の 概 要	「スマイルみやこんじょ」に係るサービスの運用や事業で利用するシステム等の保守を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区東新橋1丁目8番1号 [名 称] 株式会社 電通
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、地域社会のデジタル化を図るため、都城市スマートシティ関連事業第一弾、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として、社会課題となっている認知症対策に係るサービスを構築・運営することを目的とする事業である。</p> <p>本事業については、令和4年度中に設立された産学官で組織される都城市スマートシティ推進協議会等で議論を交わした上で、すでに構想時点で様々な関係団体との折衝を進めてきているほか、国等とも共同で協議を交わしてきたことから、上記事業者であることが必要となる。</p> <p>仮に、本事業を他の事業者へ委託した場合、既に連携を予定している関係団体との協議が反故となり、本事業の遂行に支障をきたす恐れがある。</p> <p>また、令和5年度に構築した市民向けサービスを既に公開しており、当該事業者が構築したサービス等を利用することから、当該事業者以外での運用保守は不可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	60,100,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	12
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 096-23-2156 (直通)
契 約 案 件 名	都城市スマートシティ推進事業業務委託
案 件 の 概 要	都城市スマートシティ推進協議会の運営支援、地域課題の把握及び課題解決のための施策検討、スマートシティ推進に資する外部人材の活用等の業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区東新橋1丁目8番1号 [名 称] 株式会社 電通
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、地域社会のデジタル化を図るため、スマートシティを志向する協議会を運営し、産学官の連携等により地域課題を解決し、新たな価値を創出するデジタル技術を活用した取組を進めていくことを目的とする業務である。</p> <p>令和6年度は、令和5年度から実施を検討しているスマートシティ関連事業を運用していくフェーズに入り、事業を確実に遂行するためには、すでに様々な関係団体と交渉を行っている上記事業者であることが必要である。</p> <p>仮に、本事業を他の事業者へ委託した場合、既に連携を予定している関係団体との協議が反故となり、本事業の遂行に支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	7,920,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	13
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市メディアリテラシー向上事業業務委託
案 件 の 概 要	都城市メディアリテラシー向上事業の発信媒体の運営及び広報業務、発信テーマの選定と取材・執筆活動・発信活動、発信媒体からの記事発信等の業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都世田谷区三軒茶屋2-21-8-502 [名 称] 株式会社リニューズ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、時間をかけて物事を掘り下げるスロージャーナリズムの概念に基づいて取材・執筆した都城に関する記事を特設サイトにて発信していくものであり、令和4年度には上記事業者が市内各所で取材等を実施した上で、特設サイトを開発・構築・運営してきた。</p> <p>前年度までの取材を踏まえたテーマ設定及び記事発信を行うことも予定しているから、上記事業者であることが必要である。また、本特設サイトの適切かつ確実な運用を期待できる唯一の事業者であり、同事業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本事業を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、本事業の遂行に支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	7, 8 9 0, 9 6 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	14
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0986-23-2156 (直通)
契 約 案 件 名	自治体AI zevo使用許諾
案 件 の 概 要	ChatGPTをLGWAN環境で使用するためのシステムである「自治体AI zevo」の使用権の許諾及びサポート業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市宮丸町3070番地1 [名 称] シフトプラス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、ChatGPTをLGWAN系端末で使用するためのシステムである「自治体AI zevo」(以下「システム」という。)を使用するものである。</p> <p>本システムは、シフトプラス株式会社と本市が共同開発した、ChatGPTをLGWAN系端末でも使用できる特徴的なシステムである。Microsoft社のAzure Open AI Serviceを使用することで、入力したデータがAI学習に使用されない点や、管理者アカウントから容易にログの確認が可能であるなど、利用に際しては高度なセキュリティ環境が担保されている。</p> <p>また、チャットツールを介さずウェブ上でチャットを展開することが可能であり、チャットツール特有の入力文字数の制限を気にせず使用することができる。さらに、ChatGPTへの命令文であるプロンプトを登録し組織内に共有する機能が備わっていることや、所属毎にAIモデルを選択することが可能であることなど、全ての職員において質の高い利用が可能となっている。</p> <p>さらに、「自治体独自AI」の利用により、ChatGPTと連携するサーバーに独自の情報を登録し、それを踏まえた回答を生成する独自のAIとしての活用も可能であるなど、汎用性も非常に高い。</p> <p>これらの特徴を全て備えるシステムは本システム以外には存在せず、また、上記事業者は、令和5年度に本市において、本システムの実証事業を行っており、本市が必要とするシステムの仕様に整合しているとともに、確実な履行が見込まれる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,960,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	15
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0986-23-2156 (直通)
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用権許諾 (Acrocity×BI) 及びサポート契約
案 件 の 概 要	住民情報分析システムAcrocity×Biソフトウェアの使用権の許諾及び障害対応等のサポート業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものであり、同事業者でなければ使用権の許諾を受けることができない。また、本市が利用している基幹系システムのAcrocityから住民情報や福祉情報等を抽出・匿名化し、自動集計するシステムであるため、本システム以外の分析システムを導入することは非常に困難である。</p> <p>さらに、障害対応等の基本サポートについても開発元である上記事業者でなければ実施できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,960,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	16
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0986-23-2156 (直通)
契 約 案 件 名	3次元測量システム使用許諾
案 件 の 概 要	災害現場等の現地調査においてiPhoneを使用し、一人で高精度の3次元測量を容易に行う3次元測量システムを導入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 佐賀県佐賀市本庄町1 [名 称] 株式会社オプティム
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、災害現場等の現地調査において、高精度の3次元測量を容易に行い、得られた3次元データを利活用することで、早急な災害復旧が可能となり、営農再開や交通制限解除など社会経済活動の早期回復を図ることを目的に、3次元測量システム（以下「システム」という。）を使用するものである。</p> <p>システムを使用するに当たり、高額な測量機器を用いず、iPhoneにインストールした3次元測量アプリを使用し、一人で容易に3次元データを取得することが可能であることを求めている。</p> <p>これらの条件を全て満たすシステムを提供できるのは、上記事業者のみである。また、令和3年度に本市でシステムの実証を行い、令和4年度から本格導入を行っており、確実な履行が見込まれる事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,950,520円

令和6年度 随意契約理由書

番号	17
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0986-23-2156 (直通)
契 約 案 件 名	ビジネス動画セルフサービス使用許諾
案 件 の 概 要	パワーポイントで作成した説明会等の資料を、撮影・録音等一切不要で動画にすることができるシステムの使用許諾を受けるもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島一丁目18-7 [名 称] TOPPANエッジ株式会社宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、説明会等で使用するパワーポイントで作成した資料に、説明用のコメントを追加することで、AIがコメントをしゃべる音声付き動画を作成するものである。</p> <p>本システムを利用することで、撮影や録音等の手間がなくなり、最短5分程度で動画コンテンツを作成及び配信することが可能である。これにより市民も、いつでもどこでも何度でも説明を聞くことが可能となり、スケジュールの調整や会場まで出向くという手間がなくなる。さらに、常時20種の動画を配信可能であり、URLやQRコードの配布のみで1,000人まで同時に視聴することが可能となることから、説明会や研修等を行う必要がなく、昨今のコロナ禍においても本システムは有用である。</p> <p>本システムは、株式会社4 COLORSが開発し、上記事業者が販売契約者となっているため、同事業者からでなければ使用許諾は受けられない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,264,560円

令和6年度 随意契約理由書

番号	18
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0986-23-2156 (直通)
契 約 案 件 名	工事現場等情報共有システム使用許諾
案 件 の 概 要	工事現場などと市役所を音声と映像を相互通信でき、リアルタイムに現場の確認が出来る情報共有システムの使用権の許諾
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県北九州市八幡東区枝光2丁目7-32 [名 称] 株式会社クアンド
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、工事現場等における現地立会いや不測の事態への対応時において、現地への移動時間を削減し、作業の効率化を図ることを目的に、工事現場等情報共有システム（以下「システム」という。）を使用するものである。</p> <p>システムを使用するに当たり、本市では、宮崎県県土整備部「建設現場における遠隔臨場の実施要領」の基準を満たすこと、スマートフォンを利用したビデオ通話ができること、複数人（最大10名）同時通話が可能であること、通話チャットが可能であること、リアルタイム映像に双方向ポインタを表示できること、遠隔撮影ができること、図面の画面共有が可能であること、音声のテキスト化・送信が可能であること及び通話内容の録画保存が可能であることを求めている。</p> <p>これらの条件を全て満たすシステムを提供できるのは、上記事業者のみである。また、令和2年度に本市でシステムの実証、令和3年度から本格導入を行っており、確実な履行が見込まれる事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	792,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	19
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0986-23-2156 (直通)
契 約 案 件 名	汎用予約システムotetsuzuki使用許諾
案 件 の 概 要	汎用予約システムotetsuzukiの使用権の許諾及びサポート業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市宮丸町3070番地1 [名 称] シフトプラス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、イベントの予約や行政手続きの申請などの様々な手続きについて、受付フォームの作成、手続きの受付及び管理を行うものである。</p> <p>本システムは、インターネット系端末及びLGWAN系端末のどちらでも使用できる特徴的なシステムである。また、令和4年度に本市でシステムの実証事業を行っているため、本市が必要とするシステムの仕様に整合している。かつ確実な履行が見込まれる事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	660,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	20
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 国スポ・障スポ推進課 [電 話 番 号] 0986-23-2696 (直通)
契 約 案 件 名	デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業実施のためのD i g S p o r t s利用契約
案 件 の 概 要	「デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業」を実施するためにD i g S p o r t sを利用するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市中央区赤坂1-16-10 [名 称] 株式会社電通九州
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、子ども等がスポーツを始めるきっかけをつくるため、デジタル技術を活用した「D i g S p o r t s」を利用して実施するものである。</p> <p>「D i g S p o r t s」は利用者の動きを3次元センサー、モニター、独自のAI（測定・分析プログラム）で構成されるシステムで、上記事業者のグループ企業である株式会社電通国際情報サービスが開発した、唯一のものであり、令和5年度にてデジタル田園都市国家構想交付金を活用し導入しているものである。</p> <p>また、引き続き利用する場合、株式会社電通国際情報サービスのグループ企業である上記事業者が唯一の販売代理店となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	871,200円

令和6年度 随意契約理由書

番号	21
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0986-23-2510 (直通)												
契 約 案 件 名	市例規データ更新業務委託												
案 件 の 概 要	法制執務体制の充実と例規管理に係る事務の効率化を図るため必要となるSUPER REIKI-BASEシステムの例規データ更新業務を委託するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市早良区百道浜2-4-27 [名 称] 株式会社 ぎょうせい 九州支社												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、本市が使用している例規執務サポートシステムである「SUPER REIKI-BASEシステム」は、法制執務体制の充実及び例規管理に係る事務の効率化を図るために、「機能性」、「操作性」等に重きを置きながら、平成23年に「例規データベースシステム評価基準」に基づき、コンペ方式で業者選定を行い、導入したものである。</p> <p>本システムは、上記事業者が開発したものであり、当該システムにおける例規データ更新業務についても、同事業者に委託して行わせるのが最も適切かつ確実である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和6年4月1日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">2,640,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>都城市例規データベースの更新 データ作成</td> <td style="text-align: center;">6600円</td> <td style="text-align: center;">400件</td> <td style="text-align: right;">2,640,000</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	2,640,000円	単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>都城市例規データベースの更新 データ作成</td> <td style="text-align: center;">6600円</td> <td style="text-align: center;">400件</td> <td style="text-align: right;">2,640,000</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	都城市例規データベースの更新 データ作成	6600円	400件	2,640,000
執行見込総額	2,640,000円												
単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>都城市例規データベースの更新 データ作成</td> <td style="text-align: center;">6600円</td> <td style="text-align: center;">400件</td> <td style="text-align: right;">2,640,000</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	都城市例規データベースの更新 データ作成	6600円	400件	2,640,000				
	単価	予定数量	合計										
都城市例規データベースの更新 データ作成	6600円	400件	2,640,000										

令和6年度 随意契約理由書

番号	22
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0986-23-2117 (直通)
契 約 案 件 名	電子文書管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	平成28年4月1日から稼動している電子文書管理システム（IPKN OWLEDGE V3）の運用保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 電子文書管理システム（以下「本システム」という。）は、構築業務を上記事業者に委託し、同事業者が導入したものである。 本業務の履行に当たっては、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有することや、本市の仕様で構築された本システムの設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。上記事業者は、本業務に係るシステムの運用及び保守を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 仮に他の事業者に委託した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれが高い。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2,574,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	23
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0986-23-2510 (直通)
契 約 案 件 名	全国市長会市民総合賠償補償保険
案 件 の 概 要	市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対する賠償保険
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区平河町2丁目4番2号 [名 称] 全国市長会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市が所有、使用又は管理する施設の瑕疵及び市の業務遂行上の過失に起因する事故に係る賠償に伴う損害について総合的に補償できる保険は、本保険以外に存在しないため、本保険を取り扱う唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2, 128, 288円

令和6年度 随意契約理由書

番号	24
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0986-23-2510 (直通)
契 約 案 件 名	自治体法務サービス等利用許諾
案 件 の 概 要	自治体法務サービス「コンシェルジュデスク」及び法情報総合データベース「D1-Law.com判例体系」の利用許諾
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区青山2丁目11番17号 [名 称] 第一法規株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記法人がオンラインで提供している自治体法務サービス「コンシェルジュデスク」は、「地方自治法Web」、「行政実務キーワードバンク」、「行政手続・争訟実務Web」、「情報公開・個人情報保護Web」及び「地方財務実務大全」で構成されるサービスであり、各サービスが相互連携している。また、「コンシェルジュデスク」は、上記事業者の法情報総合データベース「D1-Law.com判例体系」とも連携している。</p> <p>「コンシェルジュデスク」及び「D1-Law.com判例体系」は、各サービスが連携していることにより、検索時の利便性・迅速性が高く、法制執務上極めて有用であるが、現在、このようなオンラインでの自治体向け法務支援サービスを体系的に提供している事業者は上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,386,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	25
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0986-23-2510 (直通)
契 約 案 件 名	法律顧問契約
案 件 の 概 要	行政事務を処理する上で法的判断を必要とする事項の判断等を行う顧問弁護士の顧問契約
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市旭一丁目7番12号エスポワール宮崎県庁通り 205号小城和男法律事務所 [名 称] 小城和男法律事務所 代表者 弁護士 岩井 翼
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本市が抱える行政事務における様々な法的問題やトラブルに的確に対処していくには、法律の専門家である弁護士からの指導・助言が欠かせない。 このような中、上記の弁護士事務所の所属弁護士と、30年以上にわたり顧問契約をしており、本市の行政全般について熟知され、法律顧問として全幅の信頼を寄せているところである。 以上より、上記を満たす弁護士事務所は他には見当たらず、本件は競争入札に適さないため、上記事務所と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,320,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	26
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0986-23-2510 (直通)
契 約 案 件 名	Super Reiki-Base使用許諾
案 件 の 概 要	法制執務体制の充実と例規管理に係る事務の効率化を図るために必要となるSUPER REIKI-BASEシステム使用権の許諾
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市早良区百道浜2-4-27 AIビル2階 [名 称] 株式会社 ぎょうせい 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、本市が使用している例規執務サポートシステムである「SUPER REIKI-BASEシステム」は、法制執務体制の充実及び例規管理に係る事務の効率化を図るため、「機能性」、「操作性」等に重きを置きながら、平成23年に「例規データベースシステム評価基準」に基づき、コンペ方式で業者選定を行い、導入したものである。</p> <p>本システムは、上記事業者が開発したものであり、同事業者からでなければ、使用権の許諾が受けられない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,108,800円

令和6年度 随意契約理由書

番号	27
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	都城市浄化槽保守管理業務委託
案 件 の 概 要	市有施設について、浄化槽の関係法令の規定に基づく保守点検及び清掃業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町2159番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>浄化槽の点検業務及び清掃業務は業務が一部重複するため、これらを切り離して発注した場合、必然的に業務を重複的に行う部分が生じ、委託料が割高になってしまう。また、それぞれの業務の関連部分の連絡体制等が難しくなり、適正な業務遂行に支障を来すおそれがある。このため、浄化槽点検業務と清掃業務をまとめて一つの契約とする。</p> <p>本業務の内容には、市有施設の浄化槽に係る点検業務及び清掃業務の両方が含まれる。このうち、清掃業務については、現在、上記事業者が市内において唯一の許可業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	22,262,482円

令和6年度 随意契約理由書

番号	28
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用許諾（公共施設等予約システム）及びサポート契約
案 件 の 概 要	公共施設等予約システムソフトウェアの使用権の許諾及び障害対応等のサポート業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 興亜宮崎ビル5F [名 称] 株式会社南日本情報処理センター宮崎支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>公共施設等予約システムは、上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものであり、同システムについては、同事業者からでなければ、使用権の許諾は受けることはできない。</p> <p>また、障害対応等の基本サポートや法改正対応サポートについても、同事業者でなければ実施できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	7,450,080円

令和6年度 随意契約理由書

番号	29
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	産業廃棄物収集処理業務委託
案 件 の 概 要	公共施設から排出される産業廃棄物の収集処理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町7403番地 [名 称] 株式会社エコロ 外
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>廃棄物の収集処理においては再委託が禁止されており、排出事業者である市が、直接、収集又は処理を行う事業者と契約を締結する必要があるが、収集事業者においては、事業者ごと又は廃棄物の種類により搬入先の処分場が異なるため、個別に入札することができない。</p> <p>このため、本業務の受注者の決定に当たっては、入札に代え見積合せでの競争により、予定処理量に乗じて得た収集運搬合計と処理合計のそれぞれが予定価格以内で、かつ、収集運搬合計と処理合計の合計額が市に最も有利な見積りをした事業者を受注者とする事とした。</p> <p>その結果、上記事業者の見積りがトータルとして最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p> <p>※契約相手方については、別紙1のとおり ※契約単価については、別紙2のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 3,820,850円

別紙1（番号29号関係）

契約相手方	
事業者名	所在地
株式会社エコロ	都城市都北町 7403 番地
ニシモロ開発株式会社	小林市野尻町紙屋字長瀬 1859 番地 4
株式会社ジェイ・リライツ	福岡県北九州市若松区響町一丁目 62 番の 17
九州北清株式会社	小林市東方 4066 番地 25

別紙2 (番号 29 号関係)

委託する産業廃棄物の種類、数量、作業方法、処理単価等

1 運搬

☆エコロ

産 廃 種 別	汚泥	廃油	廃プラ	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
主 成 分	①乾電池	②廃油・塗料	③プラスチック	⑧金属製品	⑩蛍光灯以外のもの
予 定 数 量	400kg/年間	1,500 kg/年間	混合 31,000kg/年間		
処 理 単 価	200 円/kg	100円/kg	0円/kg		

産 廃 種 別	廃プラ	廃プラ	廃プラ	廃プラ	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
主 成 分	④タイヤ	⑤残渣付	⑥小型電気機器	⑦廃プラ混合 (木+金属+紙+プラ)	⑨蛍光灯・HIDランプ
予 定 数 量	800kg/年間	50kg/年間	6,500/年間	11,000kg/年間	600kg/年間
処 理 単 価	80円/kg	30円/kg	15円/kg	15円/kg	300円/kg

2 処理

☆ジェイリライツ

産 廃 種 別	汚泥・金属くず	汚泥・金属くず	ガラス、コンクリート・陶磁器くず・金属くず <small>(水銀使用製品産業廃棄物)</small>	ガラス、コンクリート・陶磁器くず・金属くず <small>(水銀使用製品産業廃棄物)</small>
主 成 分	①乾電池 (アルカリ・マンガン電池)	①リチウム・ボタン電池等、他電池との混合品を含む	⑨蛍光灯	⑨HIDランプ
予 定 数 量	400 kg/年間		300kg/年間	300kg/年間
処 理 単 価	300 円/kg	300円/kg	300円/kg	300円/kg

☆九州北清

産 廃 種 別	廃油
主 成 分	②特管廃油・塗料
予 定 数 量	1,500kg/年間
処 理 単 価	180円/kg
産 業 廃 棄 物 税	800円/ t

☆エコロ

産 廃 種 別	廃プラ	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
主 成 分	③プラスチック	⑧金属製品	⑩蛍光灯以外のもの
予 定 数 量	混合 33,000kg/年間		
処 理 単 価	40円/kg		
産 業 廃 棄 物 税	0円/t		

産 廃 種 別	廃プラ	廃プラ	廃プラ
主 成 分	④タイヤ	⑥小型電気機器	⑦廃プラ混合（木+金属+紙+プラ）
予 定 数 量	800kg/年間	6,500/年間	11,000kg/年間
処 理 単 価	60円/kg	50円/kg	50円/kg

☆ニシモロ

産 廃 種 別	廃プラ
主 成 分	⑤残渣付
予 定 数 量	50kg/年間
処 理 単 価	50円/kg
産 業 廃 棄 物 税	1,000円/t

3 マニフェスト票

単 位	1 部
処 理 単 価	40 円

- 備考 1 上記処理単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。
 2 単価契約である場合の委託料は、処理単価を適用して計算した額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額（1円未満切捨て）とする。この場合において、産業廃棄物税が課される処分が含まれるときは、産業廃棄物税額についても加算する。

令和6年度 随意契約理由書

番号	30
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	本館エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎に設置されているエレベータの毎月の遠隔定期診断、技術員の巡回保守点検及び調整並びに稼働状況に応じたプログラムによる整備等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エレベータの仕様・構造は、メーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,062,400円

令和6年度 随意契約理由書

番号	31
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	空調設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎空調設備管理システムの保守点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区冷泉町2番1号 [名 称] アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市役所本庁舎の庁舎内における、温度湿度等を設定値に自動制御する装置である空調設備管理システムについては、製造メーカーが独自の機械及び特殊部品を使用しており、部品手配、故障時及び保守点検については、製造メーカーのみが対応可能である。</p> <p>以上の理由により、本庁舎空調設備管理システムの製造メーカーである上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2, 134, 000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	32
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	電話交換機保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎電話交換機の保守管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1496番地 [名 称] 九州電通建設株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市役所本庁舎の電話交換機は、沖電気工業株式会社の製品であり、その保守管理については、メーカーかその代理店でしか対応ができない。</p> <p>また、電話交換機の不調は、行政事務の遂行に多大な支障を来す原因となるため、緊急時においては、1分でも早く電話交換室に駆けつけ、復旧作業を行う必要がある。</p> <p>このため、本業務の履行事業者は、市役所に短時間でアクセスできる場所に事業所を有している必要がある。</p> <p>この点、沖電気工業株式会社の代理店で都城市内に事業所を有し、速やかな対応が可能なのは、上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,900,800円

令和6年度 随意契約理由書

番号	33
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	非常用発電機保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎非常用発電機の保守点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 兵庫県明石市川崎町1番1号 [名 称] 株式会社カワサキマシシステムズ 統括本部 ガスタービンサービス本部 西部事業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務における保守点検対象である非常用発電機は、本庁舎停電時の非常用電源である。</p> <p>当該発電機が故障した場合、停電時において電力が供給されないため、証明書等発行が不可能となるなど来庁者に迷惑がかかるとともに、本庁舎における多くの行政事務の遂行に支障が生じる。</p> <p>当該発電機については、川崎重工株式会社が独自の機械及び特殊部品を使用して製造したものであり、部品手配、故障時及び保守点検については、川崎重工株式会社又はその系列会社のみが対応可能である。</p> <p>上記事業者は川崎重工株式会社の系列会社であり、九州エリアにおいて唯一非常用発電設備の点検整備事業を行っている。そのため、系列会社の中でもっとも迅速かつ安価に本業務を履行可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 2 7 6, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	34
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直 通)
契 約 案 件 名	南別館非常用発電機保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎（南別館）非常用発電機の保守点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市田代町170番1号 [名 称] ヤンマーエネルギーシステム株式会社 宮崎出張所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務における保守点検対象である非常用発電機は、本庁舎（南別館）停電時の非常用電源である。</p> <p>当該発電機が故障した場合、停電時において電力が供給されないため、証明書等発行が不可能となるなど来庁者に迷惑がかかるとともに、本庁舎（南別館）における多くの行政事務の遂行に支障が生じる。</p> <p>当該発電機については、ヤンマー株式会社が独自の機械及び特殊部品を使用して製造したものであり、部品手配、故障時及び保守点検については、ヤンマー株式会社又はその系列会社のみが対応可能である。</p> <p>上記事業者はヤンマー株式会社の系列会社であり、宮崎エリアにおいて唯一非常用発電設備の点検整備事業を行っている。そのため、系列会社の中でもっとも迅速かつ安価に本業務を履行可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	828,300円

令和6年度 随意契約理由書

番号	35
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産(土地)賃貸借(九州農政局)
案 件 の 概 要	市有地を賃貸するもの(歳入)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市志比田町4778-1 [名 称] 分任支出負担行為担当官 九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件については、平成7年から上記局の南部九州土地改良調査管理事務所用地として賃貸し続けているものであり、貸付地には、同局所有の庁舎、車庫等の建物が存在している。</p> <p>上記局は農業生産性の維持及び農業経営の安定を目指し、本市や水利者等との調整を行う機関である。上記局は事業計画策定のための調査や全体実施設計を一貫して行っており、これらの業務を遅滞なく進めるためには、現在と同じ場所に管理事務所を置くことが望ましい。</p> <p>以上の理由により、上記局と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	662,100円

令和6年度 随意契約理由書

番号	36
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	南別館エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所南別館に設置されているエレベータの毎月の遠隔定期診断、技術員の巡回保守点検及び調整並びに稼働状況に応じたプログラムによる整備等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目2番13号 [名 称] 日本オーチス・エレベータ株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エレベータの仕様・構造は、メーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	660,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	37
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	汚水槽清掃保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市役所本庁舎汚水槽の「1 汚水槽の清掃」「2 汚泥の収集・運搬(清浄館へ運搬)」「3 ポンプの動作確認」「4 汚水槽の消毒」を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町2159番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>汚水槽は、し尿及び雑排水を一時溜めて、下水道へと排水するもので、汚泥が蓄積されるとポンプの正常な動作を阻害し、ハエ、蚊等の発生源となることから、清掃が法的に義務付けられている。</p> <p>本業務のうち、「1 汚水槽の清掃」業務については、市内には浄化槽法に基づく浄化槽清掃の許可条件を満たす事業者が上記事業者以外に存在しない。</p> <p>また、「2 汚泥収集・運搬」業務についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「都城市一般廃棄物処理計画」において、し尿・浄化槽の汚泥の収集・運搬を上記事業者のみが行い、今後のし尿の減少傾向を鑑み、現在の許可体制(1者体制)を維持することが明記されている。</p> <p>以上の理由により、本業務の一体的で適切な履行が可能であるのは上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	600,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	38
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本館小便器洗浄殺菌装置賃貸借
案 件 の 概 要	本館男子トイレ内の小便器の殺菌、洗浄、脱臭、排水管のスケールによる詰まりの予防を行うため、小便器洗浄殺菌装置を設置し、機器の保守点検を行う業務である。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区九段南一丁目5番10号 [名 称] 日本カルミック株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、本館男子トイレ内に小便器洗浄殺菌装置を設置し、機器の保守点検を行う業務である。 衛生器具用給水装置の二次側以降の配管に設置する小便器洗浄殺菌装置は、上記事業者のみが提供できる唯一の製品であり、同事業者でなければ適切かつ確実な業務の履行ができない。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	600,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	39
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	職員定期健康診断等業務
案 件 の 概 要	労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づき、職員に対する定期健康診断及び採用時健康診断を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記健康診断は、これまで都城健康サービスセンターで実施しており、同センターが過去のデータを保有・管理している。 本業務は、職員の健康管理を目的に実施するものであるため、受診者本人が、当該年度の健診結果だけでなく、過去複数年の健診データを知り得ることが重要である。 このため、過去のデータを保有・管理している都城健康サービスセンターでなければ、本業務の目的に合致した履行が期待できない。 以上の理由により、同センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。 ※契約単価については、別紙のとおり
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 11,336,820円

別紙（番号 39 号関係）

1 契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（1）市職員及び会計年度任用職員の定期健康診断並びに新規採用職員の採用時健康診断

検査項目	1人当たり単価(円)
内科・聴力・視力・尿・血液・心電図・胸部X線	9,820

（2）肝炎検査

検査項目	1人当たり単価(円)
HCV抗体検査	2,191

2 予定数量及び予定総額（推定総額）

（1）市職員及び会計年度任用職員の定期健康診断並びに新規採用職員の採用時健康診断

検査項目	1人当たり単価(円)	予定数(人)	予定総額(円)
内科・聴力・視力・尿・血液・心電図・胸部X線	9,820	1,150	11,293,000

（2）肝炎検査

検査項目	1人当たり単価(円)	予定数(人)	予定総額(円)
HCV抗体検査	2,191	20	43,820

予定総額合計 11,336,820 円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和6年度 随意契約理由書

番号	40
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0986-23-2119 (直通)
契 約 案 件 名	デジタル面接システム利用
案 件 の 概 要	職員採用試験の利便性向上及び人材の確保を図るため、デジタル面接システムを利用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル11F [名 称] タレント株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、採用試験受験者の利便性向上による受験者数の増加を図り、本市の求める人材をより多く確保することを目的として、デジタル面接システムを利用するものである。</p> <p>デジタル面接システムについて、本市では、録画、ライブ及びAIアセスメントが可能であること、質問形式を多種多様に設定できること、状況に応じて面接動画を共有できること、今後の試験内容の見直しにも柔軟に対応が可能であること、面接官の面接スキルの向上に活用するため録画データの長期保存が可能であること及び、AIアセスメントにおいて言語・非言語情報を分析し、短時間に精度の高い分析結果を算出することが可能であることを求めている。</p> <p>上記事業者が提供する「Hire Vue」は、録画面接、ライブ面接及びAIアセスメントのすべてに対応したクラウド型デジタル面接プラットフォームであり、上記の要件をすべて満たすデジタル面接を提供できるのは同事業者のみである。</p> <p>また、上記事業者は国内外の大手企業において多数の導入実績を有しており、サーバー停止、アプリの不具合等の大きな事故も起きていないことから製品の信頼性も高く、本業務の適切な実施が可能であると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	4,290,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	41
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0986-23-2119 (直通)								
契 約 案 件 名	都城市職員採用試験業務委託								
案 件 の 概 要	職員採用試験に係る試験問題の貸与並びに採点結果及び結果処理に関する業務を委託するもの								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都品川区大崎1-11-1 [名 称] 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、本市が第一に求める人材は、企画力及び創造力に長け、様々な課題や社会情勢の変化に対しても柔軟に対応できるような、現場能力に優れた人材である。本業務の履行事業者は、高い現場能力を有する人材の確保に適した試験を提供可能であり、かつ本市の想定する実施スケジュールに対応可能であることが望ましい。 上記事業者が提供するSPI3試験は、個人の基本的な資質を能力検査及び性格検査に基づき測定する現場能力重視型の試験である。テストセンター方式では全国47都道府県の会場での受験が可能であることから、他県在住の受験者等にとっての利便性が格段に向上し、本市の求める人材を全国から募ることができる。 さらに、上記事業者は、同種の試験を提供している他事業者と比較して、試験準備段階から採点結果報告までに要する期間が短く、本市採用試験計画に基づく実施スケジュールに対応可能である。 このように、本市が求める条件を同時に満たすのは、上記事業者が提供するSPI3試験のみである。また、上記事業者は民間企業及び他自治体における多数のSPI3試験導入実績を有しており、本業務の適切な実施が可能であると認められる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。								
契 約 締 結 日	令和6年4月1日								
契 約 金 額	執行見込総額 3,630,000円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">単価契約</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">単価</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">予定数量</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">テストセンターサービスSPI3-U、G、H</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">6050円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">600人</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,630,000</td> </tr> </tbody> </table>	単価契約	単価	予定数量	合計	テストセンターサービスSPI3-U、G、H	6050円	600人	3,630,000
単価契約	単価	予定数量	合計						
テストセンターサービスSPI3-U、G、H	6050円	600人	3,630,000						

令和6年度 随意契約理由書

番号	42
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	産業医業務委託
案 件 の 概 要	労働安全衛生法に基づく、職員の健康管理を目的とした産業医としての労働衛生管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>職員の健康管理を行う産業医の選定に当たり、市にはどの医師が産業医の業務を実施できるのかという情報が少なく、適切な医師の選定が非常に困難である。</p> <p>このため、本業務の委託に当たっては、市内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人に適切な医師の選定まで含めて委託する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2, 9 8 4, 5 2 0円

令和6年度 随意契約理由書

番号	43
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0986-23-2119 (直通)												
契 約 案 件 名	訪問介護員派遣業務委託												
案 件 の 概 要	都城市役所に在籍し、勤務中において日常的に身体介護を受ける必要がある職員（以下「要介護職員」という）に対して、市役所に訪問介護員を派遣して身体介護の実施を委託するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市上川東四丁目7号3番地 [名 称] 合同会社みらい												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、1日2回における原則定められた時間に市役所庁舎に訪問介護員2名を派遣して、適切かつ確実に身体介護を行うことが必要である。</p> <p>しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないため、競争入札に代え、3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、2者が見積辞退となり、残った1者である上記事業者の見積額が予定価格内であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和6年4月1日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">2,779,920円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>訪問介護</td> <td style="text-align: center;">2860円</td> <td style="text-align: center;">972回</td> <td style="text-align: right;">2,779,920</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	2,779,920円	単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>訪問介護</td> <td style="text-align: center;">2860円</td> <td style="text-align: center;">972回</td> <td style="text-align: right;">2,779,920</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	訪問介護	2860円	972回	2,779,920
執行見込総額	2,779,920円												
単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>訪問介護</td> <td style="text-align: center;">2860円</td> <td style="text-align: center;">972回</td> <td style="text-align: right;">2,779,920</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	訪問介護	2860円	972回	2,779,920				
	単価	予定数量	合計										
訪問介護	2860円	972回	2,779,920										

令和6年度 随意契約理由書

番号	44
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)																
契 約 案 件 名	職員採用管理システム利用契約																
案 件 の 概 要	職員採用試験における受験者にとっての利便性向上及び業務の効率化を図るため、受験申込受付から採用決定までを一元管理できる職員採用管理システムを導入するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪府中央区淡路町3-1-9 淡路町ダイビル [名 称] 株式会社日本経営協会総合研究所																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>職員採用において、民間企業や他自治体との競争が激しさを増している中で、本市が求める人材を採用するためには、本市への受験がしやすい環境を整える必要がある。</p> <p>本業務は、職員採用試験受験者の利便性向上及び事務事務の効率化を図るため、採用試験の申込、受験票の発行、合否連絡等を電子化した職員採用管理システムを利用するものである。</p> <p>システムには、試験別及び職種別の募集要項・エントリーフォーム作成、年齢その他の資格要件を満たさない受験者への制限表示、顔写真のアップロード及び受験票作成の機能が必要である。</p> <p>これらの要件を満たすのは、上記事業者の提供するシステム「Be-smart」のみである。また、上記事業者は人材の採用、登用等に関する各種適性検査及び測定・診断ツールの開発・提供企業として多数の実績を有しており、本業務の適切な実施が可能であると認められる。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">715,000円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td style="text-align: right;">55000円</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: right;">55,000</td> </tr> <tr> <td>登録者数0~1,000名</td> <td style="text-align: right;">55000円</td> <td style="text-align: center;">12月</td> <td style="text-align: right;">660,000</td> </tr> </table>	執行見込総額	715,000円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	基本料金	55000円	1年	55,000	登録者数0~1,000名	55000円	12月	660,000
執行見込総額	715,000円																
複数単価契約	単価	予定数量	合計														
基本料金	55000円	1年	55,000														
登録者数0~1,000名	55000円	12月	660,000														

令和6年度 随意契約理由書

番号	45
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	住民情報システムクラウドサービス利用契約
案 件 の 概 要	市で使用している住民情報システムクラウドサービスの使用権の許諾及び障害対応等のサポート業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>住民情報システムクラウドサービス（以下「サービス」という。）は、上記事業者が開発し、サービスに係る使用権を保有しているものであり、同システムについては、同事業者からでなければ、使用権の許諾を受けることはできない。</p> <p>また、障害対応等の基本サポートや法改正対応サポートについても、上記事業者でなければ実施できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	59,702,280円

令和6年度 随意契約理由書

番号	46
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	電子計算組織に係るシステムエンジニアリング支援業務委託
案 件 の 概 要	業務上必要な基幹系システムAcrocityに係るシステムエンジニアリング支援業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、基幹系システムAcrocity（以下「Acrocity」という。）の開発及び運用に関する委託業務で、日常的な各課からの開発依頼、改修依頼、運用等即時に対応する必要がある作業をシステムエンジニアリング支援により行うものである。</p> <p>上記事業者は、現在のAcrocityの導入事業者であり、この委託業務を安全かつ継続的に履行すること及び即時の対応ができる唯一の事業者である。</p> <p>仮に他の事業者の本業務を委託した場合、障害時の対応が難しいことに加え、業務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	25,080,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	47
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	ヘルプデスク及びネットワーク管理業務委託
案 件 の 概 要	ヘルプデスク業務及びネットワークの安定稼動のための障害対応、職員に対する指導や助言などの支援等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在利用している庁内ネットワークの根幹となるサーバー及びネットワーク機器（以下「サーバー等」という。）は、上記事業者が導入及び設定を行ったものである。</p> <p>本業務に当たっては、サーバー等についての専門的知識を有すること及び設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、サーバー等の導入事業者と管理事業者が混在することとなるため、障害発生時の速やかな対応が難しく、その際の責任の所在も不明確となる。また、職員からの問合せ等の確実な履行が期待できず、行政事務に支障が出るおそれがある。</p> <p>以上の理由により、本業務については上記事業者でなければ適切かつ確実な対応ができないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	14,916,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	48
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	情報ネットワークシステム保守業務委託
案 件 の 概 要	情報ネットワークシステムを正常かつ円滑に使用するための運用及び 機器保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、令和3年度のプロポーザルで選定し契約した、情報ネットワークシステム賃貸借契約で導入したネットワークの保守業務を委託するものである。 現在、整備されている情報ネットワークシステムは、上記事業者が導入及び設定を実施したものであり、同事業者は、今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの導入事業者と保守事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	10,530,036円

令和6年度 随意契約理由書

番号	49
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	総合福祉システム保守業務委託
案 件 の 概 要	総合福祉システムのカスタマイズや不具合が生じた際の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>総合福祉システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	8,580,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	50
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	地域イントラネットワーク保守業務委託
案 件 の 概 要	地域イントラネットワーク運用に係るネットワーク設定及びネットワーク運用支援に関する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>地域イントラネットワークは、地域間の情報格差是正を目的として整備された、市の出先機関を含む複数の行政機関を統合するネットワークである。</p> <p>現在整備されている都城市地域イントラネットワークは、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、上記事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの構築事業者と保守事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確になる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	6, 4 1 4, 6 7 2円

令和6年度 随意契約理由書

番号	51
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	財務会計システムネットワーク保守業務委託
案 件 の 概 要	財務会計システムネットワーク運用に係るネットワーク設定及びネットワーク運用支援に関する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、地域イントラネットワーク賃貸借で構築したネットワークに含まれている財務会計システムネットワークを継続して運用するために行うものである。</p> <p>現在整備されている財務会計システムネットワークは、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの整備事業者と保守事業者が混在することとなるため、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	4,690,224円

令和6年度 随意契約理由書

番号	52
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	健康管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	健康管理システムのカスタマイズや不具合が生じた際の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 健康管理システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,494,040円

令和6年度 随意契約理由書

番号	53
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	Universal Oneサービス契約
案 件 の 概 要	窓口DXSaaSを活用した書かない窓口の運用に伴うガバメントクラウド接続サービス回線の利用契約
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目6番1号 [名 称] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市では、昨年度、国の実証実験において窓口DXSaaSの構築を行い、書かない窓口を実施している。</p> <p>窓口DXSaaSとは、デジタル庁が公募し、選定した事業者によって、ガバメントクラウド上に構築・提供する窓口支援システムのことである。</p> <p>上記事業者は、デジタル庁から窓口DXSaaSで使用する回線について運用を委託されている事業者であり、昨年度から実施している書かない窓口においても同事業者と契約し、システムの構築・運用を行っている。</p> <p>本事業は、書かない窓口の継続に伴い、窓口DXSaaSで使用する回線の利用を延長するものであり、窓口DXSaaSの付帯役務として同事業者が提供する回線を利用しなければ、障害発生時の対応を迅速かつ確実に行うことはできない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3, 277, 560円

令和6年度 随意契約理由書

番号	54
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	住基ネットワークシステム機器保守業務委託
案 件 の 概 要	住基ネットワークシステム機器の保守業務を委託するもの（令和6年4月1日から令和6年11月31日までの契約）
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>住基ネットワークシステム機器は、上記事業者が導入及び設定を行ったものである。</p> <p>当該システム機器の保守業務の履行に当たっては、機器の専門知識を有すること及び設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれがあり、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、当該システム機器の導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,645,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	55
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2129 (直通)
契 約 案 件 名	消防団管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	消防団管理システムの障害対応及び障害発生防止のための機器保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町14街区20号 [名 称] 株式会社システム開発 都城支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、システムの専門的知識を有すること及び設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。消防団管理システムは上記事業者が導入及び設定を行ったものである。そのため、上記事業者が本業務の適切かつ確実な対応を期待できる唯一の事業者である。仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応等の確実な履行が期待できず、システムの不具合等により消防団運営に支障が出る可能性が高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,584,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	56
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2129 (直通)
契 約 案 件 名	避難所Wi-Fi機器保守管理業務委託
案 件 の 概 要	一次避難所に設置した無線LANアクセスポイント機器の保守管理を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>令和3年度から令和5年度にかけて一次避難所(全34箇所)に光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントを設置した。</p> <p>本案件は、設置した機器の保守管理業務を委託するものである。</p> <p>上記事業者は、当該機器等の導入、設置を実施した事業者であるため、機器等に精通しており、本業務の早急かつ確実な対応が可能である。</p> <p>仮に他の事業者に本業務を委託した場合、障害等の対応が難しいことに加え、業務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者でなければ本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	905,256円

令和6年度 随意契約理由書

番号	57
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直通)
契 約 案 件 名	災害時情報配信システム使用料
案 件 の 概 要	災害時情報配信システムを利用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府箕面市桜井1丁目10番28号 [名 称] 株式会社アルカディア
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>災害時情報配信システム（以下「同システム」）はエリアメール／緊急速報メール、県防災情報共有化システム、テレフォンサービス、防災行政無線等のメディアと連携し災害発生時の伝達手段の多様化を図るものである。</p> <p>また、専用機器を用いることなく、パソコン等から情報を一斉配信できるようになることから迅速な情報伝達を可能とするため令和5年度から導入しているものである。</p> <p>同システムの稼働開始にあたり使用料についての契約が必要であり、開発事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	792,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	58
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2129 (直通)
契 約 案 件 名	避難所管理システム使用料
案 件 の 概 要	避難所管理システムを利用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>避難所管理システム（以下「同システム」という。）は、災害発生時の適切な情報発信により、避難する市民の負担低減や避難所管理の効率化を図るため、令和3年度に導入したものである。</p> <p>同システムは上記事業者が開発したものであり、同事業者からでなければ使用権の許諾が受けられない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	660,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	59
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 納税管理課 [電 話 番 号] 0986 - 23 - 2126 (直通)
契 約 案 件 名	滞納整理支援システム保守業務委託
案 件 の 概 要	滞納整理支援システムのソフトウェアの保守業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、上記事業者が開発及び導入を行ったものである。 当該システムの保守業務の履行に当たっては、機器の専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、導入事業者と保守事業者が混在することとなり、障害発生時の速やかな対応が難しく、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、当該システムの開発及び導入を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,797,244円

令和6年度 随意契約理由書

番号	60
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 3 (直通)
契 約 案 件 名	地方税電子申告支援サービス利用契約
案 件 の 概 要	地方税ポータルシステム (eLTAX) を通して、地方税の電子申告及び住民税に係る公的年金からの特別徴収データの送受信、国税連携による確定申告書等の電子データ送受信等に当たり、ASPサービス及び地方税電子申告審査サービスを利用する業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地 [名 称] 株式会社 TKC
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 エルタックス (eLTAX: 地方税ポータルシステム) は、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムである。住民税の賦課資料データの送受信や電子申告の受付、審査及び共通納税等が全てこのシステムで行われ、地方税業務には不可欠なものである。 本件はエルタックスについて、ASP方式 (エルタックスの運用に必要な審査システムを民間企業が構築、運用し、地方公共団体が有料でサービスを受ける方式) における審査システムの利用契約を行うものである。 上記事業者は、平成31年4月に本市が導入した審査システムを構築した事業者であり、本市の税務基幹業務とデータ連携が密接な関係にあるため、利用に係る契約の相手方が同事業者に特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	8, 4 4 8, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	61
----	----

担当課	[部課等名] 総務部 市民税課 [電話番号] 0986-23-6376 (直通)																
契約案件名	軽自動車税申告に係る調査業務委託																
案件の概要	軽自動車税課税のために、小型二輪自動車及び軽自動車の軽自動車税申告に係る新規届出、廃車、名義変更等についての調査を委託するもの																
契約の相手方	[所在地] 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2729-31 [名称] 一般社団法人全国軽自動車協会連合会 宮崎事務所																
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、軽自動車税課税のために、小型二輪自動車及び軽自動車の軽自動車税申告に係る新規届出、廃車、名義変更等についての調査を委託するものである。</p> <p>課税対象である小型二輪自動車及び軽自動車に係る新規届出、廃車、名義変更等については、本来、使用者による本市への直接申告が必要であるが、申告者の利便性及び課税客体の適正な把握のために、申告を代行する機関として、都道府県単位で、軽自動車協会連合会が設立されている。</p> <p>このため、本件については、上記法人以外に軽自動車税申告に係る調査を委託できる者がいないため、同法人と随意契約するものである。</p>																
契約締結日	令和6年4月1日																
契約金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">2,420,000円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>調査件数 (申告書紙媒体のみ)</td> <td style="text-align: center;">88円</td> <td style="text-align: center;">25000件</td> <td style="text-align: right;">2,200,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※税抜単価</td> </tr> </table>	執行見込総額	2,420,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	調査件数 (申告書紙媒体のみ)	88円	25000件	2,200,000	※税抜単価			
執行見込総額	2,420,000円																
単価契約	単価	予定数量	合計														
調査件数 (申告書紙媒体のみ)	88円	25000件	2,200,000														
※税抜単価																	

令和6年度 随意契約理由書

番号	62
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	土地評価システム運営業務委託
案 件 の 概 要	固定資産税の土地評価をするに当たり、毎年の異動処理及び3年ごとの評価替えに対応するため、税務地図情報システムを利用して、土地評価に必要なデータを整備する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 朝日航洋株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>土地評価業務は、所有権移転や分合筆などの普通異動処理の他に3年毎の評価替えに向けた準備作業を毎年実施している。特に評価替え作業については、市内における地域性を踏まえつつ、過去からの土地評価に関するデータを引き継ぎながら、様々な要因の変化を適正に把握し、評価に反映させなければならない。現在、稼働中の土地評価システム（税務地図情報システム）は、土地評価に係る様々なデータを整備し、過去のデータを蓄積・活用しながら評価を行うばかりでなく、長年にわたり本市と上記事業者がそれぞれの知見とノウハウを駆使して構築してきたシステムである。さらに、上記事業者は、本市の評価方法等に精通していることから評価基準に関する提案等を行うなどアドバイザー的な役割も果たしており、現システムには、上記事業者の知的財産を活用した機能も随所に盛り込まれている。</p> <p>毎年の土地評価業務は、これら過去の土地評価に関する様々なデータやノウハウが蓄積された、現システムを今後も継続的に活用しながらシステム変更等による急激な評価変動の可能性を回避しながら、公平かつ公正で安定した土地の評価を行っていく必要がある。</p> <p>なお、同システムは、上記事業者が開発し、導入したものであり、その著作権を有していることから、本業務は、土地評価システムを開発した上記事業者以外には履行できないものであり、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	72,820,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	63
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	地図情報管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	固定資產業務支援システムソフト、本庁・総合支所窓口地図閲覧システムソフト及び全庁型地図情報システムソフトの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 朝日航洋株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在稼働中の固定資產業務支援システムソフト、本庁・総合支所窓口地図閲覧システムソフト及び全庁型地図情報システムソフトについては、上記事業者がソフトウェアの著作権を持っているため、同事業者以外ではシステムの環境設定等を行うことが困難であり、本業務の適切かつ確実な履行が望めない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 6 9 4, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	64
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 4 (直通)
契 約 案 件 名	土地評価支援業務委託
案 件 の 概 要	固定資産の評価及び課税を適正に行い、納税者への説明責任を果たすため、土地評価方法の見直し、土地の評価額についての問合せ、審査申出等に対する回答、土地評価マニュアルの更新、職員向け研修会の開催等、業務遂行に必要な専門家の助言及び資料の提供等の各種支援業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 一般財団法人日本不動産研究所 宮崎支所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 固定資産の評価は、固定資産評価基準に基づいて評価する。しかし、評価方法の細部で確定していない部分もあり、精度の高い適正な評価をするためには、業務への十分な理解及び経験が必要である。また、土地評価の困難事例が度々発生している。最近では、弁護士、税理士等の専門家から不服申立てがあり、専門的な問合せも増えているため、よりの確な対応が求められるようになっている。 このため、適切な土地評価事務遂行においては、専門的な助言、勉強会及び土地評価マニュアルの更なる充実が必要であり、専門家の支援が必要不可欠となっている。この点、上記事業者は、これまで、本市の土地評価マニュアルの作成業務を受注し、土地評価の問題点の相談に応じており、また、本市の評価の状況を熟知し、全国で300人弱もの鑑定士から構成されていることから全国的な事例も把握している。 以上の理由により、本業務の最も適切かつ確実な履行が可能と見込まれる上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 314, 500円

令和6年度 随意契約理由書

番号	65
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0986-23-2295 (直通)
契 約 案 件 名	都城市国際交流センター運営業務委託
案 件 の 概 要	都城市が設置している「都城市国際交流センター」の相談窓口業務等の委託を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市姫城町4街区1号 [名 称] 一般社団法人都城国際交流協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>一般社団法人都城国際交流協会はこれまでに、都城地区に根ざした国際交流活動や多文化共生事業を行うことで市内在住の外国人の拠り所となっており、継続的に外国人と日本人が交流する場を提供するに当たり、その役割を果たす団体はほかにはないと考えられる。</p> <p>以上の理由により、年間を通して、都城市国際交流センターの運営の一連の業務について、一般社団法人都城国際交流協会でなければ適切かつ確実な対応が期待できないことから、同協会と随意契約を交わすものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	5, 414, 000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	66
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0986-23-2295 (直通)
契 約 案 件 名	市ホームページのやさしい日本語化システムに係る保守業務委託
案 件 の 概 要	言葉の壁により情報弱者となりやすい外国人市民へ行政情報をわかりやすく伝達するため導入した、市のホームページをやさしい日本語へと変換するシステムに係る保守管理を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市中村東3丁目5-2 [名 称] パステムソリューションズ株式会社宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、本市における外国人住民の数は増加の一途を辿っており、その国籍も多様化している。そのため、全ての国や地方出身の外国人住民に対して、多言語による対応は非常に困難な状況となっている。</p> <p>その中で現在、外国人に対し有効な情報伝達手段として、やさしい日本語による伝達が注目を集めており、また、外国人住民からの需要も高い。</p> <p>本業務は、既に構築されたホームページに導入したやさしい日本語化のシステムに係る保守管理を行うものである。</p> <p>上記事業者は、市のホームページを構築・管理しており、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	617,760円

令和6年度 随意契約理由書

番号	67
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0986-23-2128 (直通)
契 約 案 件 名	証明書等自動交付サービス契約約款 (市区町村契約編)
案 件 の 概 要	コンビニ交付サービスを実施するに当たり、地方公共団体情報システム機構と証明書等自動交付事務の運営管理に関して契約を締結するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区一番町25番地 [名 称] 地方公共団体情報システム機構
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 コンビニ交付サービスを実施するに当たっては、当該サービスの運営主体である上記団体と交付事務の運営管理について契約を締結する必要がある。 以上の理由により、同団体と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	4,787,037円

令和6年度 随意契約理由書

番号	68
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0986-23-2128 (直通)
契 約 案 件 名	窓口業務支援システム (窓口DXSaaS) 運用保守業務委託
案 件 の 概 要	窓口業務支援システム (窓口DXSaaS) の運用保守業務について委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 北海道北見市北二条西三丁目6番地 [名 称] 株式会社北見コンピューター・ビジネス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 窓口業務支援システム (以下「システム」という。) は、上記事業者が開発及び提供を行っているものである。当該システムはデジタル庁が提供するガバメントクラウド上で構築されており、アクセス権限等も厳格に設定されているため、サービスの提供及び運用保守業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ実施することができない。 以上の理由により、当該システムの開発及び提供を行っている上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が不可能であることから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	4, 224, 000円

別紙(番号69号関係)

令和6年度マイナンバーカード関連事務委託予算執行予定額

項目	金額	内訳
初期導入費	0	
固定費	216,000	18,000円*12月
従量費	1,089,820	下表参照
一般管理費	261,164	(216,000+1,089,820) *20%
消費税	156,698	
予算執行予定額	1,723,682	

業務名	単価	想定件数	予定額
マイナンバーカードの交付申請	2,010	154	309,540
電子証明書の発行	900	71	63,900
電子証明書の更新	970	256	248,320
署名用電子証明書用暗証番号の初期化	770	12	9,240
その他暗証番号(署名用電子証明書用以外の暗証番号をいう。以下同じ。)の初期化	730	79	57,670
署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の発行を同時に行った場合	1,070	17	18,190
署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の更新を同時に行った場合	1,150	36	41,400
その他暗証番号の初期化、電子証明書の発行を同時に行った場合	1,140	11	12,540
その他暗証番号の初期化、電子証明書の更新を同時に行った場合	1,220	4	4,880
その他暗証番号の初期化、署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の発行を同時に行った場合	1,310	42	55,020
その他暗証番号の初期化、署名用電子証明書用暗証番号の初期化、電子証明書の更新を同時に行った場合	1,380	34	46,920
署名用電子証明書用暗証番号の初期化、その他暗証番号の初期化を同時に行った場合	1,010	220	222,200
合計			1,089,820

令和6年度 随意契約理由書

番号	70
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)																	
契 約 案 件 名	本庁舎証明書発行機基本契約																	
案 件 の 概 要	住民票等の証明書を発行できる証明書発行機の運用に係る手数料及び通信料についての契約を締結するもの																	
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号 [名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社																	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、住民票等の証明書等のコンビニ交付サービスの利用促進及び市民サービスの向上のため、都城市役所本庁舎に設置してある住民票等の証明書等が発行できる証明書発行機（以下「機器」という。）を運用するものである。</p> <p>同機器は、上記事業者製のものであり、令和3年度に導入された。同機器の運用については、地方公共団体情報システム機構とシャープマーケティングジャパン株式会社と本市との3者間契約に基づく委託手数料及びデータセンターとの通信が必要となるが、同機器からデータセンターへの通信は上記事業者でなくては提供ができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>																	
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																	
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">1, 7 0 9, 3 8 8 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">複数単価契約</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">証明書発行手数料</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">93 円</td> <td style="text-align: center;">18372 通</td> <td style="text-align: right;">1,708,596</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">「利用登録申請」における申請番号の印刷料金</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">5.5 円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">144 枚</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">792</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 7 0 9, 3 8 8 円	複数単価契約		証明書発行手数料	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">93 円</td> <td style="text-align: center;">18372 通</td> <td style="text-align: right;">1,708,596</td> </tr> </table>	単価	予定数量	合計	93 円	18372 通	1,708,596	「利用登録申請」における申請番号の印刷料金	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">5.5 円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">144 枚</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">792</td> </tr> </table>	5.5 円	144 枚	792
執行見込総額	1, 7 0 9, 3 8 8 円																	
複数単価契約																		
証明書発行手数料	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">93 円</td> <td style="text-align: center;">18372 通</td> <td style="text-align: right;">1,708,596</td> </tr> </table>	単価	予定数量	合計	93 円	18372 通	1,708,596											
単価	予定数量	合計																
93 円	18372 通	1,708,596																
「利用登録申請」における申請番号の印刷料金	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">5.5 円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">144 枚</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">792</td> </tr> </table>	5.5 円	144 枚	792														
5.5 円	144 枚	792																

令和6年度 随意契約理由書

番号	71
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0986-23-2128 (直通)
契 約 案 件 名	各種証明書コンビニ交付システム保守業務委託
案 件 の 概 要	各種証明書コンビニ交付システムのハードウェア及びソフトウェアの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>各種証明書コンビニ交付システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発及び導入を行ったものである。</p> <p>当該システムの保守業務の履行に当たっては、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有すること並びに設定内容の十分な理解が必要不可欠である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、当該システムの開発及び導入を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,629,276円

令和6年度 随意契約理由書

番号	72
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0986-23-2128 (直通)
契 約 案 件 名	本庁舎証明書発行機等の保守及び消耗品等供給業務委託契約
案 件 の 概 要	住民票等の証明書を発行できる証明書発行機の保守及び消耗品等の供給を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号 [名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、住民票等の証明書等のコンビニ交付サービスの利用促進と市民サービスの向上のため、都城市役所本庁舎に設置してある住民票等の証明書等が発行できる証明書発行機（以下「機器」という。）の保守及び消耗品等の供給を行うものである。</p> <p>同機器は上記事業者が製造、設置したものであり、保守及び消耗品等の供給については、上記事業者のデータセンターとの通信により管理するのが最も適切かつ確実な方法である。また、同機器を長期間安定的に性能を維持させるためには、構造を熟知している上記事業者が最良である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,056,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	73
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0986-57-3111 (直通)														
契 約 案 件 名	山之口地区デマンド型乗合タクシー運行事業委託														
案 件 の 概 要	公共交通の無い地区を対象に、予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を運行するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町1906番地2 [名 称] 有限会社 銀星タクシー														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、公共交通の空白地である山之口地域での利便性確保のため、代替措置として予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を運行する業務を委託するものである。</p> <p>予約型乗合タクシーの運行に当たっては、道路運送法第4条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業に関する国土交通大臣の許可を受ける必要があり、許可申請の際は、運行区域を定める必要があるが、現在、山之口地区において区域運行許可を受けているのは、上記事業者のみである。</p> <p>また、上記事業者は、事業開始当初から当該業務を請負っておりこれまでの履行状況も申し分ない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>※推定総額は、合計から運賃収入見込み額（295,200円）を減じた額。</p>														
契 約 締 結 日	令和6年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">5,236,704円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">単価</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">予定数量</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">合計</td> </tr> <tr> <td>運行業務（1日当たり）</td> <td style="text-align: right;">21,609円</td> <td style="text-align: right;">256日</td> <td style="text-align: right;">5,531,904</td> </tr> </table>			執行見込総額	5,236,704円			単価契約	単価	予定数量	合計	運行業務（1日当たり）	21,609円	256日	5,531,904
執行見込総額	5,236,704円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
運行業務（1日当たり）	21,609円	256日	5,531,904												

令和6年度 随意契約理由書

番号	74
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0986-57-3111 (直通)
契 約 案 件 名	山之口総合センターエレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	山之口総合センターのエレベータ保守点検業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、山之口センターに設置しているエレベータの点検・調整から修理部品の交換まで、エレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含むものである。</p> <p>上記事業者は、山之口総合センターのエレベータの製造・施工を行った事業者である。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。機器の設定や点検に関しては対象機器の専門的な知識が必要不可欠である。</p> <p>また、本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者でなければ本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	858,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	75
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0986-57-3111 (直通)
契 約 案 件 名	山之口総合センター小便器自動洗浄器・腰掛便座用便座除菌剤吐出装置 賃貸借
案 件 の 概 要	山之口総合センター内に小便器自動洗浄器・腰掛便座用便座除菌剤吐出装置を設置し、装置の保守点検を実施する賃貸借業務である。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区九段南一丁目5番10号 [名 称] 日本カルミック株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、山之口総合センターのトイレ内に便器自動洗浄器・腰掛便座用便座除菌剤吐出装置を設置し、装置の保守点検を実施する賃貸借業務である。 これらの装置は、上記事業者のみが提供できる唯一の製品であり、同事業者でなければ適切かつ確実な業務の履行ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	608,520円

令和6年度 随意契約理由書

番号	76
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0986-57-3113 (直通)
契 約 案 件 名	道の駅山之口 (駐車場・トイレ) 管理業務委託
案 件 の 概 要	道の駅山之口の駐車場及びトイレに関する清掃、消耗品交換等の維持管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山之口町山之口2304番地6 [名 称] 道の駅山之口株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>道の駅山之口内にある本市所有の都城市山之口ふるさと産品販売所、都城市山之口農林水産物直売・食材供給施設及び都城市山之口農林水産物処理加工施設については、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで上記事業者が指定管理者として管理運営業務に関する基本協定を締結している。</p> <p>これに対し、道の駅山之口内の駐車場及びトイレについては、宮崎県所有の施設であり、県と市との覚書により、本市が日常的な維持管理を行っているが、本市所有の施設ではないため、これらの維持管理については、前述の指定管理業務の範囲に含めることができない。</p> <p>しかしながら、この駐車場及びトイレは、本来、道の駅山之口の利用者のために整備されたものであり、清掃や消耗品の交換、施設の故障や破損等があった場合の応急処置などの業務は、道の駅の管理として一体的に行うべき性格のものである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,602,503円

令和6年度 随意契約理由書

番号	77
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0986-57-1312 (直通)
契 約 案 件 名	花木第3団地エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	花木第3団地に設置されているエレベータのメンテナンス、定期点検及び年1回の年次検査等の委託をするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベーター株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、花木第3団地に設置されているエレベータの遠隔監視・点検（常時）、定期点検・定期整備、年1回の年次検査及び年1回の法定定期検査の委託をするもので、点検・調整から修理部品の交換までのエレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含む業務である。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、設置されているエレベータの製造元であり、保守管理まで行っている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,399,200円

別紙（番号 78 号関係）

単価等内訳書

1 契約単価

路線名	運行区画	距離 (片道)	運行経路	運行日	契約単価 (運行経費)	運賃
Aコース	中原～さくらの里～高城総合支所～山之口総合支所～高城総合支所～さくらの里	45.8km	2往復	月曜日 木曜日	1日当たり 42,900円	定期券 1,000円/月 中学生以上 200円
Bコース	旧田辺小～さくらの里～高城総合支所～山之口総合支所	23.5km		火曜日 金曜日		小学生 100円
Cコース	原中～高城総合支所～さくらの里	15.0km		小学生未満 無料		

上記単価及び運賃には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

2 予定数量及び予定総額（推定総額）

【契約見込額】

区分	予定数量	予定総額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
運行業務	196日	8,408,400円
合計		8,408,400円

【利用者負担運賃予定表】

運賃区分	運賃	予定数量	金額
中学生以上	200円(片道)	1,300人	260,000円
小学生	100円(片道)	10人	1,000円
定期券	1,000円	21人	21,000円
合計額			282,000円

契約見込額の予定総額から、利用者負担運賃予定表の合計額を控除した額を推定総額とする。

なお、本契約は単価を契約の主目的としており、実際の取引量と上記の予定数量が一致しない場合でも、予定価格や単価を変更する必要がないかどうかを発注者と受注者とが協議し、単価を変更する必要がないと認められる場合には、改めて変更契約する必要はないものとする。

令和6年度 随意契約理由書

番号	79
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0986-58-2311 (直通)
契 約 案 件 名	穂満坊排水樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市乙房町1628番地5 [名 称] 都城市消防団高城方面隊第5部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であること、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断ができること及び危険時には安全かつ速やかな退避行動を行うことが必要である。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に居住しているため速やかに配置につくことが可能であり、これまでも本市の水門操作を行っていたことにより水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 272, 656円

令和6年度 随意契約理由書

番号	80
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高城郷土資料館施設警備業務委託
案 件 の 概 要	都城市高城郷土資料館施設警備業務を委託し、施設警備の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町7街区24号 [名 称] 南九州システム株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、予定価格が50万円を超える警備業務委託であり、本来は入札参加資格審査委員会に諮り入札業者を選定し、入札により契約相手方を決定すべき案件である。しかしながら、審査会への付議依頼を失念したことにより、令和6年4月1日からの業務履行には審査会及び入札に付する時間がないため、資格業者の全てである7社での見積り合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	924,000円

単価等内訳書

1 契約単価

契約単価は、下表の区分に応じて定めるものとする。

ただし、発注者の依頼を受けて給油を行った場合は、下表に定める単価に 500 円（消費税及び地方消費税を含む。）を加えた額を単価とする。

(1) Aコース

区 分		単 価 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
1	① 至中心部 最初の乗客の乗車場所 ② 至周辺部 最後の乗客の降車場所 浜之段バス停 ～ 山中入口	運行 1 便当たり 3,300 円
2	① 至中心部 最初の乗客の乗車場所 ② 至周辺部 最後の乗客の降車場所 尾首山四差路 ～ 旧夏尾保育園入口	運行 1 便当たり 3,850 円
3	① 至中心部 最初の乗客の乗車場所 ② 至周辺部 最後の乗客の降車場所 萩の尾バス停 ～ 宮前	運行 1 便当たり 4,400 円

(2) Bコース

区 分		単 価 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
1	① 至中心部 最初の乗客の乗車場所 ② 至周辺部 最後の乗客の降車場所 矢野新建材前 ～ 新地橋	運行 1 便当たり 3,300 円
2	① 至中心部 最初の乗客の乗車場所 ② 至周辺部 最後の乗客の降車場所 石風呂営農研修館前 ～ 上椎屋公民館入口	運行 1 便当たり 3,850 円

2 予定数量及び予定総額（推定総額）

※ 予約率 50%で算定

区分	予定数量	予定総額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
A コース 3,300 円区間	100 便	330,000 円
A コース 3,850 円区間	40 便	154,000 円
A コース 4,400 円区間	70 便	308,000 円
B コース 3,300 円区間	230 便	759,000 円
B コース 3,850 円区間	10 便	38,500 円
給油 500 円	12 回	6,000 円
合計額		1,595,500 円

3 利用者負担運賃予定表（令和6年4月～令和7年3月分）

コース	運賃区分	予定数量	金額【税込】
A コース	200 円／1 乗車	120 人	24,000 円
	100 円／1 乗車	人	0 円
	1,000 円／月	0 人	0 円
B コース	200 円／1 乗車	30 人	6,000 円
	100 円／1 乗車	48 人	4,800 円
	1,000 円／月	0 人	0 円
200 円／1 乗車の合計額			30,000 円
100 円／1 乗車の合計額			4,800 円
1,000 円／月の合計額			0 円
合計額			34,800 円

4 委託料の算定方法

各月の委託料は、上記 1 の単価に当該月の運行便数（実働便数）を乗じて得た額から受注者が收受した運賃（1 乗車運賃）を控除した金額とする。

令和6年度 随意契約理由書

番号	82
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市山田総合センターエレベーター保守点検業務委託
案 件 の 概 要	山田総合センターに設置されているエレベータの保守点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区綱場町4-1 [名 称] フジテック株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、山田総合センターに設置しているエレベータの点検・調整から修理部品の交換まで、エレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含むものである。</p> <p>エレベータの仕様、構造はメーカーごとに異なり、保守管理についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、設置から一貫した体制で安全管理まで行っている。</p> <p>当該施設におけるエレベータ設置の施工業者は、上記の事業者であり、他事業者へ保守点検を委託した場合、事故発生時の責任の主体(製造の瑕疵か、メンテナンス不良によるものなのか)が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化の観点から、エレベータ設置施工事業者の上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	646,800円

令和6年度 随意契約理由書

番号	83
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0986-62-1111 (直通)																																																				
契 約 案 件 名	自家用乗合自動車運行管理業務委託																																																				
案 件 の 概 要	高崎・高城総合支所で所有する自家用乗合自動車（バス）の車両運行に関する業務（運転、管理、整備等）を一括して委託するもの																																																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬3549番地40 [名 称] 有限会社 高崎観光バス																																																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、公用車として高崎及び高城総合支所で所有する、それぞれ1台の自家用乗合自動車（バス）の車両運行に関する業務（運転、管理、整備等）を一括して委託するものである。</p> <p>本件の委託方式は、一般的には「自家用自動車管理業」の請負に該当し、車両の運転業務のみの委託（人材派遣業）とは業務内容及び履行形態が大きく異なる。契約の履行に当たっては、高崎総合支所における乗車人員の需要に応じ、大型観光貸切バス及び小型観光貸切バス賃貸借との密接な連携・調整を図る必要があり、同業務を受託している上記事業者以外では、適切な履行が期待できないため、上記事業者と随意契約するものである。なお、本件は、事務効率化のため、業務内容及び受託者が同じである高城総合支所の契約についても、高崎総合支所において一括して契約締結の処理をするものである。</p>																																																				
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																																																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">2,948,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">運転業務</td> <td style="width: 10%;">1日当たり</td> <td style="width: 10%;">16500円</td> <td style="width: 10%;">123日</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>1泊当たり</td> <td>13200円</td> <td>4泊</td> </tr> <tr> <td>業務管理費</td> <td>1月当たり</td> <td>52800円</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>燃料費月払（遠隔地及び発注者の指定した給油所で給油を行えないやむを得ない特段の事情がある場合の給油分のみ実費）</td> <td></td> <td>154円</td> <td>410日</td> </tr> <tr> <td>保険料月払（実費）</td> <td></td> <td>14080円</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,029,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td style="text-align: right;">52,800</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td style="text-align: right;">633,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td style="text-align: right;">63,140</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td style="text-align: right;">168,960</td> </tr> </table>	執行見込総額		2,948,000円		複数単価契約		単価	予定数量	運転業務	1日当たり	16500円	123日	宿泊料	1泊当たり	13200円	4泊	業務管理費	1月当たり	52800円	12月	燃料費月払（遠隔地及び発注者の指定した給油所で給油を行えないやむを得ない特段の事情がある場合の給油分のみ実費）		154円	410日	保険料月払（実費）		14080円	12月				合計				2,029,500				52,800				633,600				63,140				168,960
執行見込総額		2,948,000円																																																			
複数単価契約		単価	予定数量																																																		
運転業務	1日当たり	16500円	123日																																																		
宿泊料	1泊当たり	13200円	4泊																																																		
業務管理費	1月当たり	52800円	12月																																																		
燃料費月払（遠隔地及び発注者の指定した給油所で給油を行えないやむを得ない特段の事情がある場合の給油分のみ実費）		154円	410日																																																		
保険料月払（実費）		14080円	12月																																																		
			合計																																																		
			2,029,500																																																		
			52,800																																																		
			633,600																																																		
			63,140																																																		
			168,960																																																		

令和6年度 随意契約理由書

番号	84
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0986-62-1111 (直通)																																				
契 約 案 件 名	高崎デマンド型乗合タクシー (DEFコース) 運行業務委託																																				
案 件 の 概 要	地域福祉交通対策として、郊外に居住する住民を対象に、総合支所への用事や買い物・通院などの生活交通手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの運行を委託するもの																																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬3549番地40 [名 称] 有限会社 高崎観光バス																																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、高崎地区において、交通弱者の生活交通手段を確保するため実施するデマンド型乗合タクシー運行事業の運行管理業務委託に係る契約である。</p> <p>高崎地区では平成12年から公共交通空白地を解消する目的で乗合バス・タクシーを定期運行していたが、利用者減少のため、令和3年度からデマンド方式に変更した。</p> <p>中山間地域の公共交通を維持していくためには、既存事業者を活用し、地域一体となって取り組んでいくことが重要となる。</p> <p>上記事業者は路線認可を受けて平成12年から乗合バスを運行し、デマンド型乗合タクシーに変更後も継続運行しており、地域に密着した運営を行い、地域を熟知している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>※推定総額は、委託料の推定総額から運賃収入見込み額(72,000円)を減じた額。</p>																																				
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,705,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>Dコース (縄瀬原～南鶴戸)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">89便</td> <td style="text-align: right;">293,700</td> </tr> <tr> <td>Dコース (鶴戸公民館～下轟)</td> <td style="text-align: right;">3850円</td> <td style="text-align: right;">61便</td> <td style="text-align: right;">234,850</td> </tr> <tr> <td>Eコース (上田平～朝倉)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">79便</td> <td style="text-align: right;">260,700</td> </tr> <tr> <td>Eコース (前田迫～上前田原)</td> <td style="text-align: right;">3850円</td> <td style="text-align: right;">61便</td> <td style="text-align: right;">234,850</td> </tr> <tr> <td>Fコース (西鍋～山王面)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">153便</td> <td style="text-align: right;">504,900</td> </tr> <tr> <td>Fコース (杉倉～杉倉温泉)</td> <td style="text-align: right;">3850円</td> <td style="text-align: right;">24便</td> <td style="text-align: right;">92,400</td> </tr> <tr> <td>車両管理業務</td> <td style="text-align: right;">13000円</td> <td style="text-align: right;">12月</td> <td style="text-align: right;">156,000</td> </tr> </table>	執行見込総額		1,705,400円		複数単価契約	単価	予定数量	合計	Dコース (縄瀬原～南鶴戸)	3300円	89便	293,700	Dコース (鶴戸公民館～下轟)	3850円	61便	234,850	Eコース (上田平～朝倉)	3300円	79便	260,700	Eコース (前田迫～上前田原)	3850円	61便	234,850	Fコース (西鍋～山王面)	3300円	153便	504,900	Fコース (杉倉～杉倉温泉)	3850円	24便	92,400	車両管理業務	13000円	12月	156,000
執行見込総額		1,705,400円																																			
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																		
Dコース (縄瀬原～南鶴戸)	3300円	89便	293,700																																		
Dコース (鶴戸公民館～下轟)	3850円	61便	234,850																																		
Eコース (上田平～朝倉)	3300円	79便	260,700																																		
Eコース (前田迫～上前田原)	3850円	61便	234,850																																		
Fコース (西鍋～山王面)	3300円	153便	504,900																																		
Fコース (杉倉～杉倉温泉)	3850円	24便	92,400																																		
車両管理業務	13000円	12月	156,000																																		

令和6年度 随意契約理由書

番号	85
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)																																				
契 約 案 件 名	高崎デマンド型乗合タクシー (ABCコース) 運行業務委託																																				
案 件 の 概 要	地域福祉交通対策として、郊外に居住する住民を対象に、総合支所への用事や買い物・通院などの生活交通手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの運行を委託するもの																																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上川東一丁目1号2番地 [名 称] 株式会社 おくつタクシー																																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、高崎地区において、交通弱者の生活交通手段を確保するため実施するデマンド型乗合タクシー運行事業の運行管理業務委託に係る契約である。</p> <p>高崎地区では平成12年から公共交通空白地を解消する目的で乗合バス・タクシーを定期運行していたが、利用者減少のため、令和3年度からデマンド方式に変更した。</p> <p>中山間地域の公共交通を維持していくためには、既存事業者を活用し、地域一体となって取り組んでいくことが重要となる。</p> <p>上記事業者は路線認可を受けて平成12年から乗合バスを運行し、デマンド型乗合タクシーに変更後も継続運行しており、地域に密着した運営を行い、地域を熟知している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>※推定総額は、委託料の推定総額から運賃収入見込み額(72,000円)を減じた額。</p>																																				
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">1, 138, 900円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 20%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aコース (温水～椎屋入口)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">49便</td> <td style="text-align: right;">161,700</td> </tr> <tr> <td>Aコース (氏益～東崎山)</td> <td style="text-align: right;">3850円</td> <td style="text-align: right;">8便</td> <td style="text-align: right;">30,800</td> </tr> <tr> <td>Aコース (下笛ヶ水～竹元)</td> <td style="text-align: right;">4400円</td> <td style="text-align: right;">2便</td> <td style="text-align: right;">8,800</td> </tr> <tr> <td>Bコース (高崎小南～万徳橋)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">72便</td> <td style="text-align: right;">237,600</td> </tr> <tr> <td>Bコース (荒場大平～星塚)</td> <td style="text-align: right;">3850円</td> <td style="text-align: right;">16便</td> <td style="text-align: right;">61,600</td> </tr> <tr> <td>Cコース (高坂～枝溝)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">168便</td> <td style="text-align: right;">554,400</td> </tr> <tr> <td>車両管理業務</td> <td style="text-align: right;">13000円</td> <td style="text-align: right;">12月</td> <td style="text-align: right;">156,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 138, 900円	複数単価契約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 20%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aコース (温水～椎屋入口)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">49便</td> <td style="text-align: right;">161,700</td> </tr> <tr> <td>Aコース (氏益～東崎山)</td> <td style="text-align: right;">3850円</td> <td style="text-align: right;">8便</td> <td style="text-align: right;">30,800</td> </tr> <tr> <td>Aコース (下笛ヶ水～竹元)</td> <td style="text-align: right;">4400円</td> <td style="text-align: right;">2便</td> <td style="text-align: right;">8,800</td> </tr> <tr> <td>Bコース (高崎小南～万徳橋)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">72便</td> <td style="text-align: right;">237,600</td> </tr> <tr> <td>Bコース (荒場大平～星塚)</td> <td style="text-align: right;">3850円</td> <td style="text-align: right;">16便</td> <td style="text-align: right;">61,600</td> </tr> <tr> <td>Cコース (高坂～枝溝)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">168便</td> <td style="text-align: right;">554,400</td> </tr> <tr> <td>車両管理業務</td> <td style="text-align: right;">13000円</td> <td style="text-align: right;">12月</td> <td style="text-align: right;">156,000</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	Aコース (温水～椎屋入口)	3300円	49便	161,700	Aコース (氏益～東崎山)	3850円	8便	30,800	Aコース (下笛ヶ水～竹元)	4400円	2便	8,800	Bコース (高崎小南～万徳橋)	3300円	72便	237,600	Bコース (荒場大平～星塚)	3850円	16便	61,600	Cコース (高坂～枝溝)	3300円	168便	554,400	車両管理業務	13000円	12月	156,000
執行見込総額	1, 138, 900円																																				
複数単価契約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 20%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aコース (温水～椎屋入口)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">49便</td> <td style="text-align: right;">161,700</td> </tr> <tr> <td>Aコース (氏益～東崎山)</td> <td style="text-align: right;">3850円</td> <td style="text-align: right;">8便</td> <td style="text-align: right;">30,800</td> </tr> <tr> <td>Aコース (下笛ヶ水～竹元)</td> <td style="text-align: right;">4400円</td> <td style="text-align: right;">2便</td> <td style="text-align: right;">8,800</td> </tr> <tr> <td>Bコース (高崎小南～万徳橋)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">72便</td> <td style="text-align: right;">237,600</td> </tr> <tr> <td>Bコース (荒場大平～星塚)</td> <td style="text-align: right;">3850円</td> <td style="text-align: right;">16便</td> <td style="text-align: right;">61,600</td> </tr> <tr> <td>Cコース (高坂～枝溝)</td> <td style="text-align: right;">3300円</td> <td style="text-align: right;">168便</td> <td style="text-align: right;">554,400</td> </tr> <tr> <td>車両管理業務</td> <td style="text-align: right;">13000円</td> <td style="text-align: right;">12月</td> <td style="text-align: right;">156,000</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	Aコース (温水～椎屋入口)	3300円	49便	161,700	Aコース (氏益～東崎山)	3850円	8便	30,800	Aコース (下笛ヶ水～竹元)	4400円	2便	8,800	Bコース (高崎小南～万徳橋)	3300円	72便	237,600	Bコース (荒場大平～星塚)	3850円	16便	61,600	Cコース (高坂～枝溝)	3300円	168便	554,400	車両管理業務	13000円	12月	156,000				
	単価	予定数量	合計																																		
Aコース (温水～椎屋入口)	3300円	49便	161,700																																		
Aコース (氏益～東崎山)	3850円	8便	30,800																																		
Aコース (下笛ヶ水～竹元)	4400円	2便	8,800																																		
Bコース (高崎小南～万徳橋)	3300円	72便	237,600																																		
Bコース (荒場大平～星塚)	3850円	16便	61,600																																		
Cコース (高坂～枝溝)	3300円	168便	554,400																																		
車両管理業務	13000円	12月	156,000																																		

令和6年度 随意契約理由書

番号	86
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	樋渡樋管外2樋管操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬1949番地5 [名 称] 都城市消防団高崎方面隊 第2部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり、速やかに配置につくことが可能である。また、継続して本市の水門操作を行っており、水門の開閉経験も十分である上、周辺地理にも精通していることから、風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	775,879円

令和6年度 随意契約理由書

番号	87
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高崎総合支所庁舎エレベーター保守点検業務委託
案 件 の 概 要	高崎総合支所庁舎に設置しているエレベーターの毎月1回の保守点検・整備及び関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 [名 称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、点検・調整から修理部品の交換まで、エレベーターの機能維持に必要なメンテナンスの全てを実施するものである。</p> <p>エレベーターの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に、他の事業者へ保守点検を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化の点から、設置しているエレベーターの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	633,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	88
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高崎総合支所庁舎空調設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	高崎総合支所庁舎空調設備の年2回(冷房、暖房切替え時期)の定期点検を含む保守点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市宮丸町3048番地1 [名 称] つやげん九州株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、蓄熱空調を採用している高崎総合支所庁舎空調設備の保守点検業務を委託するものである。</p> <p>蓄熱空調は、宮崎県内では都城市本庁舎及び高崎総合支所庁舎のみ採用しており、保守を確実に履行できる事業者はそれぞれの庁舎の保守事業者に限られていた。しかし、高崎総合支所庁舎の保守事業者は、令和3年度から技術者不足等により履行が不可となった。</p> <p>また、両庁舎は、電力使用量の監視・制御を行うエネルギーマネジメントシステムを採用しており、本空調設備を含めた総合的な省エネ活動に取り組んでいる。</p> <p>上記事業者は、当該システムを運用・管理しており、蓄熱空調の設備メンテナンスや運用の視点からも省エネ活動を後押しできるほか、令和2年度には高崎総合支所庁舎の蓄熱槽配管及びフート弁等の修繕を行った実績があり、同庁舎の蓄熱槽内の設備状況を十分に熟知している。</p> <p>また、技術の蓄積により緊急時の早急な対応も可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	594,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	89
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	高崎新田駅前団地エレベーター保守点検業務委託
案 件 の 概 要	高崎新田駅前団地に設置されているエレベーターに係る毎月の遠隔定期診断、技術員の巡回保守点検及び調整、稼働状況に応じたプログラムによる整備等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>通常、エレベーターについては、製造メーカー又はその関連会社（以下「メーカー等」という。）が設置及びメンテナンスを実施している。</p> <p>このため、仮にメーカー等以外の事業者へ本業務を委託した場合、人身事故等発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確になり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、当該エレベーターの製造・設置をしたメーカーの関連会社であり、エレベーターの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者との随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	990,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	90
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直 通)																				
契 約 案 件 名	都城市指定ごみ袋製造及び保管・配送業務委託																				
案 件 の 概 要	都城市指定ごみ袋の製造及び保管並びに市内全域に16者ある登録業者の受注管理及び配送業務を委託するもの																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊750番地 [名 称] 益山商工株式会社																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、本市の指定ごみ袋について、指定ごみ袋の製造及び在庫の保管並びに登録業者への納品という一連の業務を行うものである。</p> <p>本市では、一定の規格を定めて指定ごみ袋を製造し、指定ごみ袋取扱業者として登録された事業者（登録業者）にごみ袋を販売している。</p> <p>本業務の受注者は、製造した指定ごみ袋について、自社倉庫内で在庫管理及び入庫状況を把握し、登録業者からの1月平均70回程度の注文に応じて、配送を行う必要がある。</p> <p>このように、指定ごみ袋の製造、在庫管理から入庫状況の把握、配送までの一連の業務を一貫して履行可能な事業者は、上記事業者しかない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>																				
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right; width: 55%;">148,815,700</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">複数単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋 (大)</td> <td style="text-align: right;">288.2 円</td> <td style="text-align: right;">350000 冊</td> <td style="text-align: right;">100,870,000</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋 (中)</td> <td style="text-align: right;">293.7 円</td> <td style="text-align: right;">141000 冊</td> <td style="text-align: right;">41,411,700</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋 (小)</td> <td style="text-align: right;">297 円</td> <td style="text-align: right;">22000 冊</td> <td style="text-align: right;">6,534,000</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	148,815,700	複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋 (大)</td> <td style="text-align: right;">288.2 円</td> <td style="text-align: right;">350000 冊</td> <td style="text-align: right;">100,870,000</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋 (中)</td> <td style="text-align: right;">293.7 円</td> <td style="text-align: right;">141000 冊</td> <td style="text-align: right;">41,411,700</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋 (小)</td> <td style="text-align: right;">297 円</td> <td style="text-align: right;">22000 冊</td> <td style="text-align: right;">6,534,000</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	都城市指定ごみ袋 (大)	288.2 円	350000 冊	100,870,000	都城市指定ごみ袋 (中)	293.7 円	141000 冊	41,411,700	都城市指定ごみ袋 (小)	297 円	22000 冊	6,534,000
執行見込総額	148,815,700																				
複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋 (大)</td> <td style="text-align: right;">288.2 円</td> <td style="text-align: right;">350000 冊</td> <td style="text-align: right;">100,870,000</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋 (中)</td> <td style="text-align: right;">293.7 円</td> <td style="text-align: right;">141000 冊</td> <td style="text-align: right;">41,411,700</td> </tr> <tr> <td>都城市指定ごみ袋 (小)</td> <td style="text-align: right;">297 円</td> <td style="text-align: right;">22000 冊</td> <td style="text-align: right;">6,534,000</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	都城市指定ごみ袋 (大)	288.2 円	350000 冊	100,870,000	都城市指定ごみ袋 (中)	293.7 円	141000 冊	41,411,700	都城市指定ごみ袋 (小)	297 円	22000 冊	6,534,000				
	単価	予定数量	合計																		
都城市指定ごみ袋 (大)	288.2 円	350000 冊	100,870,000																		
都城市指定ごみ袋 (中)	293.7 円	141000 冊	41,411,700																		
都城市指定ごみ袋 (小)	297 円	22000 冊	6,534,000																		

令和6年度 随意契約理由書

番号	91
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市斎場管理業務委託
案 件 の 概 要	都城市斎場の火葬炉運転業務、遺体等の受取り及び遺骨の引渡し、火葬台帳、火葬予約受付、備品及び消耗品の管理等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町7街区24号 [名 称] 南九州システム株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、遺体を火葬するという人生終焉の儀式に直接携わる重大かつ特殊な業務である。</p> <p>業務内容は、遺体の搬入、火葬炉前での見送り、火葬・収骨等の直接的な火葬業務、火葬炉の運転、焼却灰の清掃、火葬設備・機器の維持管理等の火葬炉の運転保守業務、火葬予約の受付、火葬台帳の管理、斎場利用者の案内等の施設運營業務など多岐にわたっている。</p> <p>上記事業者については、平成2年度の施設開設当初から本業務に携わっており、業務内容を熟知し経験も極めて豊富で、特に特殊な設備である火葬炉設備・機器の維持管理・保守を含めた本業務を円滑に遂行できる技能を有する職員を配置していることから、事故も無く極めて良好な状況で運営できている。</p> <p>本業務を上記事業者以外のものが請け負った場合、直接的な火葬業務、火葬炉の運転保守業務及び施設運營業務の習熟に相当な時間を要し、円滑な火葬業務の遂行に重大な支障が生じることが懸念される。</p> <p>以上の理由により、現在、本業務を請け負うことが可能な事業者は、市内においては上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	38,299,800円

令和6年度 随意契約理由書

番号	92
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2130 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ふるさとセンター清掃等業務委託
案 件 の 概 要	都城市ふるさとセンターの清掃、草刈等、鍵管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下長飯町5453 [名 称] 都城市斎場周辺環境整備推進協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、地元のことは地元で行うという地域参加型維持管理の推進を目的として、地元団体へ施設の清掃等業務を委託するものであり、契約の性質が競争に適さない。</p> <p>上記協議会は、都城市斎場周辺の環境整備を目的として設立された団体であり、都城市ふるさとセンターについては、建設当初から設計及び管理について同協議会が深く関与している地元還元施設である。</p> <p>また、本件は、上記協議会が地元住民から作業員を雇用して業務を履行している経緯があり、同協議会は地元及び行政との信頼関係も維持しつつ、管理の状況も極めて良好である。</p> <p>以上の理由により、地元団体であり、本件の目的に最も合致した履行が期待できる上記協議会と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,719,120円

令和6年度 随意契約理由書

番号	93
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直 通)
契 約 案 件 名	地下水観測井維持管理点検整備業務
案 件 の 概 要	市内6か所に7本ある地下水観測井の維持管理・点検整備を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市清武町一丁目14番地1 [名 称] 株式会社マエムラ電設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城盆地では、水道水源、工業・農業用水等の多くを地下水に依存している。</p> <p>このため本市では、地下水量の保全を図るため、その状況把握を重視し、昭和60年4月から地下水観測井で地下水量（地下水位）を観測している。</p> <p>現在、各観測井においては、地下水位やその状態を常時WEB上で監視できるよう、インターネットを利用した水位計遠隔監視システムを採用している。</p> <p>本業務は、当該システムにトラブルが発生した場合における復旧対応を含むものであるが、当該システムの開発事業者は現在本業務を実施しておらず、この作業については、開発事業者を除き唯一契約実績のある上記事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。また、地下水位のデータについては毎年観測しており、観測データの整合性の担保のためにも、同一事業者による維持管理・点検整備が望ましい。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 5 8 4, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	94
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市斎場火葬炉設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市斎場の火葬炉、再燃焼炉、排気装置、燃焼機器、電気制御機器、付属部品等の点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 富山県富山市奥田新町12番3号 [名 称] 株式会社 宮本工業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、火葬炉、再燃焼炉、排気装置、燃焼機器、電気制御機器、付属部品等の点検を行うものである。</p> <p>これらの火葬炉設備は、上記事業者の設計仕様に基づき施工している極めて特殊な設備である。</p> <p>このため、仮に他の事業者が本業務を履行した場合、点検作業、点検に要する機器及び部品の交換時期の判断、部品の調達等の問題から、火葬炉の使用に著しい支障を来すおそれがあり、また、設置事業者の性能保証も得られない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	550,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	95
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0986-24-5560 (直通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 本庁管内②
案 件 の 概 要	都城市内（本庁①②、山之口総合支所、高城総合支所、山田総合支所、高崎総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により定められた地区割に応じて委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町7403番地 [名 称] 株式会社エコロ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務付けられている。</p> <p>本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。</p> <p>本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分について、民間事業者へ委託するものである。</p> <p>その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たす市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案する必要がある。</p> <p>以上の理由により、資本装備等資力が充実し本業務が履行できると見込まれる上記事業者と、収集運搬計画に沿った地区割に応じて随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	361,564,137円

令和6年度 随意契約理由書

番号	96
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0986-24-5560 (直通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 本庁管内①
案 件 の 概 要	都城市内（本庁①②、山之口総合支所、高城総合支所、山田総合支所、高崎総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により定められた地区割に応じて委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市江平東町6番地13 [名 称] 株式会社山崎紙源センター
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務付けられている。</p> <p>本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。</p> <p>本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分（6地区）について、民間事業者へ委託するものである。</p> <p>その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たす市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案する必要がある。</p> <p>以上の理由により、資本装備等資力が充実し本業務が履行できると見込まれる上記事業者と、収集運搬計画に沿った地区割に応じて随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	178,477,200円

令和6年度 随意契約理由書

番号	97
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0986-24-5560 (直通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 高城総合支所管内
案 件 の 概 要	都城市内（本庁①②、山之口総合支所、高城総合支所、山田総合支所、高崎総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により定められた地区割に応じて事業者へ委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山之口町富吉2885番地1 [名 称] GTエナジー有限公司
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務付けられている。</p> <p>本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。</p> <p>本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分（6地区）について、民間事業者へ委託するものである。</p> <p>その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たす市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案する必要がある。</p> <p>以上の理由により、資本装備等資力が充実し本業務が履行できると見込まれる上記事業者と、収集運搬計画に沿った地区割に応じて随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	57,856,921円

令和6年度 随意契約理由書

番号	98
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 4 - 5 5 6 0 (直通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 山之口総合支所管内
案 件 の 概 要	都城市内（本庁①②、山之口総合支所、高城総合支所、山田総合支所、高崎総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により定められた地区割に応じて事業者へ委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山之口町山之口2908番地1 [名 称] 有限会社大迫産業
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務付けられている。</p> <p>本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。</p> <p>本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分（6地区）について、民間事業者へ委託するものである。</p> <p>その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たす市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案する必要がある。</p> <p>以上の理由により、資本装備等資力が充実し本業務が履行できると見込まれる上記事業者と、収集運搬計画に沿った地区割に応じて随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	39,197,225円

令和6年度 随意契約理由書

番号	99
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0986-24-5560 (直通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 山田総合支所管内
案 件 の 概 要	都城市内（本庁①②、山之口総合支所、高城総合支所、山田総合支所、高崎総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により定められた地区割に応じて委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町7403番地 [名 称] 株式会社エコロ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務付けられている。</p> <p>本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。</p> <p>本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分（6地区）について、民間事業者へ委託するものである。</p> <p>その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たす市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案する必要がある。</p> <p>以上の理由により、資本装備等資力が充実し本業務が履行できると見込まれる上記事業者と、収集運搬計画に沿った地区割に応じて随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	32,889,483円

令和6年度 随意契約理由書

番号	100
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境業務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 4 - 5 5 6 0 (直 通)
契 約 案 件 名	一般廃棄物等収集運搬業務委託 高崎総合支所管内
案 件 の 概 要	都城市内（本庁①②、山之口総合支所、高城総合支所、山田総合支所、高崎総合支所管内）の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみの収集運搬業務を、収集運搬計画により定められた地区割に応じて事業者へ委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町大牟田2106番地9 [名 称] 兒玉産業
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>廃棄物処理法により、市町村は、一般廃棄物の処理について、総合的な責任を有するものとされ、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定め、この計画に従って生活環境の保全上支障が発生しないうちに収集、運搬、処分することが義務付けられている。</p> <p>本市では、毎年一般廃棄物処理実施計画を定め、一般家庭から搬出される生活系一般廃棄物の収集・運搬について、まず、ごみの種類と量、回数及び方法等を規定し、収集区域の範囲を直営で行うことができる地域と、直営では行うことができない地域に分けて処理の区分を規定している。</p> <p>本契約は、この計画に則り、本来市が行うべき収集、運搬業務に関して、直営で行うことのできない区分（6地区）について、民間事業者へ委託するものである。</p> <p>その選定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令の資格要件を満たす市内に本店又は支店を有している事業者で、収集車両の保有台数等を総合的に勘案する必要がある。</p> <p>以上の理由により、資本装備等資力が充実し本業務が履行できると見込まれる上記事業者と、収集運搬計画に沿った地区割に応じて随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	22,328,579円

令和6年度 随意契約理由書

番号	101
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3319 (直通)
契 約 案 件 名	大岩田多目的広場維持管理業務委託
案 件 の 概 要	大岩田最終処分場跡地の周辺地区の生活環境整備対策として整備した、大岩田多目的広場の芝・草刈り、トイレ清掃等の日常維持管理業務及び利用者調整、受付業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市大岩田町6157番地7 [名 称] 八反自治公民館
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>大岩田多目的広場は、大岩田最終処分場跡地の周辺地区の生活環境整備対策として整備したものである。</p> <p>令和5年度の管理業務は、地元要望もあり、上記団体に業務委託しているが、きめの細かい丁寧な作業をしており、業務実施状況は良好である。</p> <p>芝の生長及び草の繁茂状況を把握している地元の団体・住民が地域の施設を管理することは、地域参加型維持管理の推進及び市民に身近な広場づくりの観点から望ましく、地元住民と行政との良好な関係を維持するためにも有益である。</p> <p>以上の理由により、契約の目的が競争に適さないため、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,424,500円

令和6年度 随意契約理由書

番号	102
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3319 (直通)																								
契 約 案 件 名	再商品化業務委託																								
案 件 の 概 要	リサイクルプラザに集積・選別されたガラスびん、ペットボトル、白色トレイの素材を再商品化する業務を委託するもの																								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区虎ノ門14番1号郵政琴平ビル [名 称] 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会																								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>家庭等から排出されるごみのうち約6割は、商品の容器及び包装であり、持続可能な社会形成のためには、資源の有効利活用が必須条件となっている。</p> <p>このような中「容器包装リサイクル法（以下「法」という。）」は、一般廃棄物の減量化及び再資源化を図る目的で平成7年に制定された。これまで家庭ごみの処分については、市町村の固有の事務として行われていたが、法の制定により、リサイクル（再商品化）について、容器包装に関わっている事業者（特定事業者）に負担を求めることとなった。また、法において、市町村についても、容器包装廃棄物の再商品化について必要な措置を講ずることが求められている。</p> <p>この点、上記法人は、同法に定める唯一の指定法人として、市町村が委託した分別基準適合物の再商品化を行う法人である。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>																								
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																								
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1, 417, 227円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ガラスびん無色</td> <td style="text-align: right;">11.44円</td> <td style="text-align: right;">16450kg</td> <td style="text-align: right;">188,188</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ガラスびん茶色</td> <td style="text-align: right;">14.85円</td> <td style="text-align: right;">60720kg</td> <td style="text-align: right;">901,692</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ガラスびんその他の色</td> <td style="text-align: right;">23.54円</td> <td style="text-align: right;">13680kg</td> <td style="text-align: right;">322,027</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">プラスチック製容器包装白色トレイ</td> <td style="text-align: right;">68.2円</td> <td style="text-align: right;">78kg</td> <td style="text-align: right;">5,320</td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 417, 227円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	ガラスびん無色	11.44円	16450kg	188,188	ガラスびん茶色	14.85円	60720kg	901,692	ガラスびんその他の色	23.54円	13680kg	322,027	プラスチック製容器包装白色トレイ	68.2円	78kg	5,320
執行見込総額	1, 417, 227円																								
複数単価契約	単価	予定数量	合計																						
ガラスびん無色	11.44円	16450kg	188,188																						
ガラスびん茶色	14.85円	60720kg	901,692																						
ガラスびんその他の色	23.54円	13680kg	322,027																						
プラスチック製容器包装白色トレイ	68.2円	78kg	5,320																						

令和6年度 随意契約理由書

番号	103
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-3102 (直通)
契 約 案 件 名	都城市敬老特別乗車券事業委託
案 件 の 概 要	市内を常時運行する路線バスについて、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、敬老特別乗車券を交付し、1回の乗車につき100円の自己負担で路線バスに乗車できる事業について委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市松山一丁目1番1号 [名 称] 宮崎交通株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、1,000円の手数料と引き換えに路線バスの敬老特別乗車券を交付し、それを路線バス乗車時に提示することで、1回の乗車に係る自己負担額100円で乗車できるものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、高齢者の利便性を図るため、路線バスの運行について、市内のできるだけ広い地域をカバーし、スムーズな運行を行う必要がある。市内に常時運行ルートを有するバス会社は、宮崎交通株式会社、有限会社高崎観光バス、鹿児島交通株式会社及び本村交通株式会社の4事業者のみであるため、それぞれの路線網に応じて随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	60,365,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	104
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市健康増進施設利用助成事業委託
案 件 の 概 要	65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者等を対象に、1人当たり20回分の健康増進施設利用助成券を交付し、自己負担の残りの額を市が助成する事業について委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町石山4195番地 外 [名 称] 都城ぼんち地域振興株式会社 外 全部で8事業者
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者等を対象に、1人当たり20回分の健康増進施設利用助成券（以下「助成券」という。）を交付し、この助成券を使用した者が、1回100円の自己負担（場所、内容により金額に変更あり）で健康増進施設を利用可能となるよう、残りの額を市が助成するものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、都城市健康増進施設利用助成事業実施要綱（令和3年告示第245号）第2条第3項に、市内7か所及び市外5か所の健康増進施設の指定管理者とそれぞれ契約することが規定されているため、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>○都城市健康増進施設利用助成事業実施要綱（抜粋）</p> <p>第2条 市長は、第3条各号に掲げる対象者からの申請に基づき、当該対象者に健康増進施設利用助成券（以下「助成券」という。）を交付するものとし、当該助成券に1ポイント当たり1回の助成を受けられるポイント（以下「利用ポイント」という。）を第4条第5項に規定する回数分付与するものとする。ただし、同項第3号に掲げる対象者については、第5条第1項の規定のとおりとする。</p> <p>2 助成券の利用が可能な健康増進施設の名称及び利用の方法は、別表のとおりとする。</p> <p>3 市長は、事業の実施に当たり、前項の健康増進施設の指定管理者との間で助成券の利用に関する契約を締結するものとする。</p> <p>※契約相手方一覧は別紙1のとおり ※単価一覧は別紙2のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 50,417,860円

別紙1 (番号104号関係)

契約相手方	所在地	本事業の履行場所
ヤマブルー株式会社	都城市山之口町山之口 2123 番地	山之口総合交流活性化センター(青井岳温泉) 都城市山之口町山之口 2123 番地
都城ぼんち地域振興株式会社	都城市高城町石山 4195 番地	高城健康増進センター(観音さくらの里) 都城市高城町石山 4195 番地
同上	同上	(1) 山田総合交流ターミナル複合施設 (かかしの里ゆぽっぽ) 都城市山田町中霧島 3340 番地 2 (2) かかしの里パークゴルフ場 都城市山田町山田 5025 番地 1
同上	同上	高崎総合公園(高崎パークゴルフ場) 都城市高崎町大牟田 1399 番地
社会福祉法人 スマイリングパーク	都城市牟田町 26 街区 16 号	山田温泉交流センター(極上の湯 山田温泉) 都城市山田町中霧島 1913 番地
ラスパたかざき株式会社	都城市高崎町大牟田 1332 番地 8	高崎総合公園(ラスパたかざき) 都城市高崎町大牟田 1332 番地 8
株式会社メセナ末吉	鹿児島県曾於市末吉町 深川 11051 番地 1	(1) メセナ住吉交流センター 鹿児島県曾於市末吉町ニ之方 2971 番地 1 (2) 財部温泉健康センター 鹿児島県曾於市財部町下財部 357 番地 1
曾於市社会福祉協議会	鹿児島県曾於市財部町 南俣 504 番地 1	大隅弥五郎伝説の里 鹿児島県曾於市大隅町岩川 5718 番地 1
阿部商事有限会社	三重県四日市市西新地 203 ハ 番地	志布志市ダグリ公園 国民宿舎ボルベリアダグリ 鹿児島県志布志市志布志町夏井 203 番地
株式会社蓬の郷	鹿児島県志布志市有明町 蓬原 351 番地 3	志布志市蓬の郷 ふれあい交流センター 鹿児島県志布志市有明町蓬原351番地3

温泉施設別契約単価一覧表(市内)

健康増進施設名 (施設の通称)	利用の方法(1人当たり)＜契約単価は消費税及び地方消費税相当額を含む。＞									
	区分	利用者区分	入浴料 (円)	契約単価 (円/枚)	予定数量 (件)	推定総額 (円)	必要枚数 (枚)	自己負担額 (円)		
(1)山之口総合交流 活性化センター (青井岳温泉)	1日浴(平日)	大人	500	330	9,140	3,016,200	1	170		
		1歳～小学生	250	110	0	0	1	140		
		幼児(1歳未満)	0	0	0	0	1	0		
	1日浴(土日祝)	大人	700	330	3,410	1,125,300	1	370		
		1歳～小学生	350	110	0	0	1	240		
		幼児(1歳未満)	0	0	0	0	1	0		
	1日浴(土日祝)	大人	900	330	1,091	360,030	1	570		
		1歳～小学生	450	110	0	0	1	340		
		幼児(1歳未満)	0	0	0	0	1	0		
(2)高城健康増進 センター (観音さくらの里)	1回浴	大人	420	320	39,458	12,626,560	1	100		
		小学生	210	110	0	0	1	100		
		幼児(3歳以上未就学児)	無料							
	1日浴	大人	630	330	0	0	1	300		
		小学生	310	210	0	0	1	100		
		幼児(3歳以上未就学児)	無料							
	プール	大人	420	320	0	0	1	100		
		小学生	210	110	0	0	1	100		
		幼児(3歳以上未就学児)	無料							
	温泉及びプール	大人	630	330	0	0	1	300		
		小学生	310	210	0	0	1	100		
		幼児(3歳以上未就学児)	無料							
	福祉浴	1,570			1,270	0	0	4	300	
					960	0	0	3	610	
					650	0	0	2	920	
					340	0	0	1	1,230	
		福祉浴介護浴	1,570			1,270	0	0	4	300
						960	0	0	3	610
						650	0	0	2	920
						340	0	0	1	1,230
			＜高齢者分と障害者分を併用した場合＞ ・併用4枚 3枚(960)・1枚(310) 又は 高齢者分2枚(650)・障害者分2枚(620) ・併用3枚 2枚(650)・1枚(310) ・併用2枚 高齢者分1枚(340)・障害者分1枚(310)							
介護浴			1,570			1,270	0	0	4	300
						960	0	0	3	610
						650	0	0	2	920
				340	0	0	1	1,230		
＜高齢者分と障害者分を併用した場合＞ ・併用4枚 3枚(960)・1枚(310) 又は 高齢者分2枚(650)・障害者分2枚(620) ・併用3枚 2枚(650)・1枚(310) ・併用2枚 高齢者分1枚(340)・障害者分1枚(310)										
(3)山田総合交流 ターミナル複合施設 (かかしの里ゆぼぼ)	1回浴	高校生以上	420	320	54,154	17,329,280	1	100		
		3歳以上中学生以下	210	110	0	0	1	100		
	1日浴	高校生以上	630	330	0	0	1	300		
		3歳以上中学生以下	310	210	0	0	1	100		
	家族湯 (1室当たり)	1,470			970	0	0	3	500	
					670	0	0	2	800	
					350	0	0	1	1,120	
		730								
＜高齢者分と障害者分を併用した場合＞ ・併用3枚 2枚(670)・1枚(300) ・併用2枚 高齢者分1枚(350)・障害者分1枚(320)										
(4)山田温泉交流センター (やまだ温泉)	1回浴	高校生以上	420	320	11,115	3,556,800	1	100		
		3歳以上中学生以下	210	110	0	0	1	100		
	1日浴	高校生以上	630	330	0	0	1	300		
		3歳以上中学生以下	310	210	0	0	1	100		
(5)かかしの里 パークゴルフ場	プレー代	大人	520	320	8,794	2,814,080	1	200		
		中学生以下	210	110	0	0	1	100		

(6) 高崎総合公園 (ラスパたかざき)	1回浴	大人	400	300	14,300	4,290,000	1	100
		小学生	200	100	0	0	1	100
		幼児(3歳以上未就学児)	80					80
		幼児(2歳以下)	定めなし					
	1日浴	大人	550	330	0	0	1	220
		小学生	350	110	0	0	1	240
		幼児(3歳以上未就学児)	150					150
		幼児(2歳以下)	定めなし					
	プール・ジム	大人	500	320	0	0	1	180
		小学生	250	110	0	0	1	140
		幼児(3歳以上未就学児)	100					100
		幼児(2歳以下)	利用不可					
	温泉及び プール・ジム	大人	700	330	0	0	1	370
		小学生	400	210	0	0	1	190
		幼児(3歳以上未就学児)	200	110	0	0	1	90
		幼児(2歳以下)	利用不可					
	家族風呂	障がい者	1,000	810	0	0	3	190
				550	0	0	2	450
				280	0	0	1	720
		一般	1,500	1,120	0	0	3	380
760				0	0	2	740	
390				0	0	1	1,110	
<small><障がい者とともに入場し、障がい者料金で入場した場合、障がい者の契約単価とする。> ・併用3枚 2枚(550)・1枚(260) ・併用2枚 高齢者分1枚(280)・障害者分1枚(270)</small>								
(7) 高崎総合公園 パークゴルフ場	パークゴルフ プレー代	大人	470	270	2,750	742,500	1	200
		小・中学生	210	110	0	0	1	100

温泉施設別契約単価一覧表(市外)

健康増進施設名 (施設の通称)	利用の方法(1人当たり)							
	区分	利用者区分	入浴料 (円)	契約単価 (円/枚)	予定数量 (件)	推定総額 (円)	必要枚数 (枚)	自己負担 (円)
株式会社メセナ末吉 (メセナ住吉交流センター)	1回浴	中学生以上	330	230	7,939	1,825,970	1	100
		小学生	220	120	0	0	1	100
		身体障害者手帳等所持者						
	1日浴	中学生以上	550	250	0	0	1	300
		小学生	330	130	0	0	1	200
		身体障害者手帳等所持者						
特別浴室入浴料	中学生以上	330	230	0	0	1	100	
	小学生 身体障害者手帳等所持者	220	120	0	0	1	100	
株式会社メセナ末吉 (財部温泉健康センター)	1回浴	高校生以上	330	230	8,471	1,948,330	1	100
		小・中学生	220	120	0	0	1	100
		身体障害者手帳等所持者						
	1日浴	高校生以上	550	250	0	0	1	300
		小・中学生	330	130	0	0	1	200
		身体障害者手帳等所持者						
家族湯入浴料	高校生以上	330	230	0	0	1	100	
	小・中学生 身体障害者手帳等所持者	220	120	0	0	1	100	
曾於市社会福祉協議会 (大隅弥五郎伝説の里)	1回浴	大人(中学生以上)	330	230	379	87,170	1	100
		小人(小学生)	110	110	0	0	1	0
国民宿舎 ボルベリアダグリ	1回浴	中学生以上	520	310	2,020	626,200	1	210
		小学生	310	210	0	0	1	100
		幼児(3歳以上の未就学児)	110	100	0	0	1	10
株式会社蓬の郷 (蓬の郷ふれあい交流センター)	1回浴	大人(12歳以上)	420	320	217	69,440	1	100
		小人(6歳以上12歳未満)	150	50	0	0	1	100

令和6年度 随意契約理由書

番号	105
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-0963 (直通)
契 約 案 件 名	都城市自立相談支援事業委託
案 件 の 概 要	平成27年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」において、福祉事務所設置自治体に実施が義務付けられている「自立相談支援事業」の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 生活困窮者自立支援法第5条第2項に基づき委託での事業実施が可能である自立相談支援事業（以下「本事業」という。）は、生活困窮者の相談を受け、その抱えている問題を分析し、法に基づく事業のほか、各関係機関の支援事業や地域の民生委員等の見守りなどの支援を盛り込んだ支援計画を策定するとともに、関係機関と連携しながら自立までの支援を行うものである。 本事業の実施に当たっては、地域の民生委員や各種関係機関との連携体制がとれる事業者で、かつ、生活困窮者の方の相談・支援を適切に実施できる事業者でなければならない。この点、上記法人は、これらの要件を満たしており、かつ、法施行前の平成26年7月1日からモデル事業として既に同事業に取り組んでおり、継続性の観点からも適切な事業の運営が確保できると認められる。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。 ○生活困窮者自立支援法（抜粋） （生活困窮者自立相談支援事業） 第5条第2項 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	18,770,321円

令和6年度 随意契約理由書

番号	106
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直 通)
契 約 案 件 名	多機関協働事業委託
案 件 の 概 要	多様な支援関係機関が地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>多機関協働事業（以下「本事業」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第5号及び第6号に定める、複数の支援関係機関相互の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関の有機的な連携を支援し、当該地域住民及びその世帯が抱える複合的な地域生活課題を解決することを目的として実施するものである。</p> <p>上記目的を達成するために、本市ではこれまで、相談者等に対する支援、相談支援包括化ネットワークの構築、相談支援包括化推進会議の開催等を上記法人に委託し実施しているところである。</p> <p>本事業は、福祉分野のみならず、医療や、介護、子ども、雇用、司法、教育、農業分野等の福祉分野以外の関係機関との連携が求められるものである。この点、上記法人は、福祉分野の主要な相談支援事業に取り組み、福祉分野以外の関係機関や地域との連携体制の構築にも取り組んでいることから、本事業の適切な実施ができるものと認められる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	14,766,519円

令和6年度 随意契約理由書

番号	107
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-0963 (直通)														
契 約 案 件 名	都城市食の自立支援事業委託														
案 件 の 概 要	在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、総合的かつ効率的に食に関するサービスを提供する事業を委託するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市横市町4000番地 [名 称] 社会福祉法人常陽社会福祉事業団 外2法人														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>食の自立支援事業の実施委託に当たって、都城市食の自立支援事業実施規則（平成18年規則第291号）第5条第2項の規定に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等とそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>都城市食の自立支援事業実施規則 第5条 2 市長は、配食サービスの実施に当たり、対象者の決定を除く業務を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「委託法人」という。）に委託することができる。</p> <p>※契約相手方については、別紙のとおり</p>														
契 約 締 結 日	令和6年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">13,587,000円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>食の自立支援事業単価契約</td> <td style="text-align: center;">647円</td> <td style="text-align: center;">21000食</td> <td style="text-align: right;">13,587,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	13,587,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	食の自立支援事業単価契約	647円	21000食	13,587,000
執行見込総額	13,587,000円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
食の自立支援事業単価契約	647円	21000食	13,587,000												

都城市食の自立支援事業 委託先一覧(社会福祉法人分)

別紙(番号107号関係)

法	事	委託法人名	住所	代表者氏名	予定数量	推定総額	業務の拠点場所	事業所所在地
1	1	社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	都城市南横市町4000番地	理事長 馬渡 久続	1,680	1,086,960	特別養護老人ホーム 白寿園	庄内町8673番地
2	2	社会福祉法人 観音の里	都城市高城町穂満坊3416番地	理事長 吉見 多喜雄	2,520	1,630,440	特別養護老人ホーム 高城園	高城町穂満坊3416番地
3	3	社会福祉法人 スマイリング・パーク	都城市牟田町26街区16号	理事長 山田 一久	16,800	10,869,600	特別養護老人ホーム ほほえみの園	丸谷町4670番地

計 21,000 13,587,000

令和6年度 随意契約理由書

番号	108
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市敬老特別乗車券事業委託
案 件 の 概 要	市内を常時運行する路線バスについて、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、敬老特別乗車券を交付し、1回の乗車につき100円の自己負担で路線バスに乗車できる事業について委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町縄瀬3549番地 [名 称] 有限会社 高崎観光バス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、市内在住で、70歳以上の高齢者及び65歳以上70歳未満の運転免許証を有しないものを対象に、1,000円の手数料と引き換えに路線バスの敬老特別乗車券を交付し、それを路線バス乗車時に提示することで、1回の乗車に係る自己負担額100円で乗車できるものである。 本事業の実施に当たっては、高齢者の利便性を図るため、路線バスの運行について、市内のできるだけ広い地域をカバーし、スムーズな運行を行う必要がある。市内に常時運行ルートを有するバス会社は、宮崎交通株式会社、有限会社高崎観光バス及び鹿児島交通株式会社及び本村交通株式会社の4事業者のみであるため、それぞれの路線網に応じて随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	11,261,400円

令和6年度 随意契約理由書

番号	109
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-0963 (直通)
契 約 案 件 名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業委託
案 件 の 概 要	支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、支援が届いていない人、また、自ら支援を求めることが困難な人に対して、信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを継続的に実施していく「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」（以下「本事業」という。）は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも、必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業である。また、対象者の早期把握につなげるため、支援関係機関とのネットワーク及び地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することも求められる。いわゆる個別ニーズに対応した直接的な支援と、地域や支援関係機関とのネットワーク構築という間接的な支援を行う必要があるものである。 この点、上記法人は、相談業務及び地域福祉活動に取り組んでおり、支援関係機関とのネットワーク及び地域住民とのつながりの構築等、本事業に求められる取組展開の実施が可能であると判断でき、本事業を適切に実施できると認められる。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	7, 237, 302円

令和6年度 随意契約理由書

番号	110
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-0963 (直通)
契 約 案 件 名	参加支援事業委託
案 件 の 概 要	既存の社会参加に向けた事業では対応できないニーズを把握し、地域の様々な社会資源や支援メニューの拡充や創設を通して、制度の狭間で支援困難とされていた人や世帯の支援につなげる「参加支援事業」の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、支援対象者やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うこと、また、既存の社会資源に働きかけを行うことにより、社会資源のさらなる拡充や新たな支援メニューの開発につなげることで、多様な社会参加の実現を目指すものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、福祉分野の社会資源はもちろんのこと、地域に存在する福祉分野以外の様々な社会資源にも働きかけながら、多様な社会参加が可能となるように支援を展開していく必要がある。</p> <p>この点、上記法人は、地域の様々な社会資源とのネットワーク構築に取り組んでいる上、その手法についても精通しているため、本事業を適切に実施できると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	7,092,102円

令和6年度 随意契約理由書

番号	111
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-0963 (直通)
契 約 案 件 名	都城市家計改善支援事業委託
案 件 の 概 要	平成27年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」において、福祉事務所設置自治体に実施の努力義務として位置づけられている「家計改善支援事業」の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>生活困窮者自立支援法第7条第3項に基づき、委託での事業実施が可能である「家計改善支援事業」(以下「本事業」という。)は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、相談者自身の家計を管理する能力を高めるための伴走型支援を通して、生活困窮状態の悪化防止及び早期自立を促進するものである。</p> <p>本事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業との連携による一体的な実施が求められている。上記法人には自立相談支援事業を委託しているところであり、本事業についても上記法人に委託をすることによって、生活困窮者の自立支援に資する連携の強化及び一体的実施が可能であると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p> <p>○生活困窮者自立支援法(抜粋) (生活困窮者自立相談支援事業)</p> <p>第5条第2項 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。 (生活困窮者就労準備支援事業等)</p> <p>第7条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。</p> <p>3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	5,792,887円

令和6年度 随意契約理由書

番号	112
----	-----

担 当 課	[部課等名] 福祉部 福祉課 [電話番号] 0986-23-0963 (直通)																												
契 約 案 件 名	都城市食の自立支援事業委託																												
案 件 の 概 要	在宅の調理が困難な高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、総合的かつ効率的に（安否の確認と栄養バランスの摂れた）食に関するサービスを提供する事業を委託するもの																												
契 約 の 相 手 方	[所在地] 宮崎県宮崎市高松町2番30号第二杏国ビル1階 [名称] 株式会社 あらた																												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、食の自立支援事業の実施委託について、都城市食の自立支援事業実施規則（平成18年規則第291号）第5条第2項の規定に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託するものである。</p> <p>本件においては遠方等の理由により配達困難な区域に対して配食サービスの提供を行うものである。</p> <p>上記法人は配達困難区域に対して配達可能であり、本事業の目的である見守り、栄養士による献立に基づく調理、特別食への対応等が唯一可能な事業者である。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>都城市食の自立支援事業実施規則 第5条 2 市長は配食サービスの実施にあたり、対象者の決定を除く業務を適切に事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「委託法人」という。）に委託することができる。</p>																												
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">2, 389, 800円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 15%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 20%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">1112円</td> <td style="text-align: right;">950食</td> <td style="text-align: right;">1,056,400</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">962円</td> <td style="text-align: right;">0食</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">812円</td> <td style="text-align: right;">0食</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）</td> <td style="text-align: right;">662円</td> <td style="text-align: right;">200食</td> <td style="text-align: right;">132,400</td> </tr> <tr> <td>普通食 上記以外の配達地域</td> <td style="text-align: right;">512円</td> <td style="text-align: right;">900食</td> <td style="text-align: right;">460,800</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	2, 389, 800円	複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 15%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 20%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">1112円</td> <td style="text-align: right;">950食</td> <td style="text-align: right;">1,056,400</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">962円</td> <td style="text-align: right;">0食</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">812円</td> <td style="text-align: right;">0食</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）</td> <td style="text-align: right;">662円</td> <td style="text-align: right;">200食</td> <td style="text-align: right;">132,400</td> </tr> <tr> <td>普通食 上記以外の配達地域</td> <td style="text-align: right;">512円</td> <td style="text-align: right;">900食</td> <td style="text-align: right;">460,800</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）	1112円	950食	1,056,400	普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	962円	0食	0	普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	812円	0食	0	普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）	662円	200食	132,400	普通食 上記以外の配達地域	512円	900食	460,800
執行見込総額	2, 389, 800円																												
複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 15%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 20%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">1112円</td> <td style="text-align: right;">950食</td> <td style="text-align: right;">1,056,400</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">962円</td> <td style="text-align: right;">0食</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）</td> <td style="text-align: right;">812円</td> <td style="text-align: right;">0食</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）</td> <td style="text-align: right;">662円</td> <td style="text-align: right;">200食</td> <td style="text-align: right;">132,400</td> </tr> <tr> <td>普通食 上記以外の配達地域</td> <td style="text-align: right;">512円</td> <td style="text-align: right;">900食</td> <td style="text-align: right;">460,800</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）	1112円	950食	1,056,400	普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	962円	0食	0	普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	812円	0食	0	普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）	662円	200食	132,400	普通食 上記以外の配達地域	512円	900食	460,800				
	単価	予定数量	合計																										
普通食 半円径18km以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）	1112円	950食	1,056,400																										
普通食 半円径15km以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	962円	0食	0																										
普通食 半円径12km以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	812円	0食	0																										
普通食 半円径8.5km以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）	662円	200食	132,400																										
普通食 上記以外の配達地域	512円	900食	460,800																										

特別食 半円径18k m以上（御池、吉之元、西岳の一部、高崎の一部、高城の一部、山之口の一部）	1312 円	0 食	0
特別食 半円径15k m以上（西岳の一部、高崎の一部、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	1162 円	300 食	348,600
特別食 半円径12k m以上（志和池、山田の一部、高城の一部、山之口の一部）	1012 円	0 食	0
特別食 半円径8.5k m以上（庄内、沖水の一部、高城の一部、山之口の一部、中郷の一部）	862 円	0 食	0
特別食 上記以外の配達地域	712 円	550 食	391,600

令和6年度 随意契約理由書

番号	113
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-3102 (直通)
契 約 案 件 名	都城市健康増進施設利用助成券電子化システム保守業務委託
案 件 の 概 要	都城市健康増進施設利用助成券電子化システムの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、運用時に本市の基幹系システムであるアクロシティやWEL+（以下「基幹システム」という。）とのシームレスな連携が必要である。</p> <p>上記事業者は本システムの開発事業者であり、基幹システムの運用事業者でもあるため、本業務の適切な履行が期待できる。仮に本業務を他の事業者に委託した場合、トラブルが発生した際に原因の特定に時間を要し、システムの運用に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>上記の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	877,800円

令和6年度 随意契約理由書

番号	114
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-2980 (直通)
契 約 案 件 名	都城市障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター事業業務委託
案 件 の 概 要	都城市障がい者（児）基幹相談支援センター事業業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、都城市障がい者（児）基幹相談支援センター事業実施要綱（平成30年告示第242号。以下「要綱」という。）第4条に掲げる事業等を総合的に行うものである。</p> <p>障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センターは、あらゆる障がいに関してワンストップで相談できる総合相談窓口として、障がいの特性に対する専門的知識や経験を有している人材が配置されること、障がい者等を地域で支援するため民生委員やボランティア、関係機関との連携が必須となる。</p> <p>また、本事業を受託するためには、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の19に定める指定一般相談支援事業者又は同法第51条の20に定める指定特定相談支援事業者の指定を受けている法人であることが必須である。</p> <p>これらの点において、上記法人は、本事業を実施する上で必要な要件を具備しており、組織体制、経験及び地域ネットワークも有していることから、本事業の適切な実施が確保できると認められるため、同法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	55,082,856円

令和6年度 随意契約理由書

番号	115
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市療育支援事業委託
案 件 の 概 要	障がいのある児童又は障がいの疑いがある児童及びその家族が早期療育に必要な相談、支援等を受けるよう療育機能の充実を図り、障がい児等の福祉の向上を図る事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市小松原町1141番地 [名 称] 社会福祉法人光生会 都城子ども療育センターひかり園
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、障がいのある児童又は障がいの疑いがある児童（以下「障がい児等」という。）及びその家族が早期療育に必要な相談、支援等を受けるよう療育機能の充実を図り、障がい児等の福祉の向上を図るために必要な事業であり、福祉サービスの児童通所支援と併せて行うことによって、より良い効果が現れることを目的としている。</p> <p>上記法人は、児童発達支援センターの機能を持ち、保育士だけでなく心理士や言語聴覚士、大学教授等の多職種による支援を行うことができる。</p> <p>また、市内において、長年にわたり障がい児の療育に携わっており、かつ、福祉サービスの児童通所支援では親子通園を実施しているため、その実績から保護者の障がいの理解に対する支援を行うことができる。</p> <p>以上の理由により、本事業の目的に照らし、最も適切な事業の実施ができると認められる上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	8, 3 0 0, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	116
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	障がい者等日中活動支援事業委託
案 件 の 概 要	在宅の障がい者及びその家族を対象として、関係機関との連携を図りながら日中活動の場を提供し、自立した生活に向けて支援を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高木町4664-1 [名 称] NPO法人あなたの街の応援団
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、障がい者及びその家族に日中活動の場を提供し、就労を含め、当事者が人生設計を描くことができるような自立支援、障がい者に対する理解の啓発及び障がい者の活動を支援するボランティアの育成を図る事業を委託するものである。</p> <p>本業務の実施には、専門的知識や実践の経験を有するスタッフ及び事業所による運営が必要となる。この点、上記法人は、障がい者に関する知識や支援経験を十分に持ち合わせているため、適切な事業の実施や人材確保が可能である。</p> <p>また、精神疾患に対する専門的知識を有し、同じ境遇の理解者として活動する当事者（ピアサポーター）を活用した支援への取組も可能である。</p> <p>以上の理由により、本事業の目的に照らし、最も適切な業務の履行が可能と考えられる上記法人と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	5, 4 6 3, 0 0 0円

令和6年度 随意契約理由書

番号	117
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-2980 (直通)
契 約 案 件 名	都城市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業委託業務
案 件 の 概 要	聴覚障がい者の社会参加を図るため、市内に居住する聴覚障がい者等に対して、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業について委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区14号 [名 称] 都城市聴覚障害者協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、聴覚障がい者の社会参加を図るため、市内に居住する聴覚障がい者等に対して、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する事業を委託するものである。</p> <p>本事業の実施については、「都城市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱」第3条の規定により、都城市聴覚障害者協会に委託することとなっているため、同協会と随意契約するものである。</p> <p>なお、手話通訳及び要約筆記について事業を理解し、かつ、実績のある市内の団体は、上記協会以外に存在しない。</p> <p>○都城市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱（派遣の委託） 第3条 市は、通訳者等の派遣（以下「派遣」という。）を都城市聴覚障害者協会（以下「協会」という。）に委託するものとする。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,696,165円

令和6年度 随意契約理由書

番号	118
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市手話奉仕員及び要約筆記者養成事業委託
案 件 の 概 要	聴覚障がい者等の福祉の増進及び市民啓発を図るため、手話奉仕員及び要約筆記者を養成する事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区14号 [名 称] 都城市聴覚障害者協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、聴覚障がい者等の福祉の増進及び市民啓発を図るため、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の福祉に理解と熱意のある者に対し、手話や要約筆記等の指導を行い、手話奉仕員及び要約筆記者を養成する事業を委託するものである。</p> <p>本事業の実施については、「都城市手話奉仕員養成事業実施要綱」第2条及び「都城市要約筆記者養成事業実施要綱」第2条の規定により、都城市聴覚障害者協会に委託することとなっているため、同協会と随意契約をするものである。</p> <p>なお、手話奉仕員及び要約筆記者を養成できる市内の団体は、上記協会以外に存在しない。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2, 4 9 0, 7 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	119
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 障がい福祉課 [電 話 番 号] 0986-23-2980 (直通)
契 約 案 件 名	障害福祉サービス請求内容チェックシステム (商標名: オクトパス ver. 5) 使用許諾及びサポート
案 件 の 概 要	障害福祉サービスの給付に係る請求内容をチェックするためのシステムについて、使用許諾及びサポートを受けるもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県大野城市川久保三丁目1番23号 [名 称] 株式会社ニック
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>障害福祉サービスの給付に当たっては、事業所からの請求内容を国保連合会が審査し、その審査結果を基に、市が再審査した上で給付の決定及び支払いを行う。</p> <p>この再審査は、国保連合会で審査されていない部分の確認であり、膨大な量のデータが対象となる。現在、上記事業者が導入したシステムを利用してこれらの作業を行っており、スムーズに再審査ができているところである。</p> <p>このような審査機能に特化したシステムを開発・提供及び導入後のサポートをしている事業者は、上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 135, 200円

令和6年度 随意契約理由書

番号	120
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 保護課 [電 話 番 号] 0986-23-2764 (直通)
契 約 案 件 名	レセプト管理システム機器保守業務委託
案 件 の 概 要	レセプト管理システム機器類を正常かつ円滑に使用できるよう、機器の保守を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、レセプト管理システム機器類を正常かつ円滑に使用できるよう、機器の保守を行うものである。</p> <p>当システムは上記事業者が開発・導入したものであることから、機器保守については、同事業者でなければ適切かつ確実な履行ができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	995,280円

令和6年度 随意契約理由書

番号	121
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 保護課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年度医療扶助オンライン資格確認導入に係るシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年6月11日法律第66号）第8条に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正が施行され、令和5年度中に生活保護の医療扶助のオンライン資格確認が導入された。これに伴い、令和6年度は健診データの連携も開始される予定であるため、同年度中に生活保護等版レセプト管理システムの改修を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本案件を実施するためには、既に導入及び稼働している生活保護版レセプト管理システムの改修を行う必要がある。これには、既存の設備等の機能を損なうことなく故障発生時の原因究明や故障修理などの適正な対処がなされること、また特定個人情報の慎重かつ適正な取扱いを熟知していることなどが求められる。</p> <p>上記システムは、上記事業者が開発・導入したものであることから、同事業者でなければ適切かつ確実な履行が期待できない。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	770,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	122
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0986 - 23 - 2684 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年度都城市児童クラブ事業委託
案 件 の 概 要	都城市放課後子ども総合プラン行動計画に基づき、利用サービスの向上、民間活力の利用、市の財政負担の軽減を図るために、放課後児童クラブ事業の委託をするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市郡元町2845番地14 [名 称] KNM管財株式会社 ほか 全部で28法人
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>放課後児童クラブ事業は、小学校に就学している児童で、保護者の方が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、その放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら、学校や児童館・児童センター、保育園や幼稚園等の施設内で「生活」の場を提供し、安全な遊び場の提供や生活指導等を行うとともに、その健全な育成を図ることを目的としている。</p> <p>市では、都城市放課後子ども総合プラン行動計画に基づき、計画的にその整備・拡充を図るとともに、利用サービスの向上、民間活力の利用、市の財政負担の軽減を図るため事業の委託化を推進している。</p> <p>この都城市児童クラブ事業の実施委託について、「都城市放課後児童健全育成事業実施規則」第6条の規定に基づき、委託するものである。</p> <p>事業者の選定に当たっては、公募の実施等を行い、定める基準に沿った事業の実施が可能と認められる法人を選定しており、それぞれの法人と随意契約するものである。</p> <p>○都城市放課後児童健全育成事業実施規則（抜粋） （事業の委託等） 第6条 市長は、事業の全部又は一部(第18条に規定する利用料金の免除を除く。次項において同じ。)を適切な事業の運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。</p> <p>※契約相手方及び契約額については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 781,433,463 円

別紙（番号 122 号関係）

契約相手方一覧

事業者名	住所
KNM管財株式会社	都城市郡元町 2845 番地 14
特定非営利活動法人 子育て応援団あおぞら	都城市高崎町前田 716 番地 3
社会福祉法人 五十市保育園	都城市久保原町 29 街区 4 号
社会福祉法人 エンゼル会	都城市上長飯町 81 号 4 番地
特定非営利活動法人 エンゼルランプ育の会	都城市太郎坊町 3517 番地 3
特定非営利活動法人 子育てネットおひさまとはらっぱ	都城市蓑原町 3111 番地 55 号
社会福祉法人 郡元福祉会	都城市郡元四丁目 23-18
特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間	都城市上水流町 1624 番地 1
社会福祉法人 こまつ会	都城市乙房町 323 番地
社会福祉法人 さかえ福祉会	都城市高城町穂満坊 2553 番地 51
社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	都城市松元町 4 街区 17 号
特定非営利活動法人 桜ます	都城市山之口町富吉 4410 番地
社会福祉法人スマイリング・パーク	都城市牟田町 26 街区 16 号
セイハネットワーク株式会社	福岡市博多区店屋町 1 番 35 号博多三井ビル 2 号館 4 階
社会福祉法人 相愛会	都城市早鈴町 1583 番地 3
高崎麓小児童クラブ運営委員会	都城市高崎町前田 2330 番地
社会福祉法人 たんぽぽ福祉会	都城市一万城町 12 号 2 番
学校法人 知勇学園	都城市上水流町 1758 番地
社会福祉法人 つくし会	都城市都原町 11 番地 5
特定非営利活動法人 子育て支援つくしっ子	都城市高崎町縄瀬 2938 番地
社会福祉法人 なかま福祉会	都城市太郎坊町 3149 番地 1
特定非営利活動法人 子育て応援団ひいらぎ	都城市志比田町 9857 番地 4
社会福祉法人 ひかり福祉会	都城市志比田町 7182 番地 1
社会福祉法人 ますみ福祉会	都城市都島町 1171 番地
社会福祉法人 みのり福祉会	都城市菓子野町 9523 番地 1
学校法人山下学園 にし幼稚園	都城市南横市町 4003 番地 2
特定非営利活動法人 結羽会都城スマッシュ幸	都城市千町 4953 番地 1
社会福祉法人 ルンビニ保育会	都城市庄内町 12468 番地

別紙(番号122号関係)

児童クラブ委託先(略名)		運営委託費	児童クラブ委託先(略名)		運営委託費
1	第一祝吉どんぐり	14,421,800	36	ラビキッズ	10,394,500
2	第二祝吉どんぐり児童クラブ	14,510,800	37	明道フレンド	11,302,600
3	川東どんぐり	12,244,400	38	第2明道フレンド	10,804,000
4	第2川東どんぐり	11,290,800	39	フレンドシップハウス	14,755,200
5	高崎あおぞら第1	8,995,400	40	南フレンド	10,650,000
6	高崎あおぞら第2	8,535,400	41	第2南フレンド	9,127,600
7	五十市保育園第1	12,976,000	42	早鈴フレンド	9,146,700
8	五十市保育園第2	11,549,568	43	梅北フレンドシップ児童クラブ	12,560,000
9	上長飯エンゼル第1	11,438,150	44	高崎麓小児童クラブ	7,239,600
10	上長飯エンゼル第2	11,306,150	45	たんぼぼ第1	14,409,000
11	上長飯認定こども園	11,588,950	46	たんぼぼ第2	14,409,000
12	わかば森のクラブ	10,238,466	47	たんぼぼ第3	14,541,000
13	沖水小こどもクラブ第1	10,964,666	48	らいおんキッズクラブ	13,313,200
14	沖水小こどもクラブ第2	11,456,866	49	のぼるくんち第1	11,098,100
15	沖水小こどもクラブ第3	12,130,866	50	のぼるくんち第2	8,818,500
16	祝吉小こどもクラブ	12,314,866	51	みんなのおうち	11,542,900
17	五十市小おひさまとはらっぱ第1	8,881,500	52	高崎つくしっ子	14,226,000
18	おひさまとはらっぱ第2	10,429,500	53	江平つくしっ子	12,729,000
19	ゆうやけクラブ	8,867,089	54	山野原保育園	6,992,250
20	こじいの森・しわちクラブ	15,406,000	55	西小ひいらぎ	9,264,000
21	こじいの森・やっさクラブ	13,212,000	56	明和小ひいらぎ	9,072,000
22	乙房こども園	11,339,200	57	東小ひいらぎ1室	11,179,000
23	乙房こども園第2	11,075,200	58	東小ひいらぎ2室	8,521,000
24	さかえ児童クラブ	11,814,000	59	東小ひいらぎ3室	10,478,000
25	谷頭児童館放課後児童クラブ	8,443,800	60	かたひら認定こども園	7,466,000
26	すくすく第1児童クラブ	15,915,200	61	さつき	13,882,000
27	すくすく第2児童クラブ	16,306,000	62	第2さつき児童クラブ	15,252,000
28	すくすく沖水児童クラブ	17,297,000	63	今町小さつき児童クラブ	13,433,750
29	フォルケホイスコーレ早鈴若葉	8,565,784	64	祝吉小児童クラブ	11,714,250
30	フォルケホイスコーレ大王	7,874,935	65	菓子野保育園	8,671,750
31	フォルケホイスコーレ大王2	9,002,138	66	ひまわり児童クラブ	11,060,950
32	フォルケホイスコーレまるの	7,218,320	67	にし幼稚園第1	11,515,000
33	フォルケホイスコーレ高城	7,521,164	68	にし幼稚園第2	11,171,000
34	フォルケホイスコーレ高城2	7,061,387	69	ゆうわかいキッズハウス	13,266,600
35	フォルケホイスコーレ都原	5,169,648	70	ルンビニ	4,339,000
			71	もちおどんぐり児童クラブ	5,725,000

合計 781,433,463

令和6年度 随意契約理由書

番号	123
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2684 (直通)
契 約 案 件 名	地域子育て支援センター事業
案 件 の 概 要	子育て家族の交流促進、育児不安についての相談指導等、地域の子育て家族に対する育児支援を図る事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町2街区24-3号 [名 称] 特定非営利活動法人りんごの木 外 2法人
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務については、都城市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成23年度都城市告示第361号。以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、委託するものである。</p> <p>事業所の選定に当たっては、公募の実施等を行い、同要綱に定める基準に沿った事業の実施が可能と認められる別紙の市内3法人とそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>○都城市地域子育て支援拠点事業実施要綱(委託) 第2条 市長は、事業を適正に実施することができるものと認められる社会福祉法人等(以下「事業実施者」という。)に事業を委託することができる。</p> <p>※契約相手方については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	35,410,160円

別紙（番号 123 号関係）

受注者一覧

事業者名	住所	契約金額（円）
特定非営利活動法人 りんごの木	都城市花繰町 2 街区 2 4 - 3 号	13,756,560 円
社会福祉法人 エンゼル会	都城市上長飯町 8 1 号 4 番地	13,981,560 円
社会福祉法人 鳴峰会	都城市高崎町大牟田 1 1 5 1 番地 3	7,672,040 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	124
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2684 (直通)
契 約 案 件 名	都城市子どもの生活・学習支援事業業務委託
案 件 の 概 要	令和3年3月に策定した「第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画」の対策の柱である子どものための教育支援を推進していくため、子どもの生活・学習支援事業の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、生活困難世帯又はひとり親家庭等の子どもに対して、学習習慣の定着及び基礎学力の向上を目的とした学習支援並びに安心して過ごすことのできる居場所の提供を行うものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、地域の民生委員・児童委員や各種関係機関との連携がとれ、かつ、複合的な課題を抱える家庭の相談・支援を適切に実施できる事業者でなければならない。</p> <p>この点、上記法人は、多様な福祉ニーズに応えるため、地域のボランティアと協力しながら、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の子どもの学習支援事業に取り組んでいる事業者であり、本業務の目的に最も合致した履行が可能であると認められる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	18,200,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	125
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0986 - 23 - 2684 (直通)																				
契 約 案 件 名	都城市ファミリー・サポート・センター事業委託																				
案 件 の 概 要	勤労者が仕事と育児を安心して両立できる環境を整備し、地域の子育て支援に資するため、利用会員と援助会員をマッチングさせることで育児の援助活動を行う都城市ファミリー・サポート・センター事業を委託するもの																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市ファミリー・サポート・センター事業（以下「本事業」という。）は、育児の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）と育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）を組織化し、利用会員と援助会員を適切にマッチングさせることで、勤労者が家庭と育児を安心して両立できる環境を整備し、地域の子育て支援に資することを目的としている。</p> <p>本業務の履行事業者には、地域において子育てに関する知見とネットワークを有することが求められる。また、都城市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第3条の規定により、同センターの運営を社会福祉法人等に委託することができることとされている。</p> <p>以上の理由により、市内において、子育てに関する地域間ネットワークを有し、確実な業務の履行が期待できる唯一の団体である上記法人と随意契約するものである。</p>																				
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">16,228,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">業務委託分</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: right;">12,388,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">報酬補填額</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">9000時間</td> <td style="text-align: right;">2,700,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">燃料費補填額</td> <td style="text-align: center;">95000円</td> <td style="text-align: center;">12月</td> <td style="text-align: right;">1,140,000</td> </tr> </table>	執行見込総額	16,228,000円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	業務委託分	円	1年	12,388,000	報酬補填額	300円	9000時間	2,700,000	燃料費補填額	95000円	12月	1,140,000
執行見込総額	16,228,000円																				
複数単価契約	単価	予定数量	合計																		
業務委託分	円	1年	12,388,000																		
報酬補填額	300円	9000時間	2,700,000																		
燃料費補填額	95000円	12月	1,140,000																		

令和6年度 随意契約理由書

番号	126
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)																
契 約 案 件 名	母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費電算処理業務委託																
案 件 の 概 要	母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費助成対象者の医療費電算処理診療データを作成する業務を委託するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市下原町231番地1 [名 称] 宮崎県国民健康保険団体連合会																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費助成対象者の診療データを、毎月20日までに所定の様式で作成する業務を委託するものである。</p> <p>県内市町村の母子・父子等医療費、寡婦等医療費及び重度心身障害者医療費の電算処理については、上記連合会において県内の市町村医療費事務を一括で共同処理しており、他に同様の処理を行える事業者は存在しないため、同連合会と随意契約するものである。</p> <p>なお、本件は、事務効率化のため、受注者が同じである福祉課の契約についても、こども政策課において一括して契約締結の処理をするものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">3, 9 2 3, 7 4 3 円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>医療費電算処理償還払分</td> <td style="text-align: right;">54.78 円</td> <td style="text-align: right;">41482 件</td> <td style="text-align: right;">2, 272, 383</td> </tr> <tr> <td>医療費電算処理後期高齢者医療制度分</td> <td style="text-align: right;">67.43 円</td> <td style="text-align: right;">24490 件</td> <td style="text-align: right;">1, 651, 360</td> </tr> </table>	執行見込総額	3, 9 2 3, 7 4 3 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	医療費電算処理償還払分	54.78 円	41482 件	2, 272, 383	医療費電算処理後期高齢者医療制度分	67.43 円	24490 件	1, 651, 360
執行見込総額	3, 9 2 3, 7 4 3 円																
複数単価契約	単価	予定数量	合計														
医療費電算処理償還払分	54.78 円	41482 件	2, 272, 383														
医療費電算処理後期高齢者医療制度分	67.43 円	24490 件	1, 651, 360														

令和6年度 随意契約理由書

番号	127
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2684 (直通)
契 約 案 件 名	都城市子育て世代活動支援センター 伴走型相談支援事業業務委託
案 件 の 概 要	産後6ヶ月の子育て親子の交流の促進と育児不安などへの相談指導等、地域の子育て家族に対する育児支援を図る事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町8街区20号 [名 称] 社会福祉法人 善隣館福祉会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務については、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱に基づき、委託するものである。 事業者の選定にあたっては、本業務を都城市内の地域子育て支援拠点事業実施施設で実施することとしているため、都城市子育て世代活動支援センターの指定管理者である、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2,410,560円

令和6年度 随意契約理由書

番号	128
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)																						
契 約 案 件 名	都城市子育て短期支援事業業務委託																						
案 件 の 概 要	未就学児の保護者が、疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、一定期間、当該未就学児の養育・保護を行う業務を委託するもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 児湯郡木城町大字椎木6 4 4 番地1 [名 称] 社会福祉法人石井記念友愛社																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。</p> <p>本業務の実施に当たっては、児童の宿泊や生活指導及び食事の提供を伴う養育・保護であるため、その施設要件はもちろん、地域において子育てに関するネットワークを有することも求められる。</p> <p>また、子育て短期支援事業実施要綱（平成26年5月29日 厚生労働省通知）にも、乳児院や児童養護施設等の、住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものと定められている。</p> <p>以上の理由により、宿泊の環境にも対応し、かつ、子育てに関する地域間のネットワークを市内に有し、確実な業務の履行が期待できる唯一の団体である、上記法人と随意契約するものである。</p> <p>○都城市子育て短期支援事業実施要綱（抜粋） （委託）第6条 市長は、あらかじめ指定した乳児院、児童養護施設等の施設(以下「実施施設」という。)にこの事業を委託して行うものとする。</p>																						
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">907,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ショートステイ2歳以上／1日</td> <td style="text-align: right;">4740円</td> <td style="text-align: right;">80日</td> <td style="text-align: right;">379,200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ショートステイ2歳未満／1日</td> <td style="text-align: right;">8650円</td> <td style="text-align: right;">60日</td> <td style="text-align: right;">519,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">トワイライトステイ1回</td> <td style="text-align: right;">900円</td> <td style="text-align: right;">10回</td> <td style="text-align: right;">9,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	907,200円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	ショートステイ2歳以上／1日	4740円	80日	379,200	ショートステイ2歳未満／1日	8650円	60日	519,000	トワイライトステイ1回	900円	10回	9,000
執行見込総額	907,200円																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																				
ショートステイ2歳以上／1日	4740円	80日	379,200																				
ショートステイ2歳未満／1日	8650円	60日	519,000																				
トワイライトステイ1回	900円	10回	9,000																				

令和6年度 随意契約理由書

番号	129
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)																																																												
契 約 案 件 名	予防接種業務委託																																																												
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、同法第5条に基づき市の指定した疾病に対する予防接種の、定期予防接種業務を委託するもの																																																												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																																																												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、同法第5条に基づき市が指定した疾病に対する予防接種の定期予防接種業務を行うものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が定期予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城市北諸県圏内の医師が多く所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																																																												
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																																																												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">5 1 9, 5 3 7, 0 4 7 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>五種混合 1期2か月～3歳未満</td> <td style="text-align: right;">21890 円</td> <td style="text-align: right;">3910 人</td> <td style="text-align: right;">85,589,900</td> </tr> <tr> <td>五種混合 1期3歳～6歳未満</td> <td style="text-align: right;">20460 円</td> <td style="text-align: right;">23 人</td> <td style="text-align: right;">470,580</td> </tr> <tr> <td>五種混合 1期6歳～7歳6か月未満</td> <td style="text-align: right;">19635 円</td> <td style="text-align: right;">8 人</td> <td style="text-align: right;">157,080</td> </tr> <tr> <td>四種混合 1期2か月～3歳未満</td> <td style="text-align: right;">12980 円</td> <td style="text-align: right;">1284 人</td> <td style="text-align: right;">16,666,320</td> </tr> <tr> <td>四種混合 1期3歳～6歳未満</td> <td style="text-align: right;">11550 円</td> <td style="text-align: right;">85 人</td> <td style="text-align: right;">981,750</td> </tr> <tr> <td>四種混合 1期6歳～7歳6か月未満</td> <td style="text-align: right;">10725 円</td> <td style="text-align: right;">23 人</td> <td style="text-align: right;">246,675</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満</td> <td style="text-align: right;">12485 円</td> <td style="text-align: right;">1174 人</td> <td style="text-align: right;">14,657,390</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 2期5歳</td> <td style="text-align: right;">11055 円</td> <td style="text-align: right;">785 人</td> <td style="text-align: right;">8,678,175</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 2期6歳</td> <td style="text-align: right;">10230 円</td> <td style="text-align: right;">573 人</td> <td style="text-align: right;">5,861,790</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期2か月～3歳未満</td> <td style="text-align: right;">7315 円</td> <td style="text-align: right;">1 人</td> <td style="text-align: right;">7,315</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期3歳～6歳未満</td> <td style="text-align: right;">5885 円</td> <td style="text-align: right;">1 人</td> <td style="text-align: right;">5,885</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期6歳～7歳6か月未満</td> <td style="text-align: right;">5060 円</td> <td style="text-align: right;">1 人</td> <td style="text-align: right;">5,060</td> </tr> <tr> <td>二種混合 2期11歳～13歳</td> <td style="text-align: right;">5060 円</td> <td style="text-align: right;">871 人</td> <td style="text-align: right;">4,407,260</td> </tr> </table>	執行見込総額		5 1 9, 5 3 7, 0 4 7 円		複数単価契約	単価	予定数量	合計	五種混合 1期2か月～3歳未満	21890 円	3910 人	85,589,900	五種混合 1期3歳～6歳未満	20460 円	23 人	470,580	五種混合 1期6歳～7歳6か月未満	19635 円	8 人	157,080	四種混合 1期2か月～3歳未満	12980 円	1284 人	16,666,320	四種混合 1期3歳～6歳未満	11550 円	85 人	981,750	四種混合 1期6歳～7歳6か月未満	10725 円	23 人	246,675	麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満	12485 円	1174 人	14,657,390	麻しん風しん混合 2期5歳	11055 円	785 人	8,678,175	麻しん風しん混合 2期6歳	10230 円	573 人	5,861,790	二種混合 1期2か月～3歳未満	7315 円	1 人	7,315	二種混合 1期3歳～6歳未満	5885 円	1 人	5,885	二種混合 1期6歳～7歳6か月未満	5060 円	1 人	5,060	二種混合 2期11歳～13歳	5060 円	871 人	4,407,260
執行見込総額		5 1 9, 5 3 7, 0 4 7 円																																																											
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																																										
五種混合 1期2か月～3歳未満	21890 円	3910 人	85,589,900																																																										
五種混合 1期3歳～6歳未満	20460 円	23 人	470,580																																																										
五種混合 1期6歳～7歳6か月未満	19635 円	8 人	157,080																																																										
四種混合 1期2か月～3歳未満	12980 円	1284 人	16,666,320																																																										
四種混合 1期3歳～6歳未満	11550 円	85 人	981,750																																																										
四種混合 1期6歳～7歳6か月未満	10725 円	23 人	246,675																																																										
麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満	12485 円	1174 人	14,657,390																																																										
麻しん風しん混合 2期5歳	11055 円	785 人	8,678,175																																																										
麻しん風しん混合 2期6歳	10230 円	573 人	5,861,790																																																										
二種混合 1期2か月～3歳未満	7315 円	1 人	7,315																																																										
二種混合 1期3歳～6歳未満	5885 円	1 人	5,885																																																										
二種混合 1期6歳～7歳6か月未満	5060 円	1 人	5,060																																																										
二種混合 2期11歳～13歳	5060 円	871 人	4,407,260																																																										

乾燥細胞培養日本脳炎 1期6か月～3歳未満	9405円	1810人	17,023,050
乾燥細胞培養日本脳炎 1期3歳～6歳未満	7975円	1885人	15,032,875
乾燥細胞培養日本脳炎 1期6歳～20歳未満	7150円	1474人	10,539,100
乾燥細胞培養日本脳炎 2期9歳～20歳未満	7150円	164人	1,172,600
麻しん 1期1歳～2歳未満	8910円	1人	8,910
麻しん 2期5歳	7480円	1人	7,480
麻しん 2期6歳	6655円	1人	6,655
風しん 1期1歳～2歳未満	8921円	1人	8,921
風しん 2期5歳	7491円	1人	7,491
風しん 2期6歳	6666円	1人	6,666
BCG 1歳に至るまで	13464円	1183人	15,927,912
不活化ポリオ2か月～3歳未満	11825円	1人	11,825
不活化ポリオ3歳～6歳未満	10395円	1人	10,395
不活化ポリオ6歳～7歳6か月未満	9570円	1人	9,570
Hibワクチン2か月～3歳未満	10672円	950人	10,138,400
Hibワクチン3歳～5歳未満	9242円	16人	147,872
小児用肺炎球菌（13, 15価）2か月～3歳未満	13750円	4827人	66,371,250
小児用肺炎球菌（13, 15価）3歳～5歳未満	12320円	18人	221,760
子宮頸がん（2・4価）小6～高1相当年齢の女子、16歳～28歳未満	16775円	1517人	25,447,675
子宮頸がん（9価）小6～高1相当年齢の女子、16歳～28歳未満	26939円	4670人	125,805,130
水痘1歳～3歳未満	10780円	2280人	24,578,400
B型肝炎1歳未満（ただし平成28年4月1日以降に生まれた者）	8267円	3608人	29,827,336
三種混合 1期2か月～3歳未満	7491円	1人	7,491
三種混合 1期3歳～6歳未満	6061円	1人	6,061
三種混合 1期6歳～7歳6か月未満	5236円	1人	5,236
ロタウイルスワクチン（1価）出生6週0日後～24週0日後	16500円	758人	12,507,000
ロタウイルスワクチン（5価）出生6週0日後～32週0日後	11473円	2318人	26,594,414
接種不可6歳未満	3993円	88人	351,384
接種不可6歳以上	3168円	6人	19,008

令和6年度 随意契約理由書

番号	130
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)																																																																																
契 約 案 件 名	妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査業務委託																																																																																
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査（妊婦健康診査14回、15回目以上は医師が必要と認めた場合、多胎妊娠の妊婦健康診査5回、子宮頸がん検査1回、乳児健康診査2回、乳児精密健康診査2回）を実施する業務を委託するもの																																																																																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会																																																																																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査（妊婦健康診査14回、15回目以上は医師が必要と認めた場合、多胎妊娠の妊婦健康診査5回、子宮頸がん検査1回、乳児健康診査2回、乳児精密健康診査2回）を実施する業務を委託するものである。 妊婦及び乳児の健康診査、並びに乳児精密健康診査については、上記法人が県内各医療機関における受診状況の集約及び事務処理を一括して行う体制が確立しており、他に同様の機能を有する団体は存在しないため、同法人と随意契約するものである。																																																																																
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																																																																																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">130,903,710 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">複数単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>妊婦健康診査1回目</td><td style="text-align: right;">17460 円</td><td style="text-align: right;">1172 人</td><td style="text-align: right;">20,463,120</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査2回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">1023 人</td><td style="text-align: right;">6,485,820</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査3回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">970 人</td><td style="text-align: right;">6,149,800</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査4回目</td><td style="text-align: right;">8260 円</td><td style="text-align: right;">1117 人</td><td style="text-align: right;">9,226,420</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査5回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">1022 人</td><td style="text-align: right;">6,479,480</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査6回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">992 人</td><td style="text-align: right;">6,289,280</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査7回目</td><td style="text-align: right;">11470 円</td><td style="text-align: right;">1149 人</td><td style="text-align: right;">13,179,030</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査8回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">1015 人</td><td style="text-align: right;">5,897,150</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査9回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">998 人</td><td style="text-align: right;">6,327,320</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査10回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">906 人</td><td style="text-align: right;">5,263,860</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査11回目</td><td style="text-align: right;">11870 円</td><td style="text-align: right;">1067 人</td><td style="text-align: right;">12,665,290</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査12回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">870 人</td><td style="text-align: right;">5,054,700</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査13回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">647 人</td><td style="text-align: right;">3,759,070</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査14回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">399 人</td><td style="text-align: right;">2,318,190</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査15回目</td><td style="text-align: right;">8440 円</td><td style="text-align: right;">114 人</td><td style="text-align: right;">962,160</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査16回目以降</td><td style="text-align: right;">7910 円</td><td style="text-align: right;">228 人</td><td style="text-align: right;">1,803,480</td></tr> <tr><td>子宮頸がん検査</td><td style="text-align: right;">3,560 円</td><td style="text-align: right;">1113 人</td><td style="text-align: right;">3,962,280</td></tr> <tr><td>乳児健康診査（1回目、2回目）</td><td style="text-align: right;">6410 円</td><td style="text-align: right;">2216 人</td><td style="text-align: right;">14,204,560</td></tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	130,903,710 円	複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>妊婦健康診査1回目</td><td style="text-align: right;">17460 円</td><td style="text-align: right;">1172 人</td><td style="text-align: right;">20,463,120</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査2回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">1023 人</td><td style="text-align: right;">6,485,820</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査3回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">970 人</td><td style="text-align: right;">6,149,800</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査4回目</td><td style="text-align: right;">8260 円</td><td style="text-align: right;">1117 人</td><td style="text-align: right;">9,226,420</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査5回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">1022 人</td><td style="text-align: right;">6,479,480</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査6回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">992 人</td><td style="text-align: right;">6,289,280</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査7回目</td><td style="text-align: right;">11470 円</td><td style="text-align: right;">1149 人</td><td style="text-align: right;">13,179,030</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査8回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">1015 人</td><td style="text-align: right;">5,897,150</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査9回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">998 人</td><td style="text-align: right;">6,327,320</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査10回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">906 人</td><td style="text-align: right;">5,263,860</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査11回目</td><td style="text-align: right;">11870 円</td><td style="text-align: right;">1067 人</td><td style="text-align: right;">12,665,290</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査12回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">870 人</td><td style="text-align: right;">5,054,700</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査13回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">647 人</td><td style="text-align: right;">3,759,070</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査14回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">399 人</td><td style="text-align: right;">2,318,190</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査15回目</td><td style="text-align: right;">8440 円</td><td style="text-align: right;">114 人</td><td style="text-align: right;">962,160</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査16回目以降</td><td style="text-align: right;">7910 円</td><td style="text-align: right;">228 人</td><td style="text-align: right;">1,803,480</td></tr> <tr><td>子宮頸がん検査</td><td style="text-align: right;">3,560 円</td><td style="text-align: right;">1113 人</td><td style="text-align: right;">3,962,280</td></tr> <tr><td>乳児健康診査（1回目、2回目）</td><td style="text-align: right;">6410 円</td><td style="text-align: right;">2216 人</td><td style="text-align: right;">14,204,560</td></tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	妊婦健康診査1回目	17460 円	1172 人	20,463,120	妊婦健康診査2回目	6340 円	1023 人	6,485,820	妊婦健康診査3回目	6340 円	970 人	6,149,800	妊婦健康診査4回目	8260 円	1117 人	9,226,420	妊婦健康診査5回目	6340 円	1022 人	6,479,480	妊婦健康診査6回目	6340 円	992 人	6,289,280	妊婦健康診査7回目	11470 円	1149 人	13,179,030	妊婦健康診査8回目	5810 円	1015 人	5,897,150	妊婦健康診査9回目	6340 円	998 人	6,327,320	妊婦健康診査10回目	5810 円	906 人	5,263,860	妊婦健康診査11回目	11870 円	1067 人	12,665,290	妊婦健康診査12回目	5810 円	870 人	5,054,700	妊婦健康診査13回目	5810 円	647 人	3,759,070	妊婦健康診査14回目	5810 円	399 人	2,318,190	妊婦健康診査15回目	8440 円	114 人	962,160	妊婦健康診査16回目以降	7910 円	228 人	1,803,480	子宮頸がん検査	3,560 円	1113 人	3,962,280	乳児健康診査（1回目、2回目）	6410 円	2216 人	14,204,560
執行見込総額	130,903,710 円																																																																																
複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>妊婦健康診査1回目</td><td style="text-align: right;">17460 円</td><td style="text-align: right;">1172 人</td><td style="text-align: right;">20,463,120</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査2回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">1023 人</td><td style="text-align: right;">6,485,820</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査3回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">970 人</td><td style="text-align: right;">6,149,800</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査4回目</td><td style="text-align: right;">8260 円</td><td style="text-align: right;">1117 人</td><td style="text-align: right;">9,226,420</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査5回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">1022 人</td><td style="text-align: right;">6,479,480</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査6回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">992 人</td><td style="text-align: right;">6,289,280</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査7回目</td><td style="text-align: right;">11470 円</td><td style="text-align: right;">1149 人</td><td style="text-align: right;">13,179,030</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査8回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">1015 人</td><td style="text-align: right;">5,897,150</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査9回目</td><td style="text-align: right;">6340 円</td><td style="text-align: right;">998 人</td><td style="text-align: right;">6,327,320</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査10回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">906 人</td><td style="text-align: right;">5,263,860</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査11回目</td><td style="text-align: right;">11870 円</td><td style="text-align: right;">1067 人</td><td style="text-align: right;">12,665,290</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査12回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">870 人</td><td style="text-align: right;">5,054,700</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査13回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">647 人</td><td style="text-align: right;">3,759,070</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査14回目</td><td style="text-align: right;">5810 円</td><td style="text-align: right;">399 人</td><td style="text-align: right;">2,318,190</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査15回目</td><td style="text-align: right;">8440 円</td><td style="text-align: right;">114 人</td><td style="text-align: right;">962,160</td></tr> <tr><td>妊婦健康診査16回目以降</td><td style="text-align: right;">7910 円</td><td style="text-align: right;">228 人</td><td style="text-align: right;">1,803,480</td></tr> <tr><td>子宮頸がん検査</td><td style="text-align: right;">3,560 円</td><td style="text-align: right;">1113 人</td><td style="text-align: right;">3,962,280</td></tr> <tr><td>乳児健康診査（1回目、2回目）</td><td style="text-align: right;">6410 円</td><td style="text-align: right;">2216 人</td><td style="text-align: right;">14,204,560</td></tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	妊婦健康診査1回目	17460 円	1172 人	20,463,120	妊婦健康診査2回目	6340 円	1023 人	6,485,820	妊婦健康診査3回目	6340 円	970 人	6,149,800	妊婦健康診査4回目	8260 円	1117 人	9,226,420	妊婦健康診査5回目	6340 円	1022 人	6,479,480	妊婦健康診査6回目	6340 円	992 人	6,289,280	妊婦健康診査7回目	11470 円	1149 人	13,179,030	妊婦健康診査8回目	5810 円	1015 人	5,897,150	妊婦健康診査9回目	6340 円	998 人	6,327,320	妊婦健康診査10回目	5810 円	906 人	5,263,860	妊婦健康診査11回目	11870 円	1067 人	12,665,290	妊婦健康診査12回目	5810 円	870 人	5,054,700	妊婦健康診査13回目	5810 円	647 人	3,759,070	妊婦健康診査14回目	5810 円	399 人	2,318,190	妊婦健康診査15回目	8440 円	114 人	962,160	妊婦健康診査16回目以降	7910 円	228 人	1,803,480	子宮頸がん検査	3,560 円	1113 人	3,962,280	乳児健康診査（1回目、2回目）	6410 円	2216 人	14,204,560				
	単価	予定数量	合計																																																																														
妊婦健康診査1回目	17460 円	1172 人	20,463,120																																																																														
妊婦健康診査2回目	6340 円	1023 人	6,485,820																																																																														
妊婦健康診査3回目	6340 円	970 人	6,149,800																																																																														
妊婦健康診査4回目	8260 円	1117 人	9,226,420																																																																														
妊婦健康診査5回目	6340 円	1022 人	6,479,480																																																																														
妊婦健康診査6回目	6340 円	992 人	6,289,280																																																																														
妊婦健康診査7回目	11470 円	1149 人	13,179,030																																																																														
妊婦健康診査8回目	5810 円	1015 人	5,897,150																																																																														
妊婦健康診査9回目	6340 円	998 人	6,327,320																																																																														
妊婦健康診査10回目	5810 円	906 人	5,263,860																																																																														
妊婦健康診査11回目	11870 円	1067 人	12,665,290																																																																														
妊婦健康診査12回目	5810 円	870 人	5,054,700																																																																														
妊婦健康診査13回目	5810 円	647 人	3,759,070																																																																														
妊婦健康診査14回目	5810 円	399 人	2,318,190																																																																														
妊婦健康診査15回目	8440 円	114 人	962,160																																																																														
妊婦健康診査16回目以降	7910 円	228 人	1,803,480																																																																														
子宮頸がん検査	3,560 円	1113 人	3,962,280																																																																														
乳児健康診査（1回目、2回目）	6410 円	2216 人	14,204,560																																																																														

乳児精密健康診査	3,000 円	2 人	6,000
多胎妊娠の妊婦健康診査	5810 円	70 人	406,700

令和6年度 随意契約理由書

番号	131
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)
契 約 案 件 名	都城市デジタル給付システム導入等業務委託
案 件 の 概 要	出産・子育て応援給付金及びミートツーリズム事業の給付について、電子クーポンでの給付を行うため、地域通貨プラットフォームアプリの構築等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市橘通東4-7-28 [名 称] 株式会社JTB宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、出産・子育て応援給付金及びミートツーリズム事業の給付について、地域通貨プラットフォームアプリを通して対象者に支給するものである。</p> <p>当該事業において、対象者の利便性を最優先し、全国規模で運営実績がある地域通貨プラットフォームアプリを採用することが必要である。また、電子クーポンは対面で申請受付を行い、即時、発行できるものとする必要がある。「regionPAY」は、宮崎県を含め、全国の26都府県で採用され、累計1,000万ダウンロードを達成するなど、実績も保証されている。また、他のアプリとは異なり、対象者のプライバシー保護の観点から、アプリの取得・利用にあたって提供する個人情報が必要最小限(氏名、住所、生年月日、メールアドレス)に留められている。</p> <p>以上の理由から株式会社ギフトパットが開発した「regionPAY」を利用することとし、この契約相手方は株式会社JTBに限定されることから、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	13,899,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	132
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)														
契 約 案 件 名	産婦健康診査業務委託														
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく、産婦健康診査を実施する業務を委託するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく、産婦健康診査を実施するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、県内各医療機関における受診状況の集約及び事務処理を一括して行う体制が確立していなければならない。</p> <p>本県においては他に同様の機能を有する団体は存在しない。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和6年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">11,150,000円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>産婦健康診査</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">2,230回</td> <td style="text-align: right;">11,150,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	11,150,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	産婦健康診査	5,000円	2,230回	11,150,000
執行見込総額	11,150,000円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
産婦健康診査	5,000円	2,230回	11,150,000												

令和6年度 随意契約理由書

番号	133
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)																				
契 約 案 件 名	おたふくかぜワクチン予防接種業務委託																				
案 件 の 概 要	任意予防接種であるおたふくかぜワクチンを用いた予防接種の実施及び費用の助成に関する業務を委託するもの																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市には具体的にどの医療機関がおたふくかぜワクチンを用いた予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師が多く所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																				
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">5,796,810円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">事務委託料</td> <td style="text-align: right;">110円</td> <td style="text-align: right;">2221</td> <td style="text-align: right;">244,310</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">生後12月から生後24月に至るまでの間にある者</td> <td style="text-align: right;">2500円</td> <td style="text-align: right;">1096</td> <td style="text-align: right;">2,740,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間</td> <td style="text-align: right;">2500円</td> <td style="text-align: right;">1125</td> <td style="text-align: right;">2,812,500</td> </tr> </table>	執行見込総額	5,796,810円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	事務委託料	110円	2221	244,310	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	2500円	1096	2,740,000	5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	2500円	1125	2,812,500
執行見込総額	5,796,810円																				
複数単価契約	単価	予定数量	合計																		
事務委託料	110円	2221	244,310																		
生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	2500円	1096	2,740,000																		
5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	2500円	1125	2,812,500																		

令和6年度 随意契約理由書

番号	134
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)														
契 約 案 件 名	新生児聴覚検査業務委託														
案 件 の 概 要	新生児聴覚検査の初回検査を実施するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人 宮崎県医師会														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、新生児聴覚検査の初回検査を実施するものである。 本業務の履行に当たっては、県内各医療機関における受診状況の集約及び事務処理を一括して行う体制が確立していなければならない。本県においては他に同様の機能を有する団体は存在しない。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和6年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">5,650,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>新生児聴覚検査</td> <td style="text-align: center;">5000円</td> <td style="text-align: center;">1130人</td> <td style="text-align: right;">5,650,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	5,650,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	新生児聴覚検査	5000円	1130人	5,650,000
執行見込総額	5,650,000円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
新生児聴覚検査	5000円	1130人	5,650,000												

別紙（第 135 号関係）

令和 6 年度（4～5 月）予防接種委託料に係る単価等内訳書（下記の委託料には、消費税、地方消費税相当額及び事務手数料 220 円を含む。）

ワクチン	定期予防接種対象年齢	年齢区分	予定数量	予定総額 (消費税、地方消費税相当額及び事務手数料220円を含む。)
ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・Hib (DPT-IPV-HIb)	1 期（初回、追加） 2 月～9 0 月に至るまで	生後 2 月～3 歳未満	5 人	110,550 円
		3 歳～6 歳未満	0 人	0 円
		6 歳～生後 9 0 月に至るまで	0 人	0 円
ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ (DPT-IPV)	1 期（初回、追加） 2 月～9 0 月に至るまで	生後 2 月～3 歳未満	2 人	26,422 円
		3 歳～6 歳未満	1 人	11,781 円
		6 歳～生後 9 0 月に至るまで	0 人	0 円
ジフテリア・百日せき・破傷風 (DPT)	1 期（初回、追加） 2 月～9 0 月に至るまで	生後 2 月～3 歳未満	0 人	0 円
		3 歳～6 歳未満	0 人	0 円
		6 歳～生後 9 0 月に至るまで	0 人	0 円
ジフテリア・破傷風 (DT)	2 期：11 歳以上 13 歳未満	11 歳以上 13 歳未満	1 人	5,230 円
不活化ポリオ (単独)	1 期（初回、追加） 2 月～9 0 月に至るまで	生後 2 月～3 歳未満	0 人	0 円
		3 歳～6 歳未満	0 人	0 円
		6 歳～生後 9 0 月に至るまで	0 人	0 円
麻しん・風しん混合ワクチン	生後 12 月～24 月に至るまで 5 歳以上 7 歳未満で 小学校就学前 1 年間	生後 12 月～24 月に至るまで	1 人	12,686 円
		5 歳～6 歳未満	1 人	11,256 円
		6 歳～7 歳未満	1 人	10,431 円
麻しんワクチン	生後 12 月～24 月に至るまで 5 歳以上 7 歳未満で 小学校就学前 1 年間	生後 12 月～24 月に至るまで	0 人	0 円
		5 歳～6 歳未満	0 人	0 円
		6 歳～7 歳未満	0 人	0 円
風しんワクチン	生後 12 月～24 月に至るまで 5 歳以上 7 歳未満で 小学校就学前 1 年間	生後 12 月～24 月に至るまで	0 人	0 円
		5 歳～6 歳未満	0 人	0 円
		6 歳～7 歳未満	0 人	0 円
日本脳炎	1 期（初回、追加） 6 月～9 0 月に至るまで	6 月～3 歳未満	2 人	19,262 円
		3 歳～6 歳未満	1 人	8,201 円
		6 歳以上 9 0 月に至るまで	1 人	7,376 円
	2 期 9 歳以上 13 歳未満	9 歳～13 歳未満	1 人	7,376 円
	予防接種実施規則附則第 3 条の対象者（20 歳未満）※ 1	20 歳未満	1 人	7,376 円
BCG	1 歳に至るまで	1 歳に至るまで	1 人	13,008 円
Hib	生後 2 月～6 0 月に至るまで	2 月～3 歳未満	2 人	22,052 円
		3 歳～5 歳未満	1 人	9,596 円
小児用肺炎球菌 (13 価・15 価)	生後 2 月～6 0 月に至るまで	2 月～3 歳未満	3 人	41,931 円
		3 歳～5 歳未満	0 人	0 円

HPV	2・4価	① 小6～高1相当年齢の女子 ② 平成9年4月2日から平成20年4月1日の女子※2	① 12歳となる年度～16歳となる年度 ② 17歳となる年度～27歳となる年度	2人	34,016円
	9価	① 小6～高1相当年齢の女子 ② 平成9年4月2日から平成20年4月1日の女子※2	① 12歳となる年度～16歳となる年度 ② 17歳となる年度～27歳となる年度	6人	164,880円
水痘		12月～36月に至るまで	12月～36月に至るまで	1人	11,007円
B型肝炎		1歳に至るまで	1歳に至るまで	4人	33,472円
ロタウイルス		1価：生後6週から24週	生後6週から24週まで	1人	16,705円
		5価：生後6週から32週	生後6週から32週まで	1人	11,616円
予診のみ実施		—	—	0人	0円

別紙（第 135 号関係）

令和 6 年度（6～3 月）予防接種委託料に係る単価等内訳書（下記の委託料には、消費税、地方消費税相当額及び事務手数料 220 円を含む。）

ワクチン	定期予防接種対象年齢	年齢区分	予定数量	予定総額 (消費税、地方消費税相当額及び事務手数料220円を含む。)
ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・Hib (DPT-IPV-HIb)	1 期（初回、追加） 2 月～9 0 月に至るまで	生後 2 月～3 歳未満	25人	554,400円
		3 歳～6 歳未満	1人	20,746円
		6 歳～生後 9 0 月に至るまで	1人	19,921円
ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ (DPT-IPV)	1 期（初回、追加） 2 月～9 0 月に至るまで	生後 2 月～3 歳未満	8人	106,216円
		3 歳～6 歳未満	1人	11,847円
		6 歳～生後 9 0 月に至るまで	1人	11,022円
ジフテリア・百日せき・破傷風・ (DPT)	1 期（初回、追加） 2 月～9 0 月に至るまで	生後 2 月～3 歳未満	0人	0円
		3 歳～6 歳未満	0人	0円
		6 歳～生後 9 0 月に至るまで	0人	0円
ジフテリア・破傷風 (DT)	2 期：1 1 歳以上 1 3 歳未満	1 1 歳以上 1 3 歳未満	3人	15,888円
不活化ポリオ (単独)	1 期（初回、追加） 2 月～9 0 月に至るまで	生後 2 月～3 歳未満	0人	0円
		3 歳～6 歳未満	0人	0円
		6 歳～生後 9 0 月に至るまで	0人	0円
麻しん・風しん混合ワクチン	生後12月～24月に至るまで 5 歳以上 7 歳未満で 小学校就学前 1 年間	生後12月～24月に至るまで	5人	63,760円
		5 歳～6 歳未満	2人	22,644円
		6 歳～7 歳未満	2人	20,994円
麻しんワクチン	生後12月～24月に至るまで 5 歳以上 7 歳未満で 小学校就学前 1 年間	生後12月～24月に至るまで	0人	0円
		5 歳～6 歳未満	0人	0円
		6 歳～7 歳未満	0人	0円
風しんワクチン	生後12月～24月に至るまで 5 歳以上 7 歳未満で 小学校就学前 1 年間	生後12月～24月に至るまで	0人	0円
		5 歳～6 歳未満	0人	0円
		6 歳～7 歳未満	0人	0円
日本脳炎	1 期（初回、追加） 6 月～9 0 月に至るまで	6 月～3 歳未満	12人	116,364円
		3 歳～6 歳未満	6人	49,602円
		6 歳以上 9 0 月に至るまで	4人	29,768円
	2 期 9 歳以上 1 3 歳未満	9 歳～1 3 歳未満	3人	22,326円
	予防接種実施規則附則第 3 条の対象者（2 0 歳未満）※ 1	2 0 歳未満	3人	22,326円
BCG	1 歳に至るまで	1 歳に至るまで	7人	91,518円
H i b	生後 2 月～6 0 月に至るまで	2 月～3 歳未満	23人	255,116円
		3 歳～5 歳未満	1人	9,662円
小児用肺炎球菌 (13価・15価)	生後 2 月～6 0 月に至るまで	2 月～3 歳未満	35人	491,505円
		3 歳～5 歳未満	0人	0円

HPV	2・4価	③ 小6～高1相当年齢の女子 ④ 平成9年4月2日から平成20年4月1日の女子※2	③ 12歳となる年度～16歳となる年度 ④ 17歳となる年度～27歳となる年度	18人	307,332円
	9価	③ 小6～高1相当年齢の女子 ④ 平成9年4月2日から平成20年4月1日の女子※2	③ 12歳となる年度～16歳となる年度 ④ 17歳となる年度～27歳となる年度	34人	936,564円
水痘		12月～36月に至るまで	12月～36月に至るまで	9人	99,657円
B型肝炎		1歳に至るまで	1歳に至るまで	26人	219,284円
ロタウイルス		1価：生後6週から24週	生後6週から24週まで	8人	133,904円
		5価：生後6週から32週	生後6週から32週まで	8人	93,192円
予診のみ実施		—	—	0人	0円

令和6年度 随意契約理由書

番号	136
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)														
契 約 案 件 名	妊婦歯科健康診査業務委託														
案 件 の 概 要	妊婦に対する問診、口腔内検査、口腔に関する相談の実施を委託するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、妊婦に対する問診、口腔内検査、口腔に関する相談を実施するものである。</p> <p>しかし、市には、どの医療機関の歯科医師が妊婦を対象とした問診、口腔内検査、口腔に関する歯科保健指導を実施できるのか具体的な情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。また、本業務の性質上、実施状況把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の歯科医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和6年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">3,870,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td style="text-align: center;">4300円</td> <td style="text-align: center;">900件</td> <td style="text-align: right;">3,870,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	3,870,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	妊婦歯科健康診査	4300円	900件	3,870,000
執行見込総額	3,870,000円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
妊婦歯科健康診査	4300円	900件	3,870,000												

令和6年度 随意契約理由書

番号	137
----	-----

担 当 課	[部課等名] こども部 こども家庭課 [電話番号] 0986-36-5661 (直通)
契約案件名	みやこのじょうすくすくPay事業に伴う参加店舗登録業務委託
案件の概要	みやこのじょうすくすくPayを取り扱える店舗の登録業務を委託するもの
契約の相手方	[所在地] 都城市高城町穂満坊306番地 [名称] 都北商工会連絡協議会
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るとともに、地元商店や飲食店等を応援するため、みやこのじょうすくすくPay（以下「すくすくPay」という。）を発行するにあたり、すくすくPayを取り扱うことができる店舗を募集し、登録するものである。</p> <p>商品券を広く利用してもらうためには、多数の取扱店舗を確保する必要があるが、上記事業者は、市内商工業事業者に多くの会員を有し、幅広く周知を行うことができるとともに、会員の業種、業態にも精通しておりの確な登録業務を実施できる。</p> <p>また、上記事業者は、これまでにふるさと応援券やプレミアム付スマイル商品券及びプレミアム付スマイル商品券（第2弾、第3弾）でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和6年4月1日
契約金額	3,168,000円

別紙（番号 138 号関係）

単価等内訳書

1 契約単価

(1) デイサービス型及びアウトリーチ型

区 分		単 価	
		(消費税は非課税。)	
デイサービス型 (2時間程度)	施設使用料	一回につき 2,000円	
	相談指導料	課税世帯	一回につき 5,500円
		非課税世帯	一回につき 5,700円
		生活保護世帯	一回につき 6,000円
	児一人追加	課税世帯	一人につき 2,800円
		非課税世帯	一人につき 2,900円
		生活保護世帯	一人につき 3,000円
	外部講師	一回につき 5,000円	
心理士	一回につき 6,000円		
デイサービス型 (4時間程度)	施設使用料	一回につき 2,000円	
	相談指導料	課税世帯	一回につき 11,000円
		非課税世帯	一回につき 11,500円
		生活保護世帯	一回につき 12,000円
	児一人追加	課税世帯	一人につき 2,800円
		非課税世帯	一人につき 2,900円
		生活保護世帯	一人につき 3,000円
	外部講師	一回につき 5,000円	
心理士	一回につき 6,000円		
アウトリーチ型	相談指導料	課税世帯	一回につき 5,500円
		非課税世帯	一回につき 5,700円
		生活保護世帯	一回につき 6,000円
	児一人追加	課税世帯	一人につき 2,800円
		非課税世帯	一人につき 2,900円
		生活保護世帯	一人につき 3,000円
	外部講師	一回につき 5,000円	
	心理士	一回につき 6,000円	

(2) ショートステイ型

区 分			単 価 (消費税は非課税。)	
ショートステイ 型 母子一組	母子一組につ き	1泊2日	課税世帯	一組につき29,000円
			非課税世帯	一組につき33,500円
			生活保護世帯	一組につき34,500円
		一日追加	課税世帯	一組につき20,000円
			非課税世帯	一組につき22,300円
			生活保護世帯	一組につき22,800円
	母子一組に児一 人追加された場 合	1泊2日	課税世帯	一人につき4,000円
			非課税世帯	一人につき4,900円
			生活保護世帯	一人につき5,000円
		一日追加	課税世帯	一人につき4,000円
			非課税世帯	一人につき4,500円
			生活保護世帯	一人につき4,500円

*母子一組とは、出産後1年を経過しない女子及び乳児各一人ずつとする

(3) その他

区 分		単 価 (消費税は非課税。)
事務手数料	一回のサービス利 用につき	30円
諸経費		当該月におけるサービス利用料合計の5%

2 予定数量及び予定総額（推定総額）

(1) デイサービス型及びアウトリーチ型

区 分		単 価 (消費税は非課税。)		予定数	予定総額
デイサービス型（2時間程度）	施設使用料	一回につき2,000円		18回	36,000円
	相談指導料	課税世帯	一回につき5,500円	16回	88,000円
		非課税世帯	一回につき5,700円	1回	5,700円
		生活保護世帯	一回につき6,000円	1回	6,000円
	児一人追加	課税世帯	一人につき2,800円	3人	8,400円
		非課税世帯	一人につき2,900円	3人	8,700円
		生活保護世帯	一人につき3,000円	3人	9,000円
	外部講師	一回につき5,000円		3回	15,000円
	心理士	一回につき6,000円		3回	18,000円
	デイサービス型（4時間程度）	施設使用料	一回につき2,000円		54回
相談指導料		課税世帯	一回につき11,000円	48回	528,000円
		非課税世帯	一回につき11,500円	2回	23,000円
		生活保護世帯	一回につき12,000円	4回	48,000円
児一人追加		課税世帯	一人につき2,800円	3人	8,400円
		非課税世帯	一人につき2,900円	3人	8,700円
		生活保護世帯	一人につき3,000円	3人	9,000円
外部講師		一回につき5,000円		3回	15,000円
心理士		一回につき6,000円		3回	18,000円
アウトリーチ型		訪問指導料	課税世帯	一回につき5,500円	70回
	非課税世帯		一回につき5,700円	5回	28,500円
	生活保護世帯		一回につき6,000円	5回	30,000円
	児一人追加	課税世帯	一人につき2,800円	8人	22,400円

		非課税世帯	一人につき2,900円	5人	14,500円
		生活保護世帯	一人につき3,000円	5人	15,000円
	外部講師	一回につき5,000円		20回	100,000円
	心理士	一回につき6,000円		4回	24,000円

(2) ショートステイ型

区 分			単 価 (消費税は非課税。)		予定 数	予定総額
ショート ステイ型 母子一組	母子一組 につき	1泊2日	課税世帯	一組につき29,000 円	8組	232,000円
			非課税世帯	一組につき33,500 円	3組	100,500円
			生活保護世帯	一組につき34,500 円	3組	103,500円
		一日追加	課税世帯	一組につき20,000 円	7組	140,000円
			非課税世帯	一組につき22,300 円	3組	66,900円
			生活保護世帯	一組につき22,800 円	3組	68,400円
	母子一組 に児一人 追加され た場合	1泊2日	課税世帯	一人につき4,000円	3人	12,000円
			非課税世帯	一人につき4,900円	3人	14,700円
			生活保護世帯	一人につき5,000円	3人	15,000円
		一日追加	課税世帯	一人につき4,000円	3人	12,000円
			非課税世帯	一人につき4,500円	2人	9,000円
			生活保護世帯	一人につき4,500円	2人	9,000円

*母子一組とは、出産後1年を経過しない女子及び乳児各一人ずつとする

(3) その他

区 分	単 価 (消費税は非課税)	予定数	予定総額
事務手数料	一回のサービス利用につき30円	166回	4,980円
諸経費	当該月のサービス利用料合計の5%	12月	118,165円

令和6年度 随意契約理由書

番号	139
----	-----

担 当 課	[部課等名] こども部 こども家庭課 [電話番号] 0986-36-5661 (直通)																																																														
契約案件名	予防接種業務委託																																																														
案件の概要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、同法第5条に基づき市の指定した疾病に対する予防接種の、定期予防接種業務を委託するもの																																																														
契約の相手方	[所在地] 都城市祝吉町5033番地1 [名称] 独立行政法人国立病院機構 都城医療センター																																																														
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記センターは、高度な医療が必要な乳幼児等に対し、入院及び通院による長期の治療を行う医療機関である。そのため、同センターを入院及び通院している乳幼児の予防接種の接種機関として確保する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>																																																														
契約締結日	令和6年4月1日																																																														
契約金額	<p style="text-align: center;">執行見込総額 2,260,433円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">複数単価契約</th> <th style="text-align: right;">単価</th> <th style="text-align: right;">予定数量</th> <th style="text-align: right;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四種混合 1期2か月～3歳未満</td> <td style="text-align: right;">12980円</td> <td style="text-align: right;">10人</td> <td style="text-align: right;">129,800</td> </tr> <tr> <td>四種混合 1期3歳～6歳未満</td> <td style="text-align: right;">11550円</td> <td style="text-align: right;">2人</td> <td style="text-align: right;">23,100</td> </tr> <tr> <td>四種混合 1期6歳～7歳6か月未満</td> <td style="text-align: right;">10725円</td> <td style="text-align: right;">1人</td> <td style="text-align: right;">10,725</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満</td> <td style="text-align: right;">12485円</td> <td style="text-align: right;">6人</td> <td style="text-align: right;">74,910</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 2期5歳</td> <td style="text-align: right;">11055円</td> <td style="text-align: right;">1人</td> <td style="text-align: right;">11,055</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん混合 2期6歳</td> <td style="text-align: right;">10230円</td> <td style="text-align: right;">1人</td> <td style="text-align: right;">10,230</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期2か月～3歳未満</td> <td style="text-align: right;">7315円</td> <td style="text-align: right;">1人</td> <td style="text-align: right;">7,315</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期3歳～6歳未満</td> <td style="text-align: right;">5885円</td> <td style="text-align: right;">1人</td> <td style="text-align: right;">5,885</td> </tr> <tr> <td>二種混合 1期6歳～7歳6か月未満</td> <td style="text-align: right;">5060円</td> <td style="text-align: right;">1人</td> <td style="text-align: right;">5,060</td> </tr> <tr> <td>二種混合 2期11歳～13歳未満</td> <td style="text-align: right;">5060円</td> <td style="text-align: right;">2人</td> <td style="text-align: right;">10,120</td> </tr> <tr> <td>乾燥細胞培養日本脳炎 1期6か月～3歳未満</td> <td style="text-align: right;">9405円</td> <td style="text-align: right;">2人</td> <td style="text-align: right;">18,810</td> </tr> <tr> <td>乾燥細胞培養日本脳炎 1期3歳～6歳未満</td> <td style="text-align: right;">7975円</td> <td style="text-align: right;">4人</td> <td style="text-align: right;">31,900</td> </tr> <tr> <td>乾燥細胞培養日本脳炎 1期6歳～20歳未満</td> <td style="text-align: right;">7150円</td> <td style="text-align: right;">2人</td> <td style="text-align: right;">14,300</td> </tr> <tr> <td>乾燥細胞培養日本脳炎 2期9歳～20歳未満</td> <td style="text-align: right;">7150円</td> <td style="text-align: right;">1人</td> <td style="text-align: right;">7,150</td> </tr> </tbody> </table>			複数単価契約	単価	予定数量	合計	四種混合 1期2か月～3歳未満	12980円	10人	129,800	四種混合 1期3歳～6歳未満	11550円	2人	23,100	四種混合 1期6歳～7歳6か月未満	10725円	1人	10,725	麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満	12485円	6人	74,910	麻しん風しん混合 2期5歳	11055円	1人	11,055	麻しん風しん混合 2期6歳	10230円	1人	10,230	二種混合 1期2か月～3歳未満	7315円	1人	7,315	二種混合 1期3歳～6歳未満	5885円	1人	5,885	二種混合 1期6歳～7歳6か月未満	5060円	1人	5,060	二種混合 2期11歳～13歳未満	5060円	2人	10,120	乾燥細胞培養日本脳炎 1期6か月～3歳未満	9405円	2人	18,810	乾燥細胞培養日本脳炎 1期3歳～6歳未満	7975円	4人	31,900	乾燥細胞培養日本脳炎 1期6歳～20歳未満	7150円	2人	14,300	乾燥細胞培養日本脳炎 2期9歳～20歳未満	7150円	1人	7,150
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																																												
四種混合 1期2か月～3歳未満	12980円	10人	129,800																																																												
四種混合 1期3歳～6歳未満	11550円	2人	23,100																																																												
四種混合 1期6歳～7歳6か月未満	10725円	1人	10,725																																																												
麻しん風しん混合 1期1歳～2歳未満	12485円	6人	74,910																																																												
麻しん風しん混合 2期5歳	11055円	1人	11,055																																																												
麻しん風しん混合 2期6歳	10230円	1人	10,230																																																												
二種混合 1期2か月～3歳未満	7315円	1人	7,315																																																												
二種混合 1期3歳～6歳未満	5885円	1人	5,885																																																												
二種混合 1期6歳～7歳6か月未満	5060円	1人	5,060																																																												
二種混合 2期11歳～13歳未満	5060円	2人	10,120																																																												
乾燥細胞培養日本脳炎 1期6か月～3歳未満	9405円	2人	18,810																																																												
乾燥細胞培養日本脳炎 1期3歳～6歳未満	7975円	4人	31,900																																																												
乾燥細胞培養日本脳炎 1期6歳～20歳未満	7150円	2人	14,300																																																												
乾燥細胞培養日本脳炎 2期9歳～20歳未満	7150円	1人	7,150																																																												

麻しん	1期1歳～2歳未満	8910円	1人	8,910
麻しん	2期5歳	7480円	1人	7,480
麻しん	2期6歳	6655円	1人	6,655
風しん	1期1歳～2歳未満	8921円	1人	8,921
風しん	2期5歳	7491円	1人	7,491
風しん	2期6歳	6666円	1人	6,666
BCG	1歳に至るまで	13464円	8人	107,712
不活化ポリオ	2か月～3歳未満	11825円	1人	11,825
不活化ポリオ	3歳～6歳未満	10395円	1人	10,395
不活化ポリオ	6歳～7歳6か月未満	9570円	1人	9,570
Hibワクチン	2か月～3歳未満	10672円	25人	266,800
Hibワクチン	3歳～5歳未満	9242円	2人	18,484
小児用肺炎球菌 (13, 15価)	2か月～3歳未満	13750円	30人	412,500
小児用肺炎球菌 (13, 15価)	3歳～5歳未満	12320円	3人	36,960
子宮頸がん (2・4価)	小6～高1相当年齢の女子、16歳～28歳未満の女性	16775円	1人	16,775
子宮頸がん (9価)	小6～高1相当年齢の女子、16歳～28歳未満の女性	26939円	2人	53,878
水痘	1歳～3歳未満	10780円	12人	129,360
B型肝炎	1歳未満 (ただし平成28年4月1日以降に生まれた者)	8267円	22人	181,874
三種混合	1期2か月～3歳未満	7491円	1人	7,491
三種混合	1期3歳～6歳未満	6061円	1人	6,061
三種混合	1期6歳～7歳6か月未満	5236円	1人	5,236
ロタウイルスワクチン (1価)	出生6週0日後～24週0日後	16500円	5人	82,500
ロタウイルスワクチン (5価)	出生6週0日後～32週0日後	11473円	1人	11,473
接種不可	6歳未満	3993円	1人	3,993
接種不可	6歳以上	3168円	1人	3,168
五種混合	1期2か月～3歳未満	21890円	20人	437,800
五種混合	1期3歳～6歳未満	20460円	1人	20,460
五種混合	1期6歳～7歳6か月未満	19635円	1人	19,635

令和6年度 随意契約理由書

番号	140
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)																		
契 約 案 件 名	2歳6か月児歯科健康診査及びフッ素塗布業務委託																		
案 件 の 概 要	2歳6か月児に対する歯科健康診査及びフッ素塗布実施並びにその保護者に対する歯科保健指導の実施を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、2歳6か月児に対する歯科健康診査及びフッ素塗布実施並びにその保護者に対する歯科保健指導を実施するものである。</p> <p>しかし、市には、どの医療機関の歯科医師が小児を対象とした歯科健康診査及びフッ素塗布を実施できるのか具体的な情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施医療機関の選定を含めて委託する必要がある。また、本業務の性質上、実施状況把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の歯科医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">2, 238, 948円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>歯科医師の出勤 (診察助手手当を含む。)</td> <td style="text-align: right;">22838円</td> <td style="text-align: right;">54回</td> <td style="text-align: right;">1,233,252</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td style="text-align: right;">5238円</td> <td style="text-align: right;">192回</td> <td style="text-align: right;">1,005,696</td> </tr> </table>			執行見込総額	2, 238, 948円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	歯科医師の出勤 (診察助手手当を含む。)	22838円	54回	1,233,252	歯科衛生士	5238円	192回	1,005,696
執行見込総額	2, 238, 948円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
歯科医師の出勤 (診察助手手当を含む。)	22838円	54回	1,233,252																
歯科衛生士	5238円	192回	1,005,696																

令和6年度 随意契約理由書

番号	141
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-23-0964 (直通)												
契 約 案 件 名	助産施設入院助産等業務委託												
案 件 の 概 要	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とした、入院助産等業務を委託するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市祝吉町5033番地1 [名 称] 独立行政法人国立病院機構 都城医療センター												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条及び第36条に規定されているものであり、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に、助産を受けさせるものである。</p> <p>また、本業務を行う施設については、児童福祉法第45条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準に定められた第1種助産施設又は第2種助産施設とされており、都道府県に届出が必要である。</p> <p>この点、本市において上記の要件を満たしているのは、上記法人のみであるため、同法人と随意契約するものである。</p> <p>○児童福祉法 第45条</p> <p>都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。</p>												
契 約 締 結 日	令和6年4月1日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">1,500,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>助産施設入院助産等業務委託</td> <td style="text-align: center;">500000円</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">1,500,000</td> </tr> </table>	執行見込総額	1,500,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	助産施設入院助産等業務委託	500000円	3	1,500,000
執行見込総額	1,500,000円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
助産施設入院助産等業務委託	500000円	3	1,500,000										

令和6年度 随意契約理由書

番号	142
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)																
契 約 案 件 名	1歳6か月児及び3歳児歯科健康診査業務委託																
案 件 の 概 要	母子保健法第12条に基づき市が実施する1歳6か月児健康診査業務及び3歳児健康診査業務の内、歯科診察を委託するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子保健法第12条及び厚生労働省の通知する実施要綱「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）」に基づき、市が実施する1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の内、歯科診察の実施を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、市内の医療機関のうち小児の健康診査を実施できる歯科医師がいるのかなどの具体的な情報が少ない。また、本業務の性質上、個々の医療機関に所属する歯科医師と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の歯科医師の多くが所属する上記法人と随意契約するものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1, 370, 280円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査業務歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）</td> <td style="text-align: center;">22838円</td> <td style="text-align: center;">30回</td> <td style="text-align: right;">685,140</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査業務委託歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）</td> <td style="text-align: center;">22838円</td> <td style="text-align: center;">30回</td> <td style="text-align: right;">685,140</td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 370, 280円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	3歳児健康診査業務歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838円	30回	685,140	1歳6か月児健康診査業務委託歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838円	30回	685,140
執行見込総額	1, 370, 280円																
複数単価契約	単価	予定数量	合計														
3歳児健康診査業務歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838円	30回	685,140														
1歳6か月児健康診査業務委託歯科医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838円	30回	685,140														

令和6年度 随意契約理由書

番号	143
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)																
契 約 案 件 名	1歳6か月児及び3歳児健康診査業務委託																
案 件 の 概 要	母子保健法第12条に基づき市が実施する1歳6か月児健康診査業務及び3歳児健康診査業務のうち小児科診察を委託するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、母子保健法第12条及び厚生労働省の通知する実施要綱「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）」に基づき、市が実施する1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の内、小児科診察の実施を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、市内の医療機関で小児の健康診査を実施できる小児科医師がいるのかなどの具体的な情報が少ない。また、本業務の性質上、個々の医療機関に所属する小児科医師と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の小児科医師の多くが所属する上記法人と随意契約するものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1, 370, 280円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）</td> <td style="text-align: center;">22838円</td> <td style="text-align: center;">30回</td> <td style="text-align: right;">685,140</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）</td> <td style="text-align: center;">22838円</td> <td style="text-align: center;">30回</td> <td style="text-align: right;">685,140</td> </tr> </table>	執行見込総額	1, 370, 280円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	3歳児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838円	30回	685,140	1歳6か月児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838円	30回	685,140
執行見込総額	1, 370, 280円																
複数単価契約	単価	予定数量	合計														
3歳児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838円	30回	685,140														
1歳6か月児健康診査業務委託医師1回の出勤（診察助手手当を含む。）	22838円	30回	685,140														

令和6年度 随意契約理由書

番号	144
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)																																																																																						
契 約 案 件 名	妊婦健康診査、乳児健康診査及び乳児精密健康診査業務委託																																																																																						
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦及び乳児の健康診査並びに乳児の精密健康診査（妊婦健康診査14回、子宮頸がん検査1回、乳児健康診査2回、乳児精密健康診査2回）を実施する業務を委託するもの																																																																																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市清武町木原5200番地 [名 称] 国立大学法人宮崎大学医学部附属病院																																																																																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 妊婦及び乳児の健康診査並びに乳児の精密健康診査において、基礎疾患等により高度で先進的な医療を受けることが必要とされる妊婦及び乳児についての健診受診機会を確保するため、県内で唯一総合周産期母子医療センターの機能を持つ上記法人と随意契約するものである。																																																																																						
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																																																																																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1, 3 5 1, 9 6 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査1回目</td> <td style="text-align: right;">17500 円</td> <td style="text-align: right;">10 人</td> <td style="text-align: right;">175,000</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査2回目</td> <td style="text-align: right;">6300 円</td> <td style="text-align: right;">9 人</td> <td style="text-align: right;">56,700</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査3回目</td> <td style="text-align: right;">6300 円</td> <td style="text-align: right;">9 人</td> <td style="text-align: right;">56,700</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査4回目</td> <td style="text-align: right;">8620 円</td> <td style="text-align: right;">10 人</td> <td style="text-align: right;">86,200</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査5回目</td> <td style="text-align: right;">6300 円</td> <td style="text-align: right;">9 人</td> <td style="text-align: right;">56,700</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査6回目</td> <td style="text-align: right;">6300 円</td> <td style="text-align: right;">9 人</td> <td style="text-align: right;">56,700</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査7回目</td> <td style="text-align: right;">11950 円</td> <td style="text-align: right;">10 人</td> <td style="text-align: right;">119,500</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査8回目</td> <td style="text-align: right;">6300 円</td> <td style="text-align: right;">9 人</td> <td style="text-align: right;">56,700</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査9回目</td> <td style="text-align: right;">6300 円</td> <td style="text-align: right;">9 人</td> <td style="text-align: right;">56,700</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査10回目</td> <td style="text-align: right;">6300 円</td> <td style="text-align: right;">9 人</td> <td style="text-align: right;">56,700</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査11回目</td> <td style="text-align: right;">12230 円</td> <td style="text-align: right;">10 人</td> <td style="text-align: right;">122,300</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査12回目</td> <td style="text-align: right;">6300 円</td> <td style="text-align: right;">9 人</td> <td style="text-align: right;">56,700</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査13回目</td> <td style="text-align: right;">6300 円</td> <td style="text-align: right;">9 人</td> <td style="text-align: right;">56,700</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査14回目</td> <td style="text-align: right;">6300 円</td> <td style="text-align: right;">9 人</td> <td style="text-align: right;">56,700</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検査</td> <td style="text-align: right;">3560 円</td> <td style="text-align: right;">10 人</td> <td style="text-align: right;">35,600</td> </tr> <tr> <td>乳児健康診査（1回目、2回目）</td> <td style="text-align: right;">6410 円</td> <td style="text-align: right;">10 人</td> <td style="text-align: right;">64,100</td> </tr> <tr> <td>乳児精密健康診査</td> <td style="text-align: right;">3000 円</td> <td style="text-align: right;">2 人</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査15回目以降</td> <td style="text-align: right;">8440 円</td> <td style="text-align: right;">14 人</td> <td style="text-align: right;">118,160</td> </tr> <tr> <td>多胎妊娠の妊婦健康診査</td> <td style="text-align: right;">5810 円</td> <td style="text-align: right;">10 人</td> <td style="text-align: right;">58,100</td> </tr> </table>			執行見込総額	1, 3 5 1, 9 6 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	妊婦健康診査1回目	17500 円	10 人	175,000	妊婦健康診査2回目	6300 円	9 人	56,700	妊婦健康診査3回目	6300 円	9 人	56,700	妊婦健康診査4回目	8620 円	10 人	86,200	妊婦健康診査5回目	6300 円	9 人	56,700	妊婦健康診査6回目	6300 円	9 人	56,700	妊婦健康診査7回目	11950 円	10 人	119,500	妊婦健康診査8回目	6300 円	9 人	56,700	妊婦健康診査9回目	6300 円	9 人	56,700	妊婦健康診査10回目	6300 円	9 人	56,700	妊婦健康診査11回目	12230 円	10 人	122,300	妊婦健康診査12回目	6300 円	9 人	56,700	妊婦健康診査13回目	6300 円	9 人	56,700	妊婦健康診査14回目	6300 円	9 人	56,700	子宮頸がん検査	3560 円	10 人	35,600	乳児健康診査（1回目、2回目）	6410 円	10 人	64,100	乳児精密健康診査	3000 円	2 人	6,000	妊婦健康診査15回目以降	8440 円	14 人	118,160	多胎妊娠の妊婦健康診査	5810 円	10 人	58,100
執行見込総額	1, 3 5 1, 9 6 0 円																																																																																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																																																																				
妊婦健康診査1回目	17500 円	10 人	175,000																																																																																				
妊婦健康診査2回目	6300 円	9 人	56,700																																																																																				
妊婦健康診査3回目	6300 円	9 人	56,700																																																																																				
妊婦健康診査4回目	8620 円	10 人	86,200																																																																																				
妊婦健康診査5回目	6300 円	9 人	56,700																																																																																				
妊婦健康診査6回目	6300 円	9 人	56,700																																																																																				
妊婦健康診査7回目	11950 円	10 人	119,500																																																																																				
妊婦健康診査8回目	6300 円	9 人	56,700																																																																																				
妊婦健康診査9回目	6300 円	9 人	56,700																																																																																				
妊婦健康診査10回目	6300 円	9 人	56,700																																																																																				
妊婦健康診査11回目	12230 円	10 人	122,300																																																																																				
妊婦健康診査12回目	6300 円	9 人	56,700																																																																																				
妊婦健康診査13回目	6300 円	9 人	56,700																																																																																				
妊婦健康診査14回目	6300 円	9 人	56,700																																																																																				
子宮頸がん検査	3560 円	10 人	35,600																																																																																				
乳児健康診査（1回目、2回目）	6410 円	10 人	64,100																																																																																				
乳児精密健康診査	3000 円	2 人	6,000																																																																																				
妊婦健康診査15回目以降	8440 円	14 人	118,160																																																																																				
多胎妊娠の妊婦健康診査	5810 円	10 人	58,100																																																																																				

令和6年度 随意契約理由書

番号	145
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)
契 約 案 件 名	都城市保健センター室内清掃等業務委託
案 件 の 概 要	都城市保健センター施設内外の生活的環境を衛生的に保持し、施設利用者及び来訪者に、常に清潔かつ快適な利用環境を提供するための日常清掃業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市宮丸町3048-1 [名 称] つやげん九州株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市保健センターは、子育て世代活動支援センター等複合施設の2階に設置されている。当該複合施設の2階には、まちなか交流センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するスペースもあり、2階フロアは、都城市及び指定管理者が管理することとなっている。</p> <p>このため、仮に、指定管理者が委託する清掃事業者と異なる事業者へ本業務を委託した場合、業務範囲等についての責任の主体が不明確となり、確実な業務の履行ができなくなるおそれがある。</p> <p>また、保健センターの事業は、主に乳幼児を対象としており、健診の途中等に嘔吐物、飲料等でフロアを汚染することがある。嘔吐物の場合、感染予防の観点からも短時間での清掃処理が必要であるが、上記事業者は常に複合施設内にいるため、即座に対応することが可能である。</p> <p>さらにフロア全体を同一の事業者が清掃することにより、経費も抑えることができ、効率的な業務履行ができる。</p> <p>以上の理由により、指定管理者が委託する清掃事業者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 213, 300円

令和6年度 随意契約理由書

番号	146
----	-----

担 当 課	[部課等名] こども部 こども家庭課 [電話番号] 0986-36-5661 (直通)
契約案件名	みやこのじょうすくすくPay事業に伴う参加店舗登録業務委託
案件の概要	みやこのじょうすくすくPayを取り扱える店舗の登録業務を委託するもの
契約の相手方	[所在地] 都城市中町17街区2号 TERRASTA2F [名称] 都城商工会議所
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るとともに、地元商店や飲食店等を応援するため、みやこのじょうすくすくPay（以下「すくすくPay」という。）を発行するにあたり、すくすくPayを取り扱うことができる店舗を募集し、登録するものである。</p> <p>商品券を広く利用してもらうためには、多数の取扱店舗を確保する必要があるが、上記事業者は、市内商工業事業者に多くの会員を有し、幅広く周知を行うことができるとともに、会員の業種、業態にも精通しておりの確な登録業務を実施できる。</p> <p>また、上記事業者は、これまでにふるさと応援券やプレミアム付スマイル商品券及びプレミアム付スマイル商品券でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和6年4月1日
契約金額	1,169,320円

令和6年度 随意契約理由書

番号	147
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)																														
契 約 案 件 名	妊婦健康診査業務委託																														
案 件 の 概 要	母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく、妊婦健康診査（妊婦健康診査14回、15回目以上は助産師が必要と認めた場合）を実施する業務を委託するもの																														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市乙房町1588番地1 [名 称] ほのか助産院																														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づく妊婦健康診査を実施（医療的判断が必要な検査項目は含まないものとする。）する業務を委託するものである。 本市に住所がある妊婦が、助産院での妊婦健康診査を希望した場合に受診ができるよう、妊婦の受診頻度が高い上記助産院と随意契約するものである。																														
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right; font-weight: bold;">1, 1 5 3, 8 5 0 円</td> </tr> <tr> <td style="font-weight: bold;">複数単価契約</td> <td></td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>2回目・3回目・5回目・6回目・9回目</td> <td style="text-align: right;">6340 円</td> <td style="text-align: right;">75 人</td> <td style="text-align: right;">475,500</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>8回目・10回目・12回目・13回目・14回目</td> <td style="text-align: right;">5810 円</td> <td style="text-align: right;">75 人</td> <td style="text-align: right;">435,750</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>15回目</td> <td style="text-align: right;">8440 円</td> <td style="text-align: right;">10 人</td> <td style="text-align: right;">84,400</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>16回目以降</td> <td style="text-align: right;">7910 円</td> <td style="text-align: right;">20 人</td> <td style="text-align: right;">158,200</td> </tr> </table>	執行見込総額		1, 1 5 3, 8 5 0 円			複数単価契約		単価	予定数量	合計	妊婦健康診査	2回目・3回目・5回目・6回目・9回目	6340 円	75 人	475,500	妊婦健康診査	8回目・10回目・12回目・13回目・14回目	5810 円	75 人	435,750	妊婦健康診査	15回目	8440 円	10 人	84,400	妊婦健康診査	16回目以降	7910 円	20 人	158,200
執行見込総額		1, 1 5 3, 8 5 0 円																													
複数単価契約		単価	予定数量	合計																											
妊婦健康診査	2回目・3回目・5回目・6回目・9回目	6340 円	75 人	475,500																											
妊婦健康診査	8回目・10回目・12回目・13回目・14回目	5810 円	75 人	435,750																											
妊婦健康診査	15回目	8440 円	10 人	84,400																											
妊婦健康診査	16回目以降	7910 円	20 人	158,200																											

令和6年度 随意契約理由書

番号	148
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)												
契 約 案 件 名	健康診査に要した費用の支払に係る審査業務委託												
案 件 の 概 要	母子保健法に基づき実施する妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、乳児精密健康診査、及び新生児聴覚検査に要した費用の支払に係る審査業務を委託するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき実施する妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、乳児精密健康診査及び新生児聴覚検査に要した費用の支払に係る審査業務を委託するものである。妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査、乳児精密健康診査及び新生児聴覚検査に要した費用の支払に係る審査については、本市の受診者が、受診時に県内各医療機関に提出した受診票を上記法人が集約し、審査を行う体制が確立しており、ほかに同様の機能を有する団体は存在しない。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。												
契 約 締 結 日	令和6年4月1日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1,088,880円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査・産婦健康診査・乳児健康診査・新生児聴覚検査</td> <td style="text-align: center;">52円</td> <td style="text-align: center;">20940件</td> <td style="text-align: right;">1,088,880</td> </tr> </table>	執行見込総額	1,088,880円			単価契約	単価	予定数量	合計	妊婦健康診査・産婦健康診査・乳児健康診査・新生児聴覚検査	52円	20940件	1,088,880
執行見込総額	1,088,880円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
妊婦健康診査・産婦健康診査・乳児健康診査・新生児聴覚検査	52円	20940件	1,088,880										

令和6年度 随意契約理由書

番号	149
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)																		
契 約 案 件 名	産前・産後サポート事業委託																		
案 件 の 概 要	支援を受けることが必要と判断される妊産婦及びその家族を対象として、専門的な見地からの適切な相談支援を実施するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市神宮1丁目235番地 [名 称] 一般社団法人宮崎県助産師会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、教室の実施や相談による支援を行う業務である。</p> <p>このようなことが実施可能な団体は県内において上記法人しかないため、同法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">775,674円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>産前・産後サポート事業（保健センター実施）</td> <td style="text-align: right;">39778円</td> <td style="text-align: center;">15回</td> <td style="text-align: right;">596,670</td> </tr> <tr> <td>産前・産後サポート事業（上田助産院実施）</td> <td style="text-align: right;">29834円</td> <td style="text-align: center;">6回</td> <td style="text-align: right;">179,004</td> </tr> </table>			執行見込総額	775,674円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	産前・産後サポート事業（保健センター実施）	39778円	15回	596,670	産前・産後サポート事業（上田助産院実施）	29834円	6回	179,004
執行見込総額	775,674円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
産前・産後サポート事業（保健センター実施）	39778円	15回	596,670																
産前・産後サポート事業（上田助産院実施）	29834円	6回	179,004																

令和6年度 随意契約理由書

番号	150
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)
契 約 案 件 名	都城市保健センターエレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市保健センターに設置されているエレベータの毎月の遠隔定期診断、技術員の巡回保守点検及び調整、稼働状況に応じたプログラムによる整備等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エレベータの仕様・構造は、メーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の不備によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の点を考慮し、都城市保健センターに設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	765,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	151
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)																
契 約 案 件 名	1歳6か月児及び3歳児健康診査に伴う心理相談業務委託																
案 件 の 概 要	母子保健法第12条に基づき市が実施する1歳6か月児健康診査業務及び3歳児健康診査業務の内、心理相談業務を委託するもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市平塚町2880番地 [名 称] 社会福祉法人石井記念友愛社 児童家庭支援センターゆうりん																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、母子保健法第12条及び厚生労働省の通知する実施要綱「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月9日児発第285号）」に基づき、市が実施する1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の内、心理相談業務を委託するものである。 契約相手方である社会福祉法人石井記念友愛社児童家庭支援センターゆうりんは、児童福祉施設であり、専門的な知識や技術的助言を行うことができる心理相談員を有している。 以上の理由から、上記の契約相手方と随意契約するものである。																
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">754,272円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">複数単価契約</td> <td style="font-size: small;">単価</td> <td style="font-size: small;">予定数量</td> <td style="font-size: small;">合計</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査に伴う心理相談</td> <td>10476円</td> <td>30回</td> <td>314,280</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査に伴う心理相談</td> <td>10476円</td> <td>42回</td> <td>439,992</td> </tr> </table>	執行見込総額		754,272円		複数単価契約	単価	予定数量	合計	1歳6か月児健康診査に伴う心理相談	10476円	30回	314,280	3歳児健康診査に伴う心理相談	10476円	42回	439,992
執行見込総額		754,272円															
複数単価契約	単価	予定数量	合計														
1歳6か月児健康診査に伴う心理相談	10476円	30回	314,280														
3歳児健康診査に伴う心理相談	10476円	42回	439,992														

令和6年度 随意契約理由書

番号	152
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)
契 約 案 件 名	母子健康情報サービス利用
案 件 の 概 要	母子健康手帳に記録されている情報を電子化することにより、保護者等の利用者が、パソコンやスマホにより母子健康手帳情報の閲覧及び記録並びに様々な子育て支援を受けることを可能とするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 群馬県前橋市大友町一丁目6-11 [名 称] 一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 母子健康情報サービス事業システムの構築に当たっては、セキュリティレベルが最も高いマイナンバーカードによる本人認証を必須としているが、上記事業者は、母子健康情報サービスにおいて、マイナンバーカードによる認証を実現している唯一の事業者であり、他自治体での導入実績も有している。 また、上記事業者は、マイナンバーカードの利用において、民間事業者として全国で初めて総務大臣から認定を受けており、総務大臣認定基準を満たすデータセンターを設置していることから、システムの安全性・安定性も高いレベルで実現されている。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	660,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	153
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)
契 約 案 件 名	産後ケア事業委託
案 件 の 概 要	支援を受けることが必要と判断される産婦及びその家族を対象として、専門的な見地からの適切な相談支援を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町17街区32号 [名 称] 医療法人社団 中山産婦人科医院
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、産婦等が抱える子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家等による相談支援を行い、家庭や地域での産婦等の孤立感の解消を図るため、ショートステイ型やディサービス型による支援を行う業務を行うものである。 このような業務が実施可能な上記医療法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	597,100円

令和6年度 随意契約理由書

番号	154
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-23-0964 (直通)
契 約 案 件 名	都城市児童家庭相談システム保守業務委託契約
案 件 の 概 要	都城市児童家庭相談システム保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号 [名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市児童家庭相談システムの導入に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式によりシャープマーケティング株式会社の当該システムを選定した。 保守業務についても上記事業者が行うため、随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	528,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	155
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 保育課 [電 話 番 号] 0986-23-4894 (直通)
契 約 案 件 名	電子複合機賃貸借
案 件 の 概 要	公立保育所等の電子複合機の賃貸借を行うもの (令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1651番地1 [名 称] 有限会社うすいデサキデポ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 複合機の調達においては、一般的に機器の賃貸借契約のみならず、当該機器の保守契約についても併せて行うため、仮に機器の賃貸借のみを先に競争入札に付し、その後保守契約を締結すれば、保守料について競争性が働かなくなり、市に不利な条件で保守契約を締結しなければならないおそれがある。 このような状況を回避し、総合的な価格において有利な調達を図るため、機器の賃料及び保守料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,188,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	156
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 保育課 [電 話 番 号] 0986-23-4894 (直通)
契 約 案 件 名	都城市一時預かり等ネット検索予約システム運用保守業務委託
案 件 の 概 要	都城市一時預かり等ネット検索予約システムの運用保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市宮丸町3070番地1 [名 称] シフトプラス株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市一時預かり等ネット検索予約システムは、公募型プロポーザルにより選定した上記事業者が制作したものであるため、同事業者でなければ本委託業務の適切かつ確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、システム運用に支障が出る恐れがある。</p> <p>以上の理由により、当該システムを制作した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 116, 000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	157
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 保育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4 (直通)
契 約 案 件 名	都城市保育業務総合支援システム運用保守業務
案 件 の 概 要	保育業務総合支援システムを正常かつ円滑に使用するための運用及び機器保守業務を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市広島1-5-3 NTT広島ビル東棟5階 [名 称] テルウェル西日本株式会社 宮崎営業支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>保育業務総合支援システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が設定・導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行が困難である。</p> <p>仮に本業務を他の事業者が実施した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出る恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	646,800円

令和6年度 随意契約理由書

番号	158
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)																								
契 約 案 件 名	都城市後期高齢者健康診査業務委託																								
案 件 の 概 要	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び宮崎県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮広域条例第17号）第3条第2項に基づく健康診査を実施するもの																								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会																								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び宮崎県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮広域条例第17号）第3条第2項に基づき、本市が宮崎県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施する後期高齢者健康診査業務のうち、対象者への案内や健康診査結果の集約等の事務的な部分を除く健康診査本体部分の実施を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が後期高齢者健康診査を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>このため、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																								
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																								
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1 3 7 , 3 9 0 , 6 6 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">基本的な健診</td> <td style="text-align: right;">8998 円</td> <td style="text-align: right;">11720 人</td> <td style="text-align: right;">105,456,560</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)</td> <td style="text-align: right;">11440 円</td> <td style="text-align: right;">150 人</td> <td style="text-align: right;">1,716,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)</td> <td style="text-align: right;">9790 円</td> <td style="text-align: right;">150 人</td> <td style="text-align: right;">1,468,500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">基本的な健診及び詳細な健診 (心電図)</td> <td style="text-align: right;">10648 円</td> <td style="text-align: right;">2700 人</td> <td style="text-align: right;">28,749,600</td> </tr> </table>	執行見込総額	1 3 7 , 3 9 0 , 6 6 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	基本的な健診	8998 円	11720 人	105,456,560	基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)	11440 円	150 人	1,716,000	基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)	9790 円	150 人	1,468,500	基本的な健診及び詳細な健診 (心電図)	10648 円	2700 人	28,749,600
執行見込総額	1 3 7 , 3 9 0 , 6 6 0 円																								
複数単価契約	単価	予定数量	合計																						
基本的な健診	8998 円	11720 人	105,456,560																						
基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)	11440 円	150 人	1,716,000																						
基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)	9790 円	150 人	1,468,500																						
基本的な健診及び詳細な健診 (心電図)	10648 円	2700 人	28,749,600																						

令和6年度 随意契約理由書

番号	159
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)																								
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険特定健康診査業務委託																								
案 件 の 概 要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定診査業務を委託するもの																								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会																								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、生活習慣病の早期発見・早期予防及び健康の保持増進を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき実施する特定診査業務を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が特定健康診査を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																								
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																								
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">98,551,200円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診</td> <td style="text-align: right;">8998円</td> <td style="text-align: right;">9200人</td> <td style="text-align: right;">82,781,600</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診（心電図及び眼底）</td> <td style="text-align: right;">114400円</td> <td style="text-align: right;">100人</td> <td style="text-align: right;">1,144,000</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診（眼底）</td> <td style="text-align: right;">9790円</td> <td style="text-align: right;">80人</td> <td style="text-align: right;">783,200</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診（心電図）</td> <td style="text-align: right;">10648円</td> <td style="text-align: right;">1300人</td> <td style="text-align: right;">13,842,400</td> </tr> </table>	執行見込総額	98,551,200円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	基本的な健診	8998円	9200人	82,781,600	基本的な健診及び詳細な健診（心電図及び眼底）	114400円	100人	1,144,000	基本的な健診及び詳細な健診（眼底）	9790円	80人	783,200	基本的な健診及び詳細な健診（心電図）	10648円	1300人	13,842,400
執行見込総額	98,551,200円																								
複数単価契約	単価	予定数量	合計																						
基本的な健診	8998円	9200人	82,781,600																						
基本的な健診及び詳細な健診（心電図及び眼底）	114400円	100人	1,144,000																						
基本的な健診及び詳細な健診（眼底）	9790円	80人	783,200																						
基本的な健診及び詳細な健診（心電図）	10648円	1300人	13,842,400																						

令和6年度 随意契約理由書

番号	160
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2765 (直通)																						
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険日帰り人間ドック業務委託																						
案 件 の 概 要	都城市国民健康保険被保険者の人間ドック受診事業を実施するもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般財団法人 都城市北諸県郡医師会																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市国民健康保険被保険者の人間ドック受診事業を実施するものである。しかし、市には具体的にどの医療機関が人間ドックを実施できるのか、各医療機関の受入可能件数がどの程度であるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸県圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																						
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">84,075,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">国民健康保険人間ドック（特定健診を含む。）</td> <td style="text-align: right;">25918円</td> <td style="text-align: right;">3100件</td> <td style="text-align: right;">80,345,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">骨密度測定（希望者のみ）</td> <td style="text-align: right;">1250円</td> <td style="text-align: right;">1620件</td> <td style="text-align: right;">2,025,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">電子化手数料</td> <td style="text-align: right;">550円</td> <td style="text-align: right;">3100件</td> <td style="text-align: right;">1,705,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	84,075,800円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	国民健康保険人間ドック（特定健診を含む。）	25918円	3100件	80,345,800	骨密度測定（希望者のみ）	1250円	1620件	2,025,000	電子化手数料	550円	3100件	1,705,000
執行見込総額	84,075,800円																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																				
国民健康保険人間ドック（特定健診を含む。）	25918円	3100件	80,345,800																				
骨密度測定（希望者のみ）	1250円	1620件	2,025,000																				
電子化手数料	550円	3100件	1,705,000																				

令和6年度 随意契約理由書

番号	161
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2056 (直通)
契 約 案 件 名	休日急患診療事業委託
案 件 の 概 要	休日昼間の急患を診療するため、1休日につき6医療機関の開業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、休日昼間の急患を診療するため、1休日につき6医療機関の開業により対応している。 事業実施に当たっては、医療機関の協力が不可欠であり、また、実施機関の選定を含めて委託する必要があるため、唯一、都城市及び三股町内の医療機関の取りまとめや調整を行うことのできる上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	25,606,618円

令和6年度 随意契約理由書

番号	162
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2765 (直通)																		
契 約 案 件 名	大腸がん検診 (集団方式) 業務委託																		
案 件 の 概 要	健康増進法に基づく大腸がん検診事業を集団方式で実施する業務を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 熊本県熊本市中央区大江3丁目2番55号 [名 称] 社会医療法人社団高野会 大腸肛門病センター高野病院																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、医療関係機関でなければ履行できないものであり、競争入札方式になじまないため、受注者の選定に当たり、県内で当該業務を行うことが可能と想定される事業者4者に対して、本業務の履行が可能かどうか事前に確認したところ、受託の意思を示したのは上記法人のみであった。</p> <p>他に市の近隣地域において本件の業務を実施可能と認められる事業者はないため、上記法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">23,014,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診受診者負担金なしの場合</td> <td style="text-align: right;">2640円</td> <td style="text-align: right;">3400件</td> <td style="text-align: right;">8,976,000</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診受診者負担金ありの場合</td> <td style="text-align: right;">2140円</td> <td style="text-align: right;">6560件</td> <td style="text-align: right;">14,038,400</td> </tr> </table>			執行見込総額	23,014,400円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	大腸がん検診受診者負担金なしの場合	2640円	3400件	8,976,000	大腸がん検診受診者負担金ありの場合	2140円	6560件	14,038,400
執行見込総額	23,014,400円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
大腸がん検診受診者負担金なしの場合	2640円	3400件	8,976,000																
大腸がん検診受診者負担金ありの場合	2140円	6560件	14,038,400																

令和6年度 随意契約理由書

番号	163
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2765 (直通)																		
契 約 案 件 名	肺がん検診 (集団方式) 業務委託																		
案 件 の 概 要	健康増進法に基づき、令和6年度肺がん検診(集団方式)業務を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市では、本事業実施についての医師看護師等の医療従事者や施設を保有していないため、本事業を直営で実施することはできない。</p> <p>現在、本事業の実施においては、都城健康サービスセンターに配置している市所有のレントゲン車を使用し、同センターの指定管理者である上記法人が、市内の各自治公民館等を巡回して実施している。がんの早期発見と治療に向けた早期受診の観点から、過去の受診記録を追跡管理及び事後指導に活用する必要がある。</p> <p>以上の理由により、同センターの指定管理者であり、これまで本業務の実施を委託している上記法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">19,184,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">胸部エックス線検査</td> <td style="text-align: right;">1,540円</td> <td style="text-align: right;">12,000人</td> <td style="text-align: right;">18,480,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">喀痰細胞診検査</td> <td style="text-align: right;">3,520円</td> <td style="text-align: right;">200人</td> <td style="text-align: right;">704,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	19,184,000円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	胸部エックス線検査	1,540円	12,000人	18,480,000	喀痰細胞診検査	3,520円	200人	704,000
執行見込総額	19,184,000円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
胸部エックス線検査	1,540円	12,000人	18,480,000																
喀痰細胞診検査	3,520円	200人	704,000																

令和6年度 随意契約理由書

番号	164
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2765 (直通)												
契 約 案 件 名	結核定期健康診断エックス線撮影検査及び診断業務委託												
案 件 の 概 要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、令和6年度結核定期健康診断エックス線撮影検査及び診断業務を委託するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市では、医師看護師等の医療従事者や施設を保有していないため、本業務を直営で実施することはできない。</p> <p>現在、本業務の実施においては、都城健康サービスセンターに配置している市所有のレントゲン車を使用し、同センターの指定管理者である上記法人が、市内の各自治公民館等を巡回して実施している。また、結核の蔓延防止の観点から、過去の受診記録を追跡管理及び事後指導に活用する必要がある。</p> <p>以上の理由により、同センターの指定管理者であり、これまで本業務の実施を委託している上記法人と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和6年4月1日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">15,400,000円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>結核定期健康診断エックス線撮影検査</td> <td style="text-align: center;">1,540円</td> <td style="text-align: center;">10,000人</td> <td style="text-align: right;">15,400,000</td> </tr> </table>	執行見込総額	15,400,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	結核定期健康診断エックス線撮影検査	1,540円	10,000人	15,400,000
執行見込総額	15,400,000円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
結核定期健康診断エックス線撮影検査	1,540円	10,000人	15,400,000										

令和6年度 随意契約理由書

番号	165
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)																				
契 約 案 件 名	高齢者の肺炎球菌感染症予防接種業務委託																				
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条に基づく令和6年度高齢者の肺炎球菌感染症予防接種業務を委託するもの																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条に基づき、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施するものであり、本事業の対象者は、都城市内に住所を有する65歳の者及び60歳以上65歳未満の者で、該当する基礎疾患を有するものであり、その対象者数は、約2千人となる。</p> <p>しかし、市では、医師看護師等の医療従事者や施設がなく、本事業を直営で実施することはできないため、事業委託するものである。</p> <p>事業委託に当たり、市には、具体的に市内のどの医療機関が高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																				
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">5, 237, 235円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">複数単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: right;">5,208円</td> <td style="text-align: right;">955人</td> <td style="text-align: right;">4,973,640</td> </tr> <tr> <td>生活保護者</td> <td style="text-align: right;">7,708円</td> <td style="text-align: right;">30人</td> <td style="text-align: right;">231,240</td> </tr> <tr> <td>接種不可者</td> <td style="text-align: right;">2,157円</td> <td style="text-align: right;">15人</td> <td style="text-align: right;">32,355</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	5, 237, 235円	複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: right;">5,208円</td> <td style="text-align: right;">955人</td> <td style="text-align: right;">4,973,640</td> </tr> <tr> <td>生活保護者</td> <td style="text-align: right;">7,708円</td> <td style="text-align: right;">30人</td> <td style="text-align: right;">231,240</td> </tr> <tr> <td>接種不可者</td> <td style="text-align: right;">2,157円</td> <td style="text-align: right;">15人</td> <td style="text-align: right;">32,355</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	一般	5,208円	955人	4,973,640	生活保護者	7,708円	30人	231,240	接種不可者	2,157円	15人	32,355
執行見込総額	5, 237, 235円																				
複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">単価</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</th> <th style="width: 20%; text-align: right;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: right;">5,208円</td> <td style="text-align: right;">955人</td> <td style="text-align: right;">4,973,640</td> </tr> <tr> <td>生活保護者</td> <td style="text-align: right;">7,708円</td> <td style="text-align: right;">30人</td> <td style="text-align: right;">231,240</td> </tr> <tr> <td>接種不可者</td> <td style="text-align: right;">2,157円</td> <td style="text-align: right;">15人</td> <td style="text-align: right;">32,355</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	一般	5,208円	955人	4,973,640	生活保護者	7,708円	30人	231,240	接種不可者	2,157円	15人	32,355				
	単価	予定数量	合計																		
一般	5,208円	955人	4,973,640																		
生活保護者	7,708円	30人	231,240																		
接種不可者	2,157円	15人	32,355																		

令和6年度 随意契約理由書

番号	166
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)																			
契 約 案 件 名	都城市生活保護受給者健康診査業務委託																			
案 件 の 概 要	健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく生活保護受給者の健康診査業務を実施するもの																			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会																			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、生活習慣病の早期発見・早期予防及び健康の保持増進を図るため、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施する生活保護受給者健康診査業務を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が生活保護受給者健康診査を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約をするのもである。</p>																			
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																			
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">3, 0 3 5, 2 3 0 円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 40%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的な健診</td> <td style="text-align: center;">260人</td> <td style="text-align: right;">2, 339, 480</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td style="text-align: right;">114, 400</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: right;">48, 950</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診 (心電)</td> <td style="text-align: center;">50人</td> <td style="text-align: right;">532, 400</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	3, 0 3 5, 2 3 0 円	複数単価契約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 40%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的な健診</td> <td style="text-align: center;">260人</td> <td style="text-align: right;">2, 339, 480</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td style="text-align: right;">114, 400</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: right;">48, 950</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診 (心電)</td> <td style="text-align: center;">50人</td> <td style="text-align: right;">532, 400</td> </tr> </tbody> </table>	単価	予定数量	合計	基本的な健診	260人	2, 339, 480	基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)	10人	114, 400	基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)	5人	48, 950	基本的な健診及び詳細な健診 (心電)	50人	532, 400
執行見込総額	3, 0 3 5, 2 3 0 円																			
複数単価契約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 40%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的な健診</td> <td style="text-align: center;">260人</td> <td style="text-align: right;">2, 339, 480</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td style="text-align: right;">114, 400</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: right;">48, 950</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診及び詳細な健診 (心電)</td> <td style="text-align: center;">50人</td> <td style="text-align: right;">532, 400</td> </tr> </tbody> </table>	単価	予定数量	合計	基本的な健診	260人	2, 339, 480	基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)	10人	114, 400	基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)	5人	48, 950	基本的な健診及び詳細な健診 (心電)	50人	532, 400				
単価	予定数量	合計																		
基本的な健診	260人	2, 339, 480																		
基本的な健診及び詳細な健診 (心電図及び眼底)	10人	114, 400																		
基本的な健診及び詳細な健診 (眼底)	5人	48, 950																		
基本的な健診及び詳細な健診 (心電)	50人	532, 400																		

令和6年度 随意契約理由書

番号	167
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2056 (直通)
契 約 案 件 名	歯科休日急患診療事業委託
案 件 の 概 要	休日昼間の歯科急患を診療するため、1休日につき1歯科医療機関の開業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人都城歯科医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、休日昼間の歯科急患を診療するため、1休日につき1歯科医療機関の開業により対応している。 事業実施に当たっては、歯科医療機関の協力が不可欠であり、また、実施機関の選定を含めて委託する必要があるため、唯一、都城市及び三股町内の歯科医療機関の取りまとめや調整を行うことのできる上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,007,863円

令和6年度 随意契約理由書

番号	168
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)
契 約 案 件 名	特定保健指導（動機付け支援）事業委託
案 件 の 概 要	都城市特定健康審査及び生活保護健康診査の結果により動機付け支援レベルの判定を受けた者で、条件を満たすものに対して3か月間の支援を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和5年度に実施した都城市特定健康診査及び生活保護健康診査（以下「特定健診等」という。）の結果により、動機付け支援レベルの判定を受け、令和6年3月31日までに初回支援を受けた者、令和5・6年度に実施した特定健診等の結果により、動機付けレベルの判定を受け、保健指導を希望する者等に対して、3か月間の支援を行う事業を委託するものである。</p> <p>特定保健指導事業においては、市民が生活習慣病予防の指導を気軽に受け、その十分な効果を得ることができるよう、様々な選択肢を用意する必要がある。</p> <p>本業務について、特定健診等を実施した医療機関に本保健指導を委託すると、健診受診からその後の保健指導までの継続的な健康状態の把握が可能となる。また、対象者においては、かかりつけ医との信頼関係が既に築かれており、保健指導をより気軽に受けることが可能となるため、対象者が治療を必要とする場合には、より適切な時期に適切な治療を受けることにつながりやすい。</p> <p>以上の理由により、本事業の趣旨を踏まえると、本業務の委託先は、市内医療機関で実施する特定健診等を受託している上記法人に限られるため、同法人と随意契約するものである。</p> <p>※契約単価については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 1, 0 8 6, 2 6 2 円

別紙（番号 168 号関係）

単価等内訳書

1 契約単価

区 分		単 価（対象者一人当たり） （消費税及び地方消費税相当額を 含む。）	支払条件
初回支援		5, 7 2 0 円 （内訳：実施費用 5, 6 1 0 円 事務費 1 1 0 円）	初回支援の全てを実施した 時点で支払うものとする。
評 価	初回支援も実施し た場合	1, 5 2 7 円	評価を実施した時点で支払 うものとする。
	評価のみ実施した 場合	1, 6 3 7 円 （内訳：実施費用 1, 5 2 7 円 事務費 1 1 0 円）	
途中終了		8 0 3 円	評価を実施できなかったこ とによる中断時の記録を提 出した時点で支払うものと する。

2 予定数量及び予定総額（推定総額）

区分		予定数量	予定総額 （消費税及び地方消費税相当額を 含む。）
初回支援		1 5 0 人	8 5 8, 0 0 0 円
評 価	初回支援も実施し た場合	1 4 2 人	2 1 6, 8 3 4 円
	評価のみ 実施した場合	6 人	9, 8 2 2 円
途中終了		2 人	1, 6 0 6 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	169
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)
契 約 案 件 名	特定保健指導（積極的支援）事業委託
案 件 の 概 要	都城市特定健康審査及び生活保護健康診査の結果により積極的支援レベルの判定を受けた者で、条件を満たすものに対して6か月間の支援を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 一般財団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和5年度に実施した都城市特定健康診査及び生活保護健康診査（以下「特定健診等」という。）の結果により、積極的支援レベルの判定を受け、令和6年3月31日までに初回支援を受けた者及び令和5・6年度に実施した特定健診等の結果により、積極的レベルの判定を受け、保健指導を希望する者に対して、6か月間の支援を行う事業を委託するものである。</p> <p>特定保健指導事業においては、市民が生活習慣病予防の指導を気軽に受け、その十分な効果を得ることができるよう、様々な選択肢を用意する必要がある。</p> <p>本業務について、特定健診等を実施した医療機関に本保健指導を委託すると、健診受診からその後の保健指導までの継続的な健康状態の把握が可能となる。また、対象者においては、かかりつけ医との信頼関係が既に築かれており、保健指導をより気軽に受けることが可能となるため、対象者が治療を必要とする場合には、より適切な時期に適切な治療を受けることにつながりやすい。</p> <p>以上の理由により、本事業の趣旨を踏まえると、本業務の委託先は、市内医療機関で実施する特定健診等を受託している上記法人に限られるため、同法人と随意契約するものである。</p> <p>※契約単価については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 9 1 3 , 0 4 6 円

別紙（番号 169 号関係）

単価等内訳書

1 契約単価

区 分		単 価（対象者一人当たり） （消費税及び地方消費税相当額を含む。）	支払条件
初回支援		7, 4 4 5 円 （内訳：実施費用 7, 3 3 5 円 事務費 1 1 0 円）	初回支援の全てを実施した時点で支払うものとする。
継続的支援 ・最終評価	初回支援も実施した場合	1 1, 0 0 5 円	継続的支援及び最終評価の全てを実施した時点で支払うものとする。
	継続的支援及び最終評価のみ実施した場合	1 1, 1 1 5 円 （内訳：実施費用 1 1, 0 0 5 円 事務費 1 1 0 円）	
中断者		（1 8, 3 4 0 円×5 割（継続的支援としての割合））×（実施済ポイント数/契約ポイント 180 P）	支援実施中に脱落等により終了した場合に支払う。ただし、実施済ポイント数は、実際に実施された支援に係るポイント数にかかわらず、180 ポイントを上限とする。 評価を実施できなかったことによる中断時の記録を提出した時点で支払うものとする。

備考 支払額に分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

2 予定数量及び予定総額（推定総額）

区 分		予定数量	予定総額 （消費税及び地方消費税相当額を含む。）
初回支援		5 0 人	3 7 2, 2 5 0 円
継続的支援 ・最終評価	初回支援も実施した場合	4 5 人	4 9 5, 2 2 5 円
	継続的支援及び最終評価のみ実施した場合	3 人	3 3, 3 4 5 円
中断者		2 人	1 2, 2 2 6 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	170
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2765 (直通)
契 約 案 件 名	住民健診WEB予約サービス利用契約
案 件 の 概 要	本業務は、平成29年度に構築業務を上記事業者に委託し、同事業者が導入した集団方式検診の予約をWEB上で行えるMRS（住民健診WEB予約サービス）を利用するものである
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー17階 [名 称] マーソ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>MRSは、上記事業者が開発及び運用している検診に特化したシステムであり、予約確定メールが自動送信されることに加え、検診日3日前に再度メールを自動送信し、受診忘れを防ぐことが期待される機能を有している。利用者にとっては理解しやすく、操作性も高いレベルで実現されており、インターネット予約において他自治体での導入実績も有している。</p> <p>また、蓄積された予約者情報は、受診率向上を目的としたがん検診業務の啓発活動に利用する。そのため、MRSを継続して利用する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	880,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	171
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2765 (直通)														
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険歯周病疾患検診業務委託														
案 件 の 概 要	都城市国民健康保険人間ドック事業の日帰り人間ドック受診者に対して、歯周疾患検診を実施するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人 都城歯科医師会														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市国民健康保険人間ドック事業の日帰り人間ドック受診者に対して、歯周疾患検診を実施するものである。しかし、市には具体的にどの医療機関が歯周疾患検診を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城市北諸県圏内の歯科医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和6年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">555,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>歯周疾患検診</td> <td style="text-align: center;">3700円</td> <td style="text-align: center;">150件</td> <td style="text-align: center;">555,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	555,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	歯周疾患検診	3700円	150件	555,000
執行見込総額	555,000円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
歯周疾患検診	3700円	150件	555,000												

令和6年度 随意契約理由書

番号	172
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2765 (直通)																										
契 約 案 件 名	特定保健指導 (積極的支援) 追加無料検査業務委託																										
案 件 の 概 要	特定保健指導 (積極的支援) 対象者のうち、条件を満たす者に対し、支援期間中に特定健康診査と同等の追加無料検査を行うもの																										
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 一般財団法人都城市北諸県郡医師会																										
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) に基づく特定保健指導において、対象者が自らの健康状態の変化を知り、生活習慣の改善に係る自主的な取り組みのモチベーションの維持と、継続的な実施に資することを目的とし、特定保健指導 (積極的支援) 対象者に対し、追加無料検査業務を委託するものである。</p> <p>しかし、市には、具体的にどの医療機関が特定健康診査を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実態状況を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																										
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																										
契 約 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">530,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">特定保健指導 (積極的支援)</td> <td style="text-align: right;">8180円</td> <td style="text-align: right;">60件</td> <td style="text-align: right;">490,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">追加無料検査実施費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">事務手数料</td> <td style="text-align: right;">110円</td> <td style="text-align: right;">60件</td> <td style="text-align: right;">6,600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">電子化手数料</td> <td style="text-align: right;">550円</td> <td style="text-align: right;">60件</td> <td style="text-align: right;">33,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	530,400円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	特定保健指導 (積極的支援)	8180円	60件	490,800	追加無料検査実施費用				事務手数料	110円	60件	6,600	電子化手数料	550円	60件	33,000
執行見込総額	530,400円																										
複数単価契約	単価	予定数量	合計																								
特定保健指導 (積極的支援)	8180円	60件	490,800																								
追加無料検査実施費用																											
事務手数料	110円	60件	6,600																								
電子化手数料	550円	60件	33,000																								

令和6年度 随意契約理由書

番号	173
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0986-23-2114 (直通)																										
契 約 案 件 名	預貯金等照会サービス利用契約																										
案 件 の 概 要	金融機関を取りまとめる事業者 (SocioFuture株式会社) の保有する預貯金照会システム「DAIS」を利用し、金融機関に対する預貯金照会及び金融機関の照会結果回答についてネットワークを介して実施するもの																										
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア [名 称] Socio Future株式会社																										
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>預貯金照会システム「DAIS」を導入している金融機関は、ゆうちょ銀行、都城農協、鹿児島銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行、高鍋信用金庫、九州労働金庫と、預貯金照会を行っている10行のうち7行が導入している。</p> <p>また、全国規模で低コストで利用できるサービスを保有し、安心なネットワーク (LGWAN) を通じた情報の送受信を行うなどの情報セキュリティの強化にも優れ、業務の迅速化及び効率化が図られる。</p> <p>以上のことから預貯金情報照会サービスを唯一提供できる上記事業者と随意契約するものである。</p>																										
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																										
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">525,580円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">管理者ユーザーライセンス</td> <td style="text-align: right;">4400円</td> <td style="text-align: right;">12</td> <td style="text-align: right;">52,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一般ユーザーライセンス</td> <td style="text-align: right;">6600円</td> <td style="text-align: right;">12</td> <td style="text-align: right;">79,200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">口座照会 (契約照会)</td> <td style="text-align: right;">22円</td> <td style="text-align: right;">5470</td> <td style="text-align: right;">120,340</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">取引明細照会</td> <td style="text-align: right;">132円</td> <td style="text-align: right;">2070</td> <td style="text-align: right;">273,240</td> </tr> </table>			執行見込総額	525,580円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	管理者ユーザーライセンス	4400円	12	52,800	一般ユーザーライセンス	6600円	12	79,200	口座照会 (契約照会)	22円	5470	120,340	取引明細照会	132円	2070	273,240
執行見込総額	525,580円																										
複数単価契約	単価	予定数量	合計																								
管理者ユーザーライセンス	4400円	12	52,800																								
一般ユーザーライセンス	6600円	12	79,200																								
口座照会 (契約照会)	22円	5470	120,340																								
取引明細照会	132円	2070	273,240																								

令和6年度 随意契約理由書

番号	174
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0986-23-2685 (直通)
契 約 案 件 名	都城市地域包括支援センター運営事業委託 (基本契約分)
案 件 の 概 要	都城市地域包括支援センター運営事業のうち基本契約分に係る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市栄町22号5番地1 外 5か所 [名 称] 社会福祉法人豊の里 外 5法人
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、市内7か所に設置している機関で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から高齢者及びその家族を支え、本人、家族、地域住民、介護支援専門員等から受けたいろいろな相談を、適切な機関と連携して解決に努め、地域に密着した活動を行うことを目的としている。</p> <p>また、センターの運営事業者は、介護保険法に基づき6年ごとに指定介護予防支援事業者としての指定を受ける必要があり、現在の指定期間は、平成30年10月から令和6年9月までとなっている。このため、都城市地域包括支援センター運営事業のうち、基本契約分に係る業務の委託について、都城市地域包括支援センターの設置及び運営に関する規則（平成18年規則第308号）第3条の規定に基づき、適切な事業の運営が確保できると認められる上記法人（上記指定を受けている法人）と、それぞれ随意契約するものである。</p> <p>○都城市地域包括支援センターの設置及び運営に関する規則（平成18年規則第308号）第3条 市は、法第115条の45第1項第1号二及び同条第2項第1号から第3号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)、厚生労働省令で定める事業及び市が必要と認める事業を、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他厚生労働省令で定める者であり、かつ市が適当と認める者に対し、前条に定める地区を指定の上、委託して実施するものとする。 2 前項の市が適当と認める者とは、前項に定める事業を公正、中立に遂行できると判断される者をいう。</p> <p>※契約相手方については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	81,124,500円

別紙（番号174号関係）

※契約ごとに記入（契約が法人単位の場合は法人ごと、事業所単位の場合は事業所ごと）

	相手方住所・名称	実施場所（事業所）	委託料総額（円）
1	都城市栄町22号5番地1 社会福祉法人 豊の里	担当地区：姫城・中郷 事業所所在地： 都城市上町17街区19号	12,395,000
2	都城市豊満町2647番地 社会福祉法人 常緑会	担当地区：妻ヶ丘・小松原 事業所所在地： 都城市前田町15街区6号 デラコア前田ビル101号	14,778,500
3	都城市松元町15街区10号 医療法人 魁成会	担当地区：五十市・横市 事業所所在地： 都城市久保原町10街区20号	14,778,500
4	都城市太郎坊町563番地1 社会福祉法人 恵愛会	担当地区：祝吉・沖水 事業所所在地： 都城市祝吉町5055番地5 ミラ・クレイン102号	14,778,500
5	都城市南横市町4000番地 社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	担当地区：志和池・庄内・西岳 事業所所在地： 都城市庄内町8160番地3	12,395,000
6	都城市松元町4街区17号 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	担当地区：山田・高崎 事業所所在地： 都城市高崎町大牟田1150番地1	11,999,000

81,124,500

令和6年度 随意契約理由書

番号	175
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0986-23-2685 (直通)
契 約 案 件 名	介護予防ケアマネジメント業務委託
案 件 の 概 要	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市栄町22号5番地1 [名 称] 社会福祉法人豊の里 外 6法人
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)業務を実施するものである。</p> <p>総合事業業務を委託するに当たり、介護予防ケアマネジメント業務については、都城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年都城市告示第419号)第5条において、各地区地域包括支援センターが実施することと規定されているため、別紙7人とそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>○都城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(事業の委託及び指定)</p> <p>第5条(略) 3 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものとする。ただし、ケアマネジメントAについて市長が認めたときは、居宅介護支援事業所に委託することができる。</p> <p>(略)</p> <p>※契約単価・契約相手については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 28,223,370円

別紙（番号 175 号関係）

	相手方住所・名称	実施場所（事業所）	委託料執行見込（円）
1	都城市栄町 22 号 5 番地 1 社会福祉法人 豊の里	担当地区：姫城・中郷 事業所所在地： 都城市上町 17 街区 19 号	4,031,910
2	都城市豊満町 2647 番地 社会福祉法人 常緑会	担当地区：妻ヶ丘・小松原 事業所所在地： 都城市前田町 15 街区 6 号 デラコア前田ビル 101 号	4,031,910
3	都城市松元町 15 街区 10 号 医療法人 魁成会	担当地区：五十市・横市 事業所所在地： 都城市久保原町 13 街区 9 号	4,031,910
4	都城市太郎坊町 563 番地 1 社会福祉法人 恵愛会	担当地区：祝吉・沖水 事業所所在地： 都城市祝吉町 5055 番地 5 ミラ・クレイン 102 号	4,031,910
5	都城市南横市町 4000 番地 社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	担当地区：志和池・庄内・西岳 事業所所在地： 都城市庄内町 8160 番地 3	4,031,910
6	都城市牟田町 26 街区 16 号 社会福祉法人 スマイリング・パーク	担当地区：山之口・高城 事業所所在地： 都城市山之口町花木 2667 番地 2	4,031,910
7	都城市松元町 4 街区 17 号 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	担当地区：山田・高崎 事業所所在地： 都城市高崎町大牟田 1150 番地 1	4,031,910

合計 28,223,370 円

別紙（番号175号関係）

契約単価

区分	算定単位	単 価 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
介護予防ケアマネジメントA	1件・1月あたり	4,420円
介護予防ケアマネジメントB		2,210円
介護予防ケアマネジメントC		3,680円
介護予防ケアA初回加算	1件・1月あたり 初回1月のみ	3,000円
介護予防ケアB初回加算		1,470円
介護予防ケアA委託連携加算		3,000円
短期集中予防サービス連携加算	1件・1月あたり 利用開始3ヶ月間のみ	3,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	176
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0986-23-2685 (直通)
契 約 案 件 名	都城市地域包括支援センター運営事業委託 (基本契約分)
案 件 の 概 要	都城市地域包括支援センター運営事業のうち基本契約分に係る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市牟田町26街区16号 [名 称] 社会福祉法人 スマイリング・パーク
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、市内7か所に設置している機関で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から高齢者及びその家族を支え、本人、家族、地域住民、介護支援専門員等から受けたいろいろな相談を、適切な機関と連携して解決に努め、地域に密着した活動を行うことを目的としている。</p> <p>また、センターの運営事業者は、介護保険法に基づき6年ごとに指定介護予防支援事業者としての指定を受ける必要があり、上記法人については、令和5年8月に公募を行い、本市が求める基準を満たした事業所を選定し、指定期間を令和6年4月から令和12年3月までとしている。</p> <p>このため、都城市地域包括支援センター運営事業のうち、基本契約分に係る業務の委託について、都城市地域包括支援センターの設置及び運営に関する規則（平成18年規則第308号）第3条の規定に基づき、適切な事業の運営が確保できると認められる上記法人（上記指定を受けている法人）と随意契約するものである。</p> <p>○都城市地域包括支援センターの設置及び運営に関する規則（平成18年規則第308号）第3条 市は、法第115条の45第1項第1号二及び同条第2項第1号から第3号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）、厚生労働省令で定める事業及び市が必要と認める事業を、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他厚生労働省令で定める者であり、かつ市が適当と認める者に対し、前条に定める地区を指定の上、委託して実施するものとする。 2 前項の市が適当と認める者とは、前項に定める事業を公正、中立に遂行できると判断される者をいう。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	24,790,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	177
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0986-23-2685 (直通)
契 約 案 件 名	都城市在宅医療・介護連携推進事業委託
案 件 の 概 要	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町9街区3号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供することを目的としている。 在宅医療を充実させていくためには、医療機関の理解及び協力が不可欠であり、地域の医師会等と密接に連携しながら、地域の関係団体の連携体制を構築していくことが必要である。 上記法人は、地域医療機関においても公平性が高く、介護保険事業も運営し、医療と介護に精通した人材の確保が見込まれる。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	9,535,875円

令和6年度 随意契約理由書

番号	178
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0986-23-2685 (直通)
契 約 案 件 名	都城市介護保険生活支援体制整備事業委託
案 件 の 概 要	高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる支援ニーズ及びサービスを提供する事業主体と連携して、支援体制の充実・強化を図る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくためには、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制が必要となる。その提供体制の構築のため、支援ニーズとサービスとのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る事業を展開する必要がある。</p> <p>本市においては、生活支援体制整備に関する事業について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に基づき実施しているが、各地域において当事業を展開するためには、地域のニーズに応じた地域福祉活動を推進していく必要がある。</p> <p>この点、上記法人は、地区社会福祉協議会と連携して様々な事業に取り組み、地域福祉活動を推進しているところであり、当該事業についても目的を達成できる法人等はほかにないため、同法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	9,287,053円

令和6年度 随意契約理由書

番号	179
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0986-23-2685 (直通)																				
契 約 案 件 名	都城市通所型短期集中予防サービス事業委託																				
案 件 の 概 要	高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため、高齢者のADL及びIADLの維持・改善に資するサービスの提供を行う事業を、利用者の自立に資するプログラムを実施できる事業所に委託するもの																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都原町7614番地9 外4か所 [名 称] 合同会社TRC 外4件																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市通所型短期集中予防サービス事業の実施委託について、「都城市通所型短期集中予防サービス事業実施要綱」第2条の規定に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる事業所を運営する各法人とそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>事業所の選定に当たっては公募を行い、本市が求める基準を満たした事業所を選定している。</p> <p>※契約相手方については別紙のとおり</p> <p>○都城市通所型短期集中予防サービス事業実施要綱（業務の委託） 第2条 市長は、事業の実施に当たり、事業の目的を理解し、ケア会議及び地域包括支援センターと連携することで利用者の自立に向けた短期集中プログラムを提供でき、かつ、市からケア会議への出席依頼があった場合においては、ケア会議に出席し、利用者に提供しているプログラム内容を報告し、多職種の助言をサービスの内容に反映できる事業者（以下「委託事業者」という。）に事業を委託するものとする。</p>																				
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">6,694,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">通所</td> <td style="text-align: right;">6100円</td> <td style="text-align: right;">880回</td> <td style="text-align: right;">5,368,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">訪問</td> <td style="text-align: right;">9080円</td> <td style="text-align: right;">80回</td> <td style="text-align: right;">726,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">訪問加算</td> <td style="text-align: right;">7500円</td> <td style="text-align: right;">80回</td> <td style="text-align: right;">600,000</td> </tr> </table>	執行見込総額	6,694,400円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	通所	6100円	880回	5,368,000	訪問	9080円	80回	726,400	訪問加算	7500円	80回	600,000
執行見込総額	6,694,400円																				
複数単価契約	単価	予定数量	合計																		
通所	6100円	880回	5,368,000																		
訪問	9080円	80回	726,400																		
訪問加算	7500円	80回	600,000																		

別紙(番号179号関係)

委託先	所在地	代表者	契約金額	実施事業所
合同会社TRC	都城市都原町7614番地9	代表社員 堀内 郁孝	¥1,338,880	リハビリデイサービス希望
株式会社 ライフファクトリー	都城市高城町石山3236番地13	代表取締役 福重 裕輔	¥1,338,880	ライフデイサービス香禅寺
医療法人社団 睦由会	宮崎県北諸県郡三股町宮村2841-4番地	理事長 江夏 剛	¥1,338,880	江夏整形外科通所リハビリテーションセンター
合同会社ワンライフサポート	都城市上水流町1182番地8	代表社員 中原 信一郎	¥1,338,880	リハビリデイサービス暮らシャキッ
有限会社 ケアプロジェクト	宮崎市学園木花台北3丁目8294番地43	代表取締役 吉野 雅統	¥1,338,880	リハビリテーション ケアふる都城
			¥6,694,400	

令和6年度 随意契約理由書

番号	180
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0986-23-2685 (直通)
契 約 案 件 名	都城市認知症地域サポーター支援事業委託
案 件 の 概 要	地域や職域において認知症への理解を深めるとともに、地域で認知症の人とその家族を支援できるサポーターを養成し、地域での見守りネットワークの案件の概要構築を図る事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町77番8 [名 称] 学校法人 都城コア学園
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、認知症に関する住民の正しい理解を深めるために、認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けるための事業等を実施するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、医療機関、介護事業所、地域団体等多くの関係者をつなぐ認知症コーディネーターが大きな役割を担うことから、既に本市への認知症施策への支援等を通じて関係機関とのネットワークを構築している上記法人が、最も効率よく効果的に事業を実施することができる。</p> <p>また、上記法人は認知症に関する専門的な知識や指導力及び経験を持った人材を有しており、認知症地域サポーター講座の講師役であるキャラバン・メイト及び地域や職域における認知症サポーターの活動をより一層推進し、地域に広めるための支援が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	6,068,851円

令和6年度 随意契約理由書

番号	181
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 いきいき長寿課 [電 話 番 号] 0986-23-2685 (直通)														
契 約 案 件 名	都城市生活おたすけサービス事業委託														
案 件 の 概 要	在宅高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため、身体の虚弱な高齢者に対し、生活援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助を行う事業を委託するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市松元町4街区17号 [名 称] 社会福祉法人都城市社会福祉協議会														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、地域包括支援センター、地域の民生委員等と協力しながら進める必要がある。この点、上記法人は、上記の条件を満たす体制を十分に備えている。また、ボランティアとして活動する生活援助員の確保、管理等についても、必要とされる高いレベルで本業務を履行できる者は、上記法人の他にない。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和6年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">2,033,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">単価</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">予定数量</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">援助員</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">800円</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">2542時間</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">2,033,600</td> </tr> </table>			執行見込総額	2,033,600円			単価契約	単価	予定数量	合計	援助員	800円	2542時間	2,033,600
執行見込総額	2,033,600円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
援助員	800円	2542時間	2,033,600												

令和6年度 随意契約理由書

番号	182
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0986-23-2127 (直通)
契 約 案 件 名	国保市町村事務処理標準システム保守業務委託
案 件 の 概 要	国保市町村事務処理標準システムの運用保守に係る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、国が開発し、全国的に導入を推進している国保市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）の保守業務を委託するものである。</p> <p>標準システムの導入は、本市の基幹システム「Acrocity」（以下「基幹システム」という。）で管理している住民情報や税情報とのデータの連携及び設定の変更等の基幹システムの改修作業が必要であることから上記事業者が実施したところである。</p> <p>そのため、本業務の履行については、標準システム及び基幹システムの専門知識及び設定内容を十分理解している上記事業者でなければ、本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害が発生した際の速やかな対応が困難となることが懸念され、さらには、行政事務に支障を来たすおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	13,706,880円

令和6年度 随意契約理由書

番号	183
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7 (直通)
契 約 案 件 名	医師等業務委託
案 件 の 概 要	都城市高野町の西岳診療所での診療を週2日実施する医師等業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市庄内町8610番地 [名 称] 医療法人海誠会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>西岳診療所は、平成21年の医師退職により常勤の医師確保が困難となった。医療法第12条第2項では、2か所以上の医療施設を1人の管理者が管理することは認められていないが、県知事の許可を受けた場合は例外として認められている。</p> <p>西岳診療所の場合、無医地区等の医療施設が少ない地区に開設する診療所として兼任管理が認められており、許可の条件として、それぞれの病院等における診療日及び診療時間が重複しないことと、病院等相互間の連絡時間、交通事情等において相互の連絡が容易であることが必要である。</p> <p>これらの条件に該当する医療機関が、上記医療法人に特定されるため、同法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	7, 0 6 9, 9 2 0円

令和6年度 随意契約理由書

番号	184
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0986-23-2127 (直通)
契 約 案 件 名	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託
案 件 の 概 要	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市下原町231番地1 [名 称] 宮崎県国民健康保険団体連合会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、国保情報集約システムで行う国民健康保険の被保険者資格情報の集約・管理に関する業務、高額療養費の多数該当の判定に係る業務、市町村間における情報連携業務等の作業を委託する業務である。</p> <p>これらの業務については、国民健康保険法第113条の3の規定に基づき、保険給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報又は整理に関する事務を、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金が受託できることとなっており、全市町村が連合会に共同委託することになっている。</p> <p>以上の理由により、上記連合会と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,762,054円

令和6年度 随意契約理由書

番号	185
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0986-23-2127 (直通)																		
契 約 案 件 名	第三者行為求償事務委託																		
案 件 の 概 要	都城市国民健康保険に係る第三者行為求償事務を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市下原町231番地1 [名 称] 宮崎県国民健康保険団体連合会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>上記連合会は、求償の際に必要なレセプトの一次審査を行っているため、市より早く求償事案の発生を把握できる。また、本業務については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第3項の規定により、国民健康保険団体連合会のみが受託可能と定められており、県内23市町村についても同連合会に委託している。</p> <p>以上の理由により、上記連合会と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">1,260,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">単価</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">予定数量</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>収納額の7%</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,260,000</td> </tr> <tr> <td>(18,000,000×0.07)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			執行見込総額	1,260,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	収納額の7%			1,260,000	(18,000,000×0.07)			
執行見込総額	1,260,000円																		
単価契約	単価	予定数量	合計																
収納額の7%			1,260,000																
(18,000,000×0.07)																			

令和6年度 随意契約理由書

番号	186
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 7 (直通)																		
契 約 案 件 名	へき地出張診療所医師業務委託																		
案 件 の 概 要	医療の機会均等と無医地区を解消し、地域住民の健康保持及び福祉増進を図るため、夏尾町に診療所を設置し、毎週月曜日の午後2時から午後4時まで診療を行う業務を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山田町中霧島3323番地8 [名 称] 医療法人公宏仁会 海老原内科																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>昭和44年に開設した夏尾診療所は、へき地出張診療所として、これまで宮崎県が宮崎県医師会に医師の確保を委託し、市町村設置のへき地診療所に医師を派遣していた。</p> <p>しかし、平成29年度から「へき地出張診療事業」の実施主体が県から市町村へ移行し、市町村へ補助を行う事業に変更となったため、都城市が医師の確保を医療機関へ委託することになったものである。</p> <p>診療所を利用する市民は、地域に住みなれた高齢者がほとんどで、医師との信頼関係が必要とされる。</p> <p>さらに、診療場所や診療日時を考慮した上で医師を確保することは、医療機関についての情報が少ない市には極めて困難である。</p> <p>以上の理由によりこれまで夏尾診療所において診察を行っており、一般社団法人都城市北諸県郡医師会から推薦された上記法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">980,400円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>日医標準レセプトソフト使用料</td> <td style="text-align: center;">2500円</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>医療業務</td> <td style="text-align: center;">19800円</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: right;">950,400</td> </tr> </table>			執行見込総額	980,400円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	日医標準レセプトソフト使用料	2500円	12	30,000	医療業務	19800円	48	950,400
執行見込総額	980,400円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
日医標準レセプトソフト使用料	2500円	12	30,000																
医療業務	19800円	48	950,400																

令和6年度 随意契約理由書

番号	187
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 保険年金課 [電 話 番 号] 0986-23-2634 (直通)																				
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険療養費支給申請書点検等業務委託																				
案 件 の 概 要	柔道整復療養費及びはり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の適正化のために、申請書の内容点検及び被保険者等への調査を行うとともに、被保険者に対して保険適用外の施術の療養費についての正しい知識の普及及び啓発を行う業務を委託するもの																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市中央区徳井町二丁目4番14号 [名 称] 株式会社メディブレーン																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、3種類の業務を単価契約により委託するものであるが、通常の競争入札を実施し、業務ごとに落札事業者が異なることとなった場合、本業務を一体的に円滑に遂行することが極めて困難になる。 そのため、業務ごとの単価に各予定数量を乗じて加算し、総合的に最も有利な価格を提示した事業者と契約するために、競争入札に代え、委託料の合計金額の見積書の提出による競争を行った。 その結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。																				
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																				
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">726,880円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>点検効果分析・報告</td> <td style="text-align: right;">22000円</td> <td style="text-align: right;">4回</td> <td style="text-align: right;">88,000</td> </tr> <tr> <td>被保険者への照会文書及び啓発文書作成並びに送付業務</td> <td style="text-align: right;">363円</td> <td style="text-align: right;">660件</td> <td style="text-align: right;">239,580</td> </tr> <tr> <td>申請書の内容点検</td> <td style="text-align: right;">60.5円</td> <td style="text-align: right;">6600件</td> <td style="text-align: right;">399,300</td> </tr> </table>	執行見込総額	726,880円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	点検効果分析・報告	22000円	4回	88,000	被保険者への照会文書及び啓発文書作成並びに送付業務	363円	660件	239,580	申請書の内容点検	60.5円	6600件	399,300
執行見込総額	726,880円																				
複数単価契約	単価	予定数量	合計																		
点検効果分析・報告	22000円	4回	88,000																		
被保険者への照会文書及び啓発文書作成並びに送付業務	363円	660件	239,580																		
申請書の内容点検	60.5円	6600件	399,300																		

令和6年度 随意契約理由書

番号	188
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 畜産課 [電 話 番 号] 0986-23-2769 (直通)
契 約 案 件 名	土地 (西岳共同育成牧場採草用地) 賃貸借
案 件 の 概 要	西岳共同育成牧場採草用地として土地を借用するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 都城市土地開発公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、西岳共同育成牧場採草用地として借用する土地の賃貸借契約であるが、面積、形状その他の立地条件を総合的に考慮した結果、当該用地として利用できる土地が他にないため、本件の土地の所有者である上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	733,800円

令和6年度 随意契約理由書

番号	189
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0986-23-2981 (直通)
契 約 案 件 名	標準積算システム使用許諾契約
案 件 の 概 要	農業農村整備事業の公共事業等を実施する上で、工事及び業務委託を発注するための費用算出及び設計書作成に必要な標準積算システムの使用許諾を受けるもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市柳丸町388番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 標準積算システムは、宮崎県及び県内の各市町村が利用する統一されたシステムであり、管理・運営を上記連合会が実施している。本システムの使用許諾は、上記連合会からしか受けることができない。 以上の理由から、契約の性質が競争入札に適さないため、上記連合会と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,849,100円

令和6年度 随意契約理由書

番号	190
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2983 (直通)
契 約 案 件 名	都城市住宅リフォーム促進事業アドバイザー業務委託
案 件 の 概 要	住宅リフォームの経費の一部を補助する住宅リフォーム促進事業に係わるアドバイザー業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市別府町2-12 [名 称] 一般社団法人宮崎県建築士会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、令和6年度に実施する都城市住宅リフォーム促進事業に係る事前審査及び工事終了審査のアドバイザー業務委託である。 本事業では、補助申請者の申請書類の審査、着工前現地確認、完了後の実績報告書及び現地の審査を行う上で、建築基準法をはじめ、各種法令に関しての有資格者の知見を必要とする部分についての助言を求めるものである。 また、申請件数について、1,000件超が想定されること、本事業の性質上、書類審査、現地確認の進捗状況の把握、連絡等について個々の事業所と行うよりも、窓口を一本化して、市との緊密な連絡体制を構築することが望ましい。 建築士業を行える市内の登録事務所を複数有しているのは、上記事業者しかない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	17,620,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	191
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2983 (直通)
契 約 案 件 名	都城市地域プロジェクトマネージャー養成業務委託
案 件 の 概 要	二宮TMの後任である、地域プロジェクトマネージャーの養成について、二宮TMが所属する「株式会社 みやこんじょやもい舎」へ業務委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市上町5街区14号 [名 称] 株式会社みやこんじょやもい舎
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市中心市街地において現タウンマネージャー（二宮氏）の存在・役割は非常に大きく、毎年10件近くの新規出店に携わる等、十分な実績をあげている。タウンマネジメントに係る人材は本市及び市民においても貴重な存在であるため、タウンマネジメントに係る事業を継続して実施していく必要がある。</p> <p>そこで本業務では、全国公募によって選定した、現タウンマネージャー（二宮氏）の後任（地域プロジェクトマネージャー）を養成するものである。履行にあたっては、二宮氏が所属する「株式会社 みやこんじょやもい舎」へ養成業務を委託することで、効率的に養成を行うものである。</p> <p>上記事業者は、二宮TMが所属していることの外、これまで本市中心市街地のまちづくりに積極的に関わっており、特にハード（空き店舗の利活用）の部分において、大きな成果をあげている。</p> <p>上記事業者以外に、本市中心市街地では、ハード面でのまちづくりに直接的に関わっている事業者はおらず、競合も存在しない状況である。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	7,678,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	192
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2983 (直通)
契 約 案 件 名	人流分析ツールDatawise Area Marketer利用契約
案 件 の 概 要	中心市街地の来訪者について人数及び属性を調査する為、システムサービスを使用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー21階 [名 称] 株式会社データワイズ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、中心市街地内の各通り毎の人流や施設利用者の人流分析を行うため、膨大なデータを活用した、精度の高い推計処理が求められる。データソースについても、より細かく動きを追えるGPSデータ（最小：10m×10m）の活用が必要である。</p> <p>事業者から本市へのデータ提供方法についても、本市が指定するタイミングで迅速にデータ取得が行えるよう、本市が人流分析サービス（システム）本体を使用して、各種データを取得できる必要がある。</p> <p>全国の事業者について調査を行ったところ、2者が上記条件をクリアすることが確認されたため、両者のシステムの仕様確認や、無料トライアルを実施した。</p> <p>システムから得られた数値について、本市が過去に実施した歩行者通行量調査結果と照らし合わせたところ、両者に大きな差が生じる結果となり、上記事業者の精度が高く、より適切であることが判明した。</p> <p>上記事業者については、複数の他自治体の活用実績もあることから、自治体に対する対応、サポート体制も十分である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2,442,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	193
----	-----

担 当 課	[部課等名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電話番号] 0986-23-2193 (直通)
契約案件名	市公式オンラインショップ運営業務委託
案件の概要	本市の物産を販売する市の公式オンラインショップを楽天市場内で運営するための業務全般を委託するもの
契約の相手方	[所在地] 都城市平江町44号3番地2 [名称] 有限会社九南サービス
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、一般消費者に対するEC（電子商取引）の市場規模拡大及びEC化率増大の流れに対応し、さらに、ふるさと納税をきっかけとして本市を認知して頂けた方に対し、次の段階として、「肉と焼酎」を中心とした特産品を購入して頂くことを目的とし、2018年11月から楽天市場内に開設している公式オンラインショップのデザイン、掲載商品の選定、受注・販売、配送、クレーム対応等、オンラインショップ運営一連の業務を委託するものである。</p> <p>楽天市場出店規約第4条にて、楽天市場と出店契約を結んだ契約者は、出店する権利その他一切の権利を譲渡・転貸・担保差入その他形態を問わず処分することはできないと定められている。</p> <p>このため、現在、出店契約を結んでいる上記事業者でなければ、市公式オンラインショップの運営の継続ができない。</p> <p>また、上記事業者の運営するタマチャンショップは、楽天市場のショップ・オブ・ザ・イヤー2017において全店舗（約45,000）中2位を獲得した実績があり、取り扱う食品の種類が豊富で、商品開発の実績も有することから、本業務の目的に最も適している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和6年4月1日
契約金額	18,700,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	194
----	-----

担 当 課	[部課等名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電話番号] 0986-23-2193 (直通)
契約案件名	「道の駅」都城NiQLL国土交通省財産区域管理運営業務委託
案件の概要	「道の駅」都城NiQLLのうち国土交通省財産区域に関し、管理運営等業務を委託するもの
契約の相手方	[所在地] 都城市都北町5225番地1 [名称] 株式会社ココニクル都城
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>「道の駅」都城NiQLL（以下「NiQLL」という。）は、国土交通省が設置する休憩・情報提供施設、駐車場その他附属施設（以下「国施設」という。）及び発注者と受注者とが共同で設置する都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城、駐車場その他附属施設（以下「地域振興施設」という。）で構成される。</p> <p>本業務は、国施設を地域振興施設と一体的かつ効率的な管理運営を前提として管理運営することにより、本市の新たなランドマークであるNiQLLが掲げる設置目的を適切に果たすことを目的とするものである。</p> <p>上記事業者は、本市が出資する株式会社として、地域振興施設の管理運営者であり（うち公の施設部分は指定管理者として指定を受けている。）、本市の意思を最も適切に反映しながら本事業に取り組むことのできる事業者は、上記事業者の他には無い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者が本業務の目的に最も合致した履行が可能であると認められるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和6年4月1日
契約金額	6,832,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	195
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	東京都港区浜松町伊川ビル屋上看板掲出業務委託
案 件 の 概 要	「肉と焼酎のふるさと都城」を対外的にPRするために、東京都港区浜松町伊川ビル屋上に看板を掲出する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 埼玉県朝霞市本町2-12-21-2階 [名 称] 有限会社アド・リアル
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、東京都港区浜松町伊川ビル屋上に、本市をPRする看板を掲出するものであるが、同ビルの看板は、上記業者が管理するものである。 このため、本件の契約の相手方は上記業者に特定されることから、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2,200,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	196
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	JR博多駅構内デジタルサイネージ掲出業務委託
案 件 の 概 要	JR博多駅構内デジタルサイネージの掲出業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市中央区大手門2丁目1番10号 西鉄大手門ビル2階 [名 称] 株式会社西鉄エージェンシー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、JR博多駅内において本市をPRするデジタルサイネージを掲出するものであるが、同駅看板は、上記事業者が管理するものである。</p> <p>このため、本件の契約の相手方は上記事業者に特定されることから、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,567,500円

令和6年度 随意契約理由書

番号	197
----	-----

担 当 課	[部課等名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電話番号] 0986-23-2615 (直通)
契約案件名	サシバ広場維持管理業務委託
案件の概要	サシバ広場(梅北町)の除草、ちり拾い等、簡易トイレ清掃、公園利用者調整等の業務の委託
契約の相手方	[所在地] 都城市梅北町2528番地3 [名称] 中郷地域経済活性化対策協議会
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>サシバ広場は、梅北町の旧ハングライダー着地点に野芝を張り、様々な利用が可能な広場として整備されたものである。</p> <p>本件は、地元のことは地元で行うという地域参加型維持管理運営の推進及び安全でより市民に身近な広場づくりを目的として、地元団体への公園管理業務委託を行うものである。</p> <p>サシバ広場の維持管理業務について、地元の団体である上記協議会に委託することで、同協議会をはじめ、地元商工会、地元自治公民館、地元地域づくり団体等も積極的に広場に関わることができ、地域住民間のつながりを深めることができる。</p> <p>また、世代間の交流・児童の生涯学習の場として活用できることはもとより、異常があった際の連絡、要望等の連絡が速やかになされるなどのメリットがある。</p> <p>このように本業務は、地元の広場の維持管理は地元住民が主体となっ て行うという、行政と住民との協働によるまちづくりの推進を目的とするものであり、契約の目的が競争に適さないため、地元の上記協議会と随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和6年4月1日
契約金額	1, 142, 900円

令和6年度 随意契約理由書

番号	198
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	天神地下街デジタルサイネージ掲出業務委託
案 件 の 概 要	天神地下街のデジタルサイネージ掲出業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル4階 [名 称] 表示灯株式会社 福岡支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、天神地下街にあるデジタルサイネージに、本市をPRする電子看板を掲出するものであるが、同地下街の看板は、上記事業者が管理するものである。 このため、本件の契約の相手方は、上記事業者に特定されることから、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	995,500円

令和6年度 随意契約理由書

番号	199
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	JR都城駅デジタルサイネージ運用業務委託
案 件 の 概 要	JR都城駅に設置したデジタルサイネージの運用業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都調布市布田4-5-1 藍澤調布ビル6階 [名 称] アーティサン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、JR都城駅に設置したデジタルサイネージの運用業務を委託するものである。</p> <p>当該デジタルサイネージは、本市における観光地等の魅力発信及び活性化に加え、観光情報や公共交通の正確な情報を提供し、来訪者の移動の円滑化、利便性の向上を図るため、プロポーザル方式で業者選定及び導入を行ったものである。</p> <p>本システムは上記事業者が構築したものであり、同事業者のみが運用できるものである。そのため、情報更新や故障が発生した際についても、上記事業者に委託して行わせるのが最も適切かつ確実である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	825,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	200
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	たちばな天文台天体観測設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	たちばな天文台に設置されている天体観測設備の保守点検業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県大野城市御笠川二丁目1番12号 [名 称] 有限会社とみた
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本委託業務は、たちばな天文台に設置されている天体観測設備の保守点検業務である。</p> <p>天体観測用の設備は、特殊なものであり、特に主となる500mm反射望遠鏡については、たちばな天文台用として作成されたものであるため、構造上の特徴を理解し、確実な保守、点検、調整等を行う必要がある。</p> <p>上記事業者は、たちばな天文台が指定管理施設として運営されてきた令和4年度まで、及び直営となった令和5年度も引き続き施設の天体観測設備を総合的に保守点検してきた事業者であり、確実な履行が見込まれる。</p> <p>また、同事業者はたちばな天文台の天体観測設備を保守点検できる九州管内で唯一の事業者であり、故障等の際にも即対応することができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	627,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	201
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	都城市PRロゴ利用許諾に関する契約
案 件 の 概 要	書家・アーティストである紫舟氏作成の「都城市PRロゴ」の利用許諾契約を締結するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県鎌倉市鎌倉山二丁目9番13号 紫舟アトリエ [名 称] 株式会社東京新美術
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>「都城市PRロゴ」は、全国への都城市のPRを推進し、都城ブランドの定着が図られることを目的として、紫舟氏により作成されたものである。</p> <p>当該ロゴについては、現在、都城市PRロゴの利用に関する要綱（平成26年告示第211号）により、市や会社等で利用されており、都城市の発信をしている。</p> <p>本件については、ロゴ作成者である紫舟氏本人が当該ロゴに関する著作権を保持することから、契約相手方が特定され、競争入札には適さない。</p> <p>以上の理由により、同氏が所属する上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	550,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	202
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)										
契 約 案 件 名	都城市さとふる業務委託契約										
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の一つである株式会社さとふるが運営する「さとふる」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの										
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区京橋二丁目2番1号 [名 称] 株式会社さとふる										
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>その点、大手ポータルサイトの一つである「さとふる」は、TVCMなどを積極的に行っており、申込可能自治体数が約1,300、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約800,869点（2024年3月時点）となっている。</p> <p>また、申込受付から返礼品の配送までを全て自社サービスで行っているため、他のポータルサイトと比較すると、返礼品の配送を短期間で行える強みをもっている。</p> <p>さらに、「ソフトバンクグループ」が運営していることから、キャリア決済が充実しているとともに、安定したポータルサイト運営がなされており、本業務の目的に合致した履行を期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>										
契 約 締 結 日	令和6年4月1日										
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">336,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>寄附金額の12%（税別）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">336,000,000</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	336,000,000円	単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>寄附金額の12%（税別）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">336,000,000</td> </tr> </table>	単価	予定数量	合計	寄附金額の12%（税別）		336,000,000
執行見込総額	336,000,000円										
単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>寄附金額の12%（税別）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">336,000,000</td> </tr> </table>	単価	予定数量	合計	寄附金額の12%（税別）		336,000,000				
単価	予定数量	合計									
寄附金額の12%（税別）		336,000,000									

令和6年度 随意契約理由書

番号	203
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0986-23-2452 (直通)
契 約 案 件 名	都城市シティプロモーション等業務委託
案 件 の 概 要	本市の物産及び観光等の更なる振興を目的として、シティプロモーション実施に関する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区東新橋一丁目8番1号 [名 称] 株式会社 電通
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市は平成26年度より、「日本一の肉と焼酎のふるさと・都城」とのコンセプトのもとPR戦略を展開している。その中で「日本一の肉と焼酎のふるさと・都城」を効果的かつ戦略的に発信するためのツールとしてふるさと納税を活用している。本業務は、ふるさと納税等のPRツールを活用したシティプロモーションの実施により、シティブランディング「日本一の肉と焼酎のふるさと・都城」の確立を図り、本市の物産及び観光等の更なる振興につなげることを目的とする。その手段として、様々なターゲットに絞って訴求することが比較的容易であり、費用対効果を検証しやすいWEB広告を中心に実施する。</p> <p>WEB広告では、対象となる市場を常に分析し、情報の更新を行い、より精度の高い広告施策の立案・運用が必要となる。この分析から広告計画立案・実施のPDCAサイクルの精度を高め、より効果的に実施するためには、平成30年度に実施した楽天DMP (Data Management Platform) の分析結果を活用するとともに、現在の市場環境における更新作業を併行的に行い、外部環境の変動及び市場の動きを比較検証しながら実施していくことが非常に有効である。「楽天DMP」は、上記事業者と楽天データマーケティング株式会社により提供されるビッグデータであるが、その核心部分の情報については、契約上の制限により上記事業者のみが利用できる。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	275,324,500円

令和6年度 随意契約理由書

番号	204
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0986-23-2452 (直通)									
契 約 案 件 名	ふるさと納税支援業務委託契約書									
案 件 の 概 要	株式会社トラストバンクが企画運営するふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」において本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの。									
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 [名 称] 株式会社トラストバンク									
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>その点、大手ポータルサイトの一つであり、ポータルサイトの中でも老舗の「ふるさとチョイス」は、申込可能自治体数が約1,600、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約370,000点となっている。</p> <p>また、ふるさと納税制度を初めて利用する者でも手軽にふるさと納税を行えるようなコンテンツも充実していることや、自治体と寄附者、自治体と自治体、自治体とその地域の事業者や生産者などを繋げる場の提供にも力をいれているなど、本業務の目的に合致した履行を期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>									
契 約 締 結 日	令和6年4月1日									
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">265,800,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">合計</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>寄付金額の10% (税別)</td> <td></td> </tr> </table>	執行見込総額	265,800,000円	単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">合計</td> </tr> </table>	単価	予定数量	合計	寄付金額の10% (税別)	
執行見込総額	265,800,000円									
単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">合計</td> </tr> </table>	単価	予定数量	合計						
単価	予定数量	合計								
寄付金額の10% (税別)										

令和6年度 随意契約理由書

番号	205
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)									
契 約 案 件 名	「ふるなび」利用契約書									
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の一つである株式会社アイモバイルが運営する「ふるなび」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの									
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N. E. S. ビルN棟 2階 [名 称] 株式会社アイモバイル									
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>その点、大手ポータルサイトの一つであり、ポータルサイトの中でも老舗の「ふるなび」は、申込可能自治体数が約842、寄附獲得に有効な返礼品の掲載数は約269,291点（2022年3月時点）となっている。</p> <p>また、寄附金額に応じて「Amazonギフト券」の還元があることで注目を集めているポータルサイトである。</p> <p>さらに、運営会社の「株式会社アイモバイル」は、東証一部に上場しており、安定したポータルサイト運営がなされており、本業務の目的に合致した履行を期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>									
契 約 締 結 日	令和6年4月1日									
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">100,600,000 円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">合計</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>寄付額の10%</td> <td></td> </tr> </table>	執行見込総額	100,600,000 円	単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">合計</td> </tr> </table>	単価	予定数量	合計	寄付額の10%	
執行見込総額	100,600,000 円									
単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">合計</td> </tr> </table>	単価	予定数量	合計						
単価	予定数量	合計								
寄付額の10%										

令和6年度 随意契約理由書

番号	206
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0986-23-2452 (直通)
契 約 案 件 名	東京モノレール広告看板掲出業務委託
案 件 の 概 要	ふるさと納税日本一になったことへの感謝の意を表するとともに、「肉と焼酎のふるさと都城」を対外的にPRするため、東京モノレール沿線に広告看板を掲出する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区芝大門1丁目4番8号 [名 称] 株式会社モノレール・エージェンシー
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、東京モノレール沿線に、令和4年度ふるさと納税日本一になったことへの感謝の意を表するとともに、本市の「肉と焼酎のふるさと都城」を対外的にPRするため、広告看板を掲出するものである。 直近のデータによると、東京モノレール浜松町駅は1日当たり利用者数が約75,000人となっており、かつ、利用者の属性がふるさと納税のメインターゲットと一致することから、東京モノレール沿線における広告看板は、非常に効率的な広告媒体である。 今回、掲出を予定している東京モノレール沿線の広告媒体は、いずれも上記事業者が管理するものであることから、本件の契約の相手方として特定される同事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	33,179,630円

令和6年度 随意契約理由書

番号	207
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0986-23-2452 (直通)
契 約 案 件 名	「ふるなび」特別広告の実施に関する業務委託
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の一つである株式会社アイモバイルが運営する「ふるなび」に本市ふるさと納税の特別広告を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N. E. S. ビルN棟 2階 [名 称] 株式会社アイモバイル
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄付獲得を期待できる大手ポータルサイトで広告を行うことが有効である。</p> <p>その点、大手ポータルサイトの一つであり、ポータルサイトの中でも老舗の「ふるなび」は申込可能自治体数が約1,000自治体、寄付獲得に有効な返礼品掲載数は約50万点以上である。</p> <p>また、寄付金額に応じてもらえる「ふるなびコイン」をAmazonギフトカードやPayPay残高、dポイント、楽天ポイントに交換できることから注目を集めているポータルサイトである。</p> <p>以上の理由により、「ふるなび」での広告宣伝は非常に視認性が高く、多くの寄付が期待できるため、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	33,000,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	208
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ふるさと納税推進事業返礼品検査コンサルティング業務委託
案 件 の 概 要	令和6年度から本格的に開始されるふるさと納税で取り扱う返礼品の不適正表示等を防止するためのチェック体制構築に当たり、専門的知見を活用するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市天神1丁目4番1号 [名 称] 株式会社博多大丸
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、寄附者の信頼を確保するために、ふるさと納税で提供する地場産品の品質確保について、返礼品提供事業者に対し、不適正な食品表示等を防止するための効果的な監視の実施に当たって、専門的知見を活用することを目的とする。</p> <p>本業務の履行については、地場産品の品質確保を目的としふるさと納税返礼品提供事業者への立ち入り検査等実施時にあたり、検査の流れや食品表示知識の習得、伝票等のチェック方法等に係る担当職員へのノウハウ蓄積が求められる。</p> <p>その点、令和4年12月14日付けで本市と上記事業者が締結した、「都城市と株式会社博多大丸との地場産品に関する連携協定書」の中で明記されている、地場産品に係る販売促進や商品磨き上げに関する事項について、緊密に連携し取り組みを進めており、都城の地場産品を取り扱う事業等に従事し、本市の地場産品の状況にも精通をしている。</p> <p>また、上記事業者は立ち入り検査の実務の実績や、上級食品表示診断士等の資格を持つ食品表示の知識等に精通した人材がいることから、本業務の目的に最も合致した履行ができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	19,800,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	209
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0986-23-2452 (直通)		
契 約 案 件 名	セゾンふるさと納税サイト覚書		
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の一つである株式会社クレディセゾンが運営する「セゾンのふるさと納税」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 [名 称] 株式会社クレディセゾン		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている。このため、寄附獲得のためには、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客が見込まれるポータルサイトに当市のふるさと納税申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>「セゾンのふるさと納税」は、申込可能自治体数が約170自治体、返礼品の掲載数は約82,000点となっており、更なる寄附獲得に繋がることを見込まれる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日		
契 約 金 額	執行見込総額	3,100,000円	
	単価契約	単価	予定数量
	寄附金額×7%		合計

令和6年度 随意契約理由書

番号	210
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)						
契 約 案 件 名	Amazonふるさと納税利用 (早割プランC) に関する申込						
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト (以下「ポータルサイト」という、) の一つである上記事業者が運営する「アマゾンサービス」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都目黒区下目黒1-8-1 ARCO TOWER [名 称] アマゾンジャパン合同会社						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイトが主流となっている状況 (都城市の場合、9割以上) であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。 その点、アマゾンジャパンは国内最大級のショッピングサイトであり、ショッピングサイトの月間利用者数は約5,200万人であるため、アマゾンサービスを利活用して多くの利用者へ販促や告知を行うことが可能である。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。						
契 約 締 結 日	令和6年4月1日						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">2, 7 5 0, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価 予定数量 合計</td> </tr> <tr> <td>寄付金額×3.8%</td> <td style="text-align: right;">2, 750, 000</td> </tr> </table>	執行見込総額	2, 7 5 0, 0 0 0 円	単価契約	単価 予定数量 合計	寄付金額×3.8%	2, 750, 000
執行見込総額	2, 7 5 0, 0 0 0 円						
単価契約	単価 予定数量 合計						
寄付金額×3.8%	2, 750, 000						

令和6年度 随意契約理由書

番号	211
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 都市計画課 [電 話 番 号] 0986-23-2762 (直通)
契 約 案 件 名	土木GISシステムクラウドサービス利用契約
案 件 の 概 要	土木GISシステムクラウド型LGWAN-ASPサービスの利用
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本システムは、上記事業者が開発し、システムに係るライセンスを保有しているものであり、同事業者からでなければ、土木GISシステムクラウド型LGWAN-ASPサービスを利用することができない。</p> <p>また、本システムは、土木部や上下水道局等が保有する重要なデータや他システムとの連携で運用しており、上記事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できず行政事務に支障がでるおそれがある。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2,640,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	212
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0986-23-2613 (直通)
契 約 案 件 名	地元管理第8号外 公園 (街路) 維持管理業務委託
案 件 の 概 要	公園及び街路の維持管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市 上長飯町 外 [名 称] 小鷹ゴルフ愛好会公園管理部 ほか
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市内各公園及び街路の維持管理を地域住民が主体となつて行うという、行政と住民との協働によるまちづくりの推進を目的として、地元自治公民館、青壮年会、グランドゴルフ団体等へ公園管理業務を委託するものである。</p> <p>本業務委託により、地域住民がより積極的に公園及び街路の維持管理に関わることで、地域住民間のつながりが深まることはもとより、施設に異常があった際の発見が速やかになるなどの利点がある。</p> <p>以上の理由により、本業務は契約の相手方が地域団体に特定され、競争に適さないため、別表に示す各団体とそれぞれ随意契約するものである。</p> <p>※契約相手方については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	15,767,400円

別紙（番号212号関係）

No.	団体名	公園名	位置	総額
8	小鷹ゴルフ愛好会 公園管理部	上長飯第1児童公園 外1箇所	上長飯町	657,800
15	並木自治公民館	川東第5児童公園 外1箇所	上川東2丁目	632,500
20	NPO法人お助け隊	都鷹児童公園 外5箇所	都島町	1,093,400
25	馬場壮年	乙房児童公園 外1箇所	乙房町	566,500
32	都原西もくよう会	都原第1児童公園 外1箇所	都原町	613,800
35	折田代自治公民館	折田代農村広場	吉之元町	504,900
41	一万城東部自治公民館	一万城第1児童公園 外3箇所	一万城町	984,500
53	大王自治公民館	大王第3児童公園 外1箇所	大王町	666,600
60	平江自治公民館	平江第1街区公園 外1箇所	平江町	673,200
71	肱穴公園管理運営委員会	肱穴公園	横市町	1,057,100
72	庄内地区まちづくり協議会	庄内児童公園(生活環境保全林)	庄内町	1,478,400
79	こすもす会	大根田農村公園 外5箇所	志比田町	781,000
84	NPO法人どんぐり千年の森をつくる会	沖水川市民緑地左岸上流	神之山町地先	871,200
85	都島自治公民館壮年会	都島多目的広場	都島町地先	619,300
88	宮崎ドローンレーシングクラブ	沖水川市民緑地右岸	神之山町地先	662,200
89	都城ラグビー協会	沖水川市民緑地左岸ソフトボール場1 外1箇所	下川東4丁目地先	1,148,400
90	ボーイスカウト都城第1団育成会	沖水川市民緑地左岸ソフトボール場⑥ 外3箇所	上川東4丁目地先	1,610,400
街2	下川内自治公民館	下川内639号 街路植栽帯・法面	美川町地先	1,146,200

15,767,400

令和6年度 随意契約理由書

番号	213
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0986-23-2775 (直通)
契 約 案 件 名	公共事業等に係る不動産鑑定評価等業務
案 件 の 概 要	公共事業等に伴う価格等決定のための不動産鑑定評価、意見価格、価格算定及び残地補償算定の業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市安久町6338番地5 [名 称] 株式会社 旭総合コンサルタント 外4事業者
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市が取得、譲渡、交換及び公売する土地の価格等を決定するため、適正な取引価格の算出を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、公共用地の取得、譲渡、交換及び公売を適切に遂行するために、評価の正確性が重要となる一方、業務の性格上、突発的で緊急を要するものや、業務完了までの期間が制約される事案も想定される。</p> <p>このため、複数の不動産鑑定評価等を依頼する繁忙期では、一事業者のみでの業務履行は困難であり、また、地域に精通していることで相場観や特殊な取引事例など地域の要因を評価に反映でき、緊急を要する場合等にも迅速に対応できる市内の事業者でなければ、本業務を適切かつ確実に履行できない可能性がある。</p> <p>以上のことから、本業務に要する費用のうち、不動産鑑定及び意見価格等については「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）（令和2年3月17日付中央用対第13号）」の中央用地対策連絡協議会通知で一律に決定されている価格を契約単価として採用し、価格算定及び残地補償算定については、あらかじめ複数の事業者から見積書を徴し、そのうち最低の見積額を契約単価として採用した上で、見積参加事業者のうち当該単価による契約締結を希望する全ての者と随意契約する方法を採っている。</p> <p>以上の理由により、契約締結を希望した上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>※契約相手方、契約単価については、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 1,720,000円

別紙（番号 213 号関係）

不動産鑑定評価業務業者

業 者 名	代 表 者	所 在 地
株式会社 旭総合コンサルタント	代表取締役 鬼束宜朗	都城市安久町6338番地5
株式会社 今村鑑定補償	代表取締役 長濱宏昭	都城市前田町15街区10の2号
寺本不動産鑑定事務所	代表者 寺本文俊	都城市若葉町14街区3の1号 立川貸家A号室
株式会社 田園都市鑑定	代表者 傳田和之	都城市高木町4716番地12
西村不動産鑑定事務所	代表者 西村哲治	都城市立野町9号7番地 西村マンションII302

不動産鑑定評価等業務単価

1 不動産鑑定

(1) 基本鑑定報酬額表

(単位：円)

類 型 評 価 額	A 宅地又は建物の 所有権	B 宅地見込地の 所有権	C 農地、林地、 原野、池沼、 墓地、雑種地 の所有権、家 賃	D 宅地の借地 権、底地（貸 地）の所有 権、地役権	E 区分地上権及 び地代	F 自用の建物及 びその敷地の 所有権	G 建物の区分所 有権
5 百万円まで	161,000	208,000	314,000	155,000	208,000	210,000	204,000
10 百万円まで		260,000	368,000	180,000	234,000	236,000	230,000
15 百万円まで	174,000	337,000	446,000	219,000	286,000	275,000	280,000
20 百万円まで	181,000	362,000	458,000	229,000	313,000	277,000	313,000
25 百万円まで	199,000	398,000	494,000	253,000	349,000	301,000	349,000
30 百万円まで	211,000	422,000	518,000	277,000	373,000	325,000	373,000
40 百万円まで	229,000	458,000	554,000	313,000	410,000	362,000	410,000
50 百万円まで	253,000	494,000	590,000	349,000	446,000	398,000	446,000
60 百万円まで	277,000	518,000	614,000	373,000	470,000	422,000	470,000
80 百万円まで	313,000	554,000	651,000	410,000	506,000	458,000	506,000
100 百万円まで	351,000	592,000	689,000	448,000	544,000	496,000	544,000
120 百万円まで	379,000	620,000	717,000	476,000	572,000	524,000	572,000
150 百万円まで	413,000	654,000	751,000	510,000	606,000	558,000	606,000
180 百万円まで	449,000	685,000	781,000	540,000	637,000	588,000	637,000
210 百万円まで	478,000	704,000	800,000	559,000	656,000	607,000	656,000
240 百万円まで	507,000	724,000	820,000	579,000	676,000	627,000	676,000
270 百万円まで	536,000	743,000	839,000	598,000	695,000	646,000	695,000
300 百万円まで	564,000	762,000	858,000	617,000	714,000	665,000	714,000
350 百万円まで	589,000	787,000	880,000	643,000	739,000	691,000	739,000
400 百万円まで	611,000	819,000	904,000	673,000	770,000	722,000	770,000
450 百万円まで	632,000	851,000	928,000	704,000	802,000	753,000	802,000
500 百万円まで	654,000	882,000	952,000	734,000	833,000	784,000	833,000
550 百万円まで	676,000	914,000	977,000	765,000	864,000	815,000	864,000
600 百万円まで	698,000	946,000	1,001,000	795,000	896,000	845,000	896,000
700 百万円まで	721,000	979,000	1,030,000	827,000	928,000	877,000	928,000
800 百万円まで	744,000	1,013,000	1,064,000	860,000	962,000	910,000	962,000
900 百万円まで	768,000	1,047,000	1,099,000	893,000	995,000	944,000	995,000
1,000 百万円まで	791,000	1,081,000	1,133,000	926,000	1,029,000	977,000	1,029,000
1,100 百万円まで	814,000	1,116,000	1,168,000	959,000	1,063,000	1,010,000	1,063,000
1,200 百万円まで	837,000	1,150,000	1,203,000	991,000	1,097,000	1,044,000	1,097,000
1,200 百万円を超 え 2,500 百万円 までのもの	837 千円に 1 億円ごとに 19 千円を加算	1,150 千円に 1 億円ごとに 26 千円を加算	1,203 千円に 1 億円ごとに 22 千円を加算	991 千円に 1 億円ごとに 20 千円を加算	1,097 千円に 1 億円ごとに 21 千円を加算	1,044 千円に 1 億円ごとに 21 千円を加算	1,097 千円に 1 億円ごとに 21 千円を加算
2,500 百万円を超 え 5,000 百万円 までのもの	1,084 千円に 1 億円ごとに 14 千円を加算	1,488 千円に 1 億円ごとに 17 千円を加算	1,489 千円に 1 億円ごとに 17 千円を加算	1,251 千円に 1 億円ごとに 14 千円を加算	1,370 千円に 1 億円ごとに 14 千円を加算	1,317 千円に 1 億円ごとに 14 千円を加算	1,370 千円に 1 億円ごとに 14 千円を加算
5,000 百万円を超 え 10,000 百万円 までのもの	1,434 千円に 1 億円ごとに 8 千円を加算	1,913 千円に 1 億円ごとに 12 千円を加算	1,914 千円に 1 億円ごとに 12 千円を加算	1,601 千円に 1 億円ごとに 8 千円を加算	1,720 千円に 1 億円ごとに 8 千円を加算	1,667 千円に 1 億円ごとに 8 千円を加算	1,720 千円に 1 億円ごとに 8 千円を加算
10,000 百万円を超 え 50,000 百万円 までのもの	1,834 千円に 1 億円ごとに 5 千円を加算	2,513 千円に 1 億円ごとに 7 千円を加算	2,514 千円に 1 億円ごとに 7 千円を加算	2,001 千円に 1 億円ごとに 5 千円を加算	2,120 千円に 1 億円ごとに 5 千円を加算	2,067 千円に 1 億円ごとに 5 千円を加算	2,120 千円に 1 億円ごとに 5 千円を加算
50,000 百万円を超 えるもの	3,834 千円に 1 億円ごとに 4 千円を加算	5,313 千円に 1 億円ごとに 6 千円を加算	5,314 千円に 1 億円ごとに 6 千円を加算	4,001 千円に 1 億円ごとに 4 千円を加算	4,120 千円に 1 億円ごとに 4 千円を加算	4,067 千円に 1 億円ごとに 4 千円を加算	4,120 千円に 1 億円ごとに 4 千円を加算

(注) 評価額は、各類型に係る対象不動産にその所有権を制限する権利が存在しないとした場合における当該不動産の所有権の鑑定評価額。

令和6年度 随意契約理由書

番号	214
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0986-23-2775 (直通)
契 約 案 件 名	一般公共土木積算システムソフトウェア保守業務委託
案 件 の 概 要	一般公共土木積算システムの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町12番33号 [名 称] 株式会社リサーチアンドソリューション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、一般公共土木積算システム（以下「システム」という。）で使用する建設資材等の単価、歩掛等のデータ更新を行うものである。業務内容は、毎月改定される建設資材等の単価や歩掛等をシステム用に変換しインストールする作業等である。</p> <p>本市において現在導入しているシステムは上記事業者が独自に開発したものであるため、同事業者でなければ本業務を確実に履行することが期待できない。</p> <p>また、システムは、行政団体以外への販売及び提供をしているものではないため、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じたときに、システム復旧等の対応に相当の時間を要することが考えられ、業務に支障を来すおそれが高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者を随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,375,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	215
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2752 (直通)
契 約 案 件 名	内場樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市乙房町1506番地13 [名 称] 都城市消防団 庄内分団第24部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水反乱を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託する者である。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 105, 891円

令和6年度 随意契約理由書

番号	216
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2752 (直通)
契 約 案 件 名	下水流排水樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下水流町3116番地7 [名 称] 都城市消防団 志和池分団第21部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 105, 891円

令和6年度 随意契約理由書

番号	217
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	下長飯橋上流水門外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下長飯町769番地1 [名 称] 都城市消防団 姫城・小松原分団第8部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	988,900円

令和6年度 随意契約理由書

番号	218
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	志比田第2排水樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市志比田町4969番地4 [名 称] 都城市消防団 姫城・小松原分団第11部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	824,978円

令和6年度 随意契約理由書

番号	219
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2752 (直通)
契 約 案 件 名	思案橋樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市鷹尾三丁目35街区30号 [名 称] 都城市消防団 五十市・西分団第3部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	784,370円

令和6年度 随意契約理由書

番号	220
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2752 (直通)
契 約 案 件 名	川東第3樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下川東二丁目3317番地2 上村住宅2号棟 [名 称] 都城市消防団 祝吉・小松原分団第14部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	643,042円

令和6年度 随意契約理由書

番号	221
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2752 (直通)
契 約 案 件 名	広瀬樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市金田町3142番地2 [名 称] 都城市消防団 沖水分団第16部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	643,042円

令和6年度 随意契約理由書

番号	222
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2752 (直通)
契 約 案 件 名	川東第1樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町2街区6号 [名 称] 都城市消防団 祝吉・小松原分団第12部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨による河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	582,978円

令和6年度 随意契約理由書

番号	223
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2752 (直通)
契 約 案 件 名	太郎坊第2樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市太郎坊町358番地12 [名 称] 都城市消防団 沖水分団第17部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨に本よる河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	522,913円

令和6年度 随意契約理由書

番号	224
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0986-23-2752 (直通)
契 約 案 件 名	志和池樋管外操作管理業務委託
案 件 の 概 要	大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市野々美谷町3293番地1 [名 称] 都城市消防団 志和池分団第19部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>業務は大雨に伴う河川水位上昇時に、河川に接続する排水路等への逆流による大雨時における河川の内水氾濫を防止するための水門操作及び正常な動作を確保するための点検等を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するには、大雨に本よる河川の水位上昇時に短時間で水門の配置につくことが可能であり、水門の開閉に当たって的確な状況把握及び判断が求められ、危険時には退避行動を安全かつ速やかに行なう必要がある。</p> <p>この点、上記団体の構成員は、当該水門周辺に住居があり速やかに配置につくことが可能であること、昨年度も本市の水門操作を行っていたことより、水門の開閉経験も十分であること及び周辺地理にも精通しており風雨時も安全に行動することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	522,913円

令和6年度 随意契約理由書

番号	225
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 建築対策課 [電 話 番 号] 0986-23-2584 (直通)
契 約 案 件 名	建築行政共用データベースシステム利用契約
案 件 の 概 要	建築確認審査やアスベスト対策推進事務等の業務に当たり、建築行政の充実を図るため、建築士及び建築士事務所の情報並びに特定行政庁における建築確認台帳等の情報を総合的に管理提供できるデータベースを利用するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地 [名 称] 一般財団法人建築行政情報センター
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 建築行政共用データベースシステムは、建築士、建築士事務所の登録及び特定行政庁における建築確認台帳等の情報を総合的に管理提供できるシステムであり、唯一上記法人のみが提供している。 以上の理由により、建築士法関係機関、特定行政庁、指定確認検査機関等を対象に提供している唯一の法人である上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,808,125円

令和6年度 随意契約理由書

番号	226
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3105 (直通)
契 約 案 件 名	一万城団地及び蓑原団地エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	市営一万城団地及び市営蓑原団地に設置されているエレベータのメンテナンス、定期点検及び年1回の年次検査等の委託をするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、市営一万城団地及び市営蓑原団地に設置されているエレベータの遠隔監視・点検（常時）、年4回の定期点検・定期整備、年1回の年次検査及び年1回の法定定期検査の委託を行うもので、点検・調整から修理部品の交換までのエレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含む業務である。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の契約不適合によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、設置されているエレベータの製造元であり、保守管理まで行っている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	4,263,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	227
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3105 (直通)
契 約 案 件 名	住宅管理システム機器保守業務委託
案 件 の 概 要	都城市住宅管理システムのカスタマイズ、不具合等が生じた際の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市錦町1番10号 [名 称] 富士通Japan株式会社 九州南部公共ビジネス部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市住宅管理システムは、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,742,530円

別紙（番号228号関係）

都城市営住宅畳交換修繕単価表

畳単価表				
修繕の種類	規格	単価（円）	備考	
畳表替え	1 畳	4,400	畳表は動引通し2等品又は同等品	
	半畳	3,300		
中古床取替	1 畳	6,400		
	半畳	4,600		
新調	1 畳	9,300		敷込み、入替え、薬品代及び処分料を含む。
	半畳	6,600		
新調(化学床)	1 畳	11,300		
	半畳	7,400		
新調(ワラ畳)	1 畳	10,300		
	半畳	7,400		
※消費税及び地方消費税相当額は、上記金額に含まない。				

令和6年度 随意契約理由書

番号	229
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市営住宅表具交換修繕
案 件 の 概 要	都城市営住宅の入居が決定した住宅における表具の交換及び修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市南横市町7888-2 [名 称] 都城市表具組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市営住宅の年3回（2月、6月、10月）の定期募集及び随時募集による住宅入居希望者と契約した後に、表具の交換及び修繕を行うものである。</p> <p>本業務は、契約締結から1週間以内に実施する必要があるが、都城市全域にある市営住宅の各戸を、一事業者で迅速に対応するのは困難な状況である。また、災害被災者・DV被害者等の緊急入居時には、さらに迅速な対応が求められる。このため、本業務を実施する度に入札等を実施することは困難である。この点、上記組合は、組合員が都城市全域の各地域にいることや、過去の実績からも組合内の連携体制が整っており、本業務への対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。</p> <p>※契約単価は、別紙のとおり</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	執行見込総額 1, 8 3 7, 1 1 0 円

都城市営住宅表具交換修繕単価表

表具単価表			
修繕の種類	規格	単価（円）	備考
ふすま張替え	両面	3,500	新鳥の子紙
ふすま張替え(板戸張り)	片面	2,750	新鳥の子紙
ふすま張替え	天袋（大）	2,000	新鳥の子紙
ふすま張替え	天袋（小）	1,600	新鳥の子紙
ふすま張替え	幅広	5,950	新鳥の子紙
ふすま張替え	両面（丈長）	4,100	新鳥の子紙（無地）
ふすま張替え(板戸張り)	片面（丈長）	3,600	新鳥の子紙（無地）
ふすま張替え	1尺×6尺	2,700	新鳥の子紙
ふすま新調	両面	11,950	新鳥の子紙
ふすま新調	両面（丈長）	12,500	新鳥の子紙
ふすま新調	天袋（大）	6,750	新鳥の子紙
縁交換	1本	1,500	
障子張替え	3尺×6尺	2,400	
ふすま・障子の骨の補修	一式・1枚分	2,500	
※消費税及び地方消費税相当額は、上記金額に含まない。			

※ふすま張替え(1尺×6尺)発注の際、規格外のものがあった場合は、ふすま張替え(両面)の単価を使用すること。

令和6年度 随意契約理由書

番号	230
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	市営住宅修繕調査等業務委託
案 件 の 概 要	閉庁時間における市営住宅の給水・排水施設の不具合調査、修繕手配、電気設備不具合調査、漏水に係る調査及びその他の施設に係る緊急調査業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市下川東三丁目3238番地2 [名 称] 都城管工事協同組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市営住宅の夜間・休日の緊急的な修繕については、そのほとんどが、給水若しくは排水の漏水又は詰まり解消であり、早急に対応しなければ時間の経過とともに被害は増大する。特に、二階建て以上の施設での漏水等の発生では、当該入居者はもちろん、直下階まで影響を与えることになり、複数の入居者の財産まで侵害することにつながる。</p> <p>このため、本業務の履行に当たっては、緊急時の連絡を受けた場合、現地へ急行し、的確な原因調査の上、修繕の対応を迅速かつ確実に行うことなど、被害を最小限度にとどめる体制が求められる。</p> <p>この点、上記組合は、市内の水道工事事業者の組合員による管の専門業者で構成されている組織であるため、当該体制を取ることが可能である。また、水道局において、漏水調査及び給配水管等修繕の業務の実績もあり、夜間・休日の修繕の業務についても、24時間緊急対応体制が整っている。</p> <p>以上の理由により、本業務を適切かつ確実に履行できる唯一の事業者である上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	675,400円

令和6年度 随意契約理由書

番号	231
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 技術検査室 [電 話 番 号] 0986-23-2183 (直通)
契 約 案 件 名	電子納品検査システム等保守業務委託
案 件 の 概 要	電子納品検査システム及びCADシステムのバージョンアップや不具合が生じた際の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町12番33号 [名 称] 株式会社リサーチアンドソリューション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>電子納品検査システム及びCADシステム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,673,320円

令和6年度 随意契約理由書

番号	232
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	大王小外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立大王小学校を含む8小学校に設置してあるエレベータの定期点検、関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立大王小学校を含む8小学校に設置してあるエレベータの定期点検、関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者の本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,436,400円

令和6年度 随意契約理由書

番号	233
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	小松原中外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	小松原中学校を含む6中学校に設置してあるエレベータの定期点検、保守、調整、関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者の本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,339,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	234
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)																						
契 約 案 件 名	学校用電子複写機保守管理及び消耗品等供給業務																						
案 件 の 概 要	学校事務用電子複写機の保守及び消耗品等供給を行うもの																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町16-3 [名 称] 植松商事株式会社 都城営業所																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、次に掲げる学校で現在使用している学校事務用電子複写機の保守及び消耗品等供給を行うパフォーマンスチャージ契約であり、当該複写機のメーカーと代理店契約している上記事業者でなければ、確実な保守サービス供給等を受けられない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>○該当校・明道小学校・今町小学校・丸野小学校・吉之元小学校・夏尾小学校・梅北小学校・明和小学校・有水小学校</p>																						
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,695,806円</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">単価契約</td> <td></td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">MX-M266FP</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">1コピーにつき (税抜)</td> <td style="text-align: center;">2.5円</td> <td style="text-align: center;">616,657枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,541,642</td> </tr> </table>			執行見込総額		1,695,806円		単価契約		単価	予定数量	MX-M266FP	1コピーにつき (税抜)	2.5円	616,657枚				合計				1,541,642
執行見込総額		1,695,806円																					
単価契約		単価	予定数量																				
MX-M266FP	1コピーにつき (税抜)	2.5円	616,657枚																				
			合計																				
			1,541,642																				

令和6年度 随意契約理由書

番号	235
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	梅北小外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立梅北小学校を含む4小学校に設置してあるエレベータの点検及び手入れ保全、異常監視、消耗部品の供給、品質検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 [名 称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立梅北小学校を含む4小学校に設置してあるエレベータの点検及び手入れ保全、異常監視、消耗部品の供給、品質検査等の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,584,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	236
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	明道小外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立明道小学校を含む3小学校に設置してあるエレベータの遠隔監視、定期点検、定期整備、年次検査及び法定定期検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,584,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	237
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	高崎中外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立高崎中学校を含む3中学校に設置してあるエレベータの遠隔点検・点検・手入れ保全、異常監視・直接通話サービス、消耗部品の供給等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 [名 称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立高崎中学校を含む3中学校に設置してあるエレベータの遠隔点検・点検・手入れ保全、異常監視・直接通話サービス、消耗部品の供給等の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,491,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	238
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	丸野小外エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立丸野小学校を含む2校に設置してあるエレベータの定期点検、修理対応、及び関係法令の規定に準ずる年次検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島市天保山町15-25 [名 称] クマリフト株式会社 鹿児島営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	759,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	239
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	志和池中エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立志和池中学校に設置してあるエレベータの定期点検、遠隔監視、故障対応等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目2番13号 [名 称] 日本オーチス・エレベータ株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立志和池中学校に設置してあるエレベータの定期点検、遠隔監視、故障対応等の業務（以下「保守管理等」という。）を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータのメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	673,200円

令和6年度 随意契約理由書

番号	240
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	祝吉中エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立祝吉中学校に設置してあるエレベータの定期点検、異常監視、直接通話サービス等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区綱場町4-1 [名 称] フジテック株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立祝吉中学校に設置してあるエレベータの定期点検、異常監視、直接通話サービス等（以下「保守管理等」という。）の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータのメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	554,400円

令和6年度 随意契約理由書

番号	241
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	西中エレベータ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市立西中学校に設置してあるエレベータの遠隔監視、定期点検、定期整備、年次検査、法定定期検査等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立西中学校に設置してあるエレベータの遠隔監視、定期点検、定期整備、年次検査、法定定期検査等（以下「保守管理等」という。）の業務を委託するものである。</p> <p>エレベータの仕様及び構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で行っている。</p> <p>このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化のため、設置されているエレベータのメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	528,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	242
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員課 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-36-8721 (直通)
契 約 案 件 名	A I ドリル使用許諾契約
案 件 の 概 要	市立小・中学校に在籍する小学3年生以上の児童生徒が学習するためのA I ドリル (5教科) を導入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都文京区小石川2丁目3番23 春日尚学ビル3階 [名 称] 株式会社COMPASS
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>A I ドリルは、個々の学習進捗や解答の正誤情報などを蓄積・分析することで、一人一人の理解度や弱点を発見し、それぞれの弱点を克服するために次に学習すべき内容をA I が自動抽出するという機能を有する教材である。</p> <p>教育委員会では、令和2年度から教育研究所の研究者によるA I ドリルの効果研究を行っており、数ヶ月間、実際に上記事業者を含む3者のA I ドリルを市内の小中学校の20校で使用した。</p> <p>A I ドリルの選定については、教育委員会職員及び小・中学校教員(教育研究所所員)により構成されるA I ドリル準備委員会を令和5年2月4日に開催し、A I ドリルを使用した児童生徒や教員の意見も参考にしながら、詳細項目による審査を行った。</p> <p>上記事業者の開発した「Qubena (キュビナ)」は、A I により個々の理解度に応じた最適な問題が即時に出題されるため、個別最適化された学習が可能である。また、「Qubena (キュビナ)」は、学力向上のエビデンスが立証されており、公立・私立小中学校約1,800校以上の自治体での導入実績がある。</p> <p>以上の経緯から、「Qubena (キュビナ)」がもっとも高い評価を獲得したため、上記事業者と引き続き随意契約し、同システムを導入するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	64,900,440円

令和6年度 随意契約理由書

番号	243
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員課 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 3 7 2 1 (直通)
契 約 案 件 名	小・中学校ネットワーク保守管理業務委託
案 件 の 概 要	小・中学校ネットワーク保守管理業務を委託し小中学校内のネットワークの保守、ネットワークに接続する端末等機器や情報システムの管理運用を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市内小中学校の校内ネットワークの保守、ネットワークに接続する端末等機器や情報システムの管理運用を委託するものである。</p> <p>現在、整備されている校内ネットワーク及び情報システムは、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ、職員やICT支援員からの問合せ等への迅速かつ的確な対応や、ソフトウェア設定やサーバ管理等、本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、児童生徒の学習や学校事務に支障をきたすおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	30,472,200円

令和6年度 随意契約理由書

番号	244
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員課 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-36-8721 (直通)
契 約 案 件 名	小・中学校 I C T 支援員業務委託
案 件 の 概 要	小・中学校 I C T 支援員業務を委託し小中学校における I C T を活用した学習指導の支援を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、I C T そのもの、I C T の活用に加え、学校教育や教員の業務に関する広範かつ高度な専門的知識及び技術が必要であるため、令和4年度に指名型プロポーザルで業者を選定して上記事業者と随意契約した。</p> <p>本業務は、契約の相手方が当該役務の提供に係る業務に習熟するため一定の期間を要する内容で、当該業務に習熟していなければ適切な行政運営に支障が生じ、又は市民等に不利益を与えるおそれがある。</p> <p>また、契約の相手方が調達する当該役務の提供に必要な機材、設備等の初期投資が必要となる業務であり、昨年度の実施状況に問題等が無く、隙間なく安定的に業務を継続する必要があることから、引き続き上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	17,252,400円

令和6年度 随意契約理由書

番号	245
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-23-2186 (直通)																		
契 約 案 件 名	教職員定期健康診断業務																		
案 件 の 概 要	学校保健安全法及び労働安全衛生規則第44条に基づき実施する、都城市の設置する小・中学校にて勤務する常勤教職員及び常勤講師を対象とした、定期健康診断の実施業務																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の実施に当たっては、一定期間内において多数の検診実施を可能とする受入体制を有し、かつ、各小・中学校と検診日程の調整が必要である。</p> <p>このことから、本市内において、上記の要件を満たし、本業務を適切かつ確実に実施できる機関は、都城健康サービスセンターに限られている。</p> <p>以上の理由により、都城健康サービスセンターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">11,457,600円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>教職員の健康診断料</td> <td style="text-align: center;">9240円</td> <td style="text-align: center;">930人</td> <td style="text-align: right;">8,593,200</td> </tr> <tr> <td>胃検診</td> <td style="text-align: center;">4620円</td> <td style="text-align: center;">620人</td> <td style="text-align: right;">2,864,400</td> </tr> </table>			執行見込総額	11,457,600円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	教職員の健康診断料	9240円	930人	8,593,200	胃検診	4620円	620人	2,864,400
執行見込総額	11,457,600円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
教職員の健康診断料	9240円	930人	8,593,200																
胃検診	4620円	620人	2,864,400																

令和6年度 随意契約理由書

番号	246
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)																
契 約 案 件 名	児童生徒等検査業務																
案 件 の 概 要	学校保健安全法第13条に基づき、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校に在籍する園児から生徒までのうち、該当学年を対象とした検査業務を行うもの																
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市霧島1丁目1番地2 [名 称] 公益財団法人宮崎県健康づくり協会																
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、学校保健安全法第13条に基づき実施する定期健康診断のうち、尿検査及び貧血検査を行うものである。</p> <p>各検査の対象者については、尿検査は幼稚園児及び小・中学校の全児童生徒、貧血検査は小学校の6学年、中学1学年から2学年まで及び前年度未受診者である。</p> <p>本業務の実施に当たっては、全ての検診を同一条件で実施できること、検査結果を判定できる体制及び多数の受診人数に対し対応可能である体制がとれること、並びに、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校と検査実施日の日程調整ができることが必要である。</p> <p>以上の条件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる事業者は、本市内及び県内において、上記法人に限られるため、同法人と随意契約するものである。</p>																
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">9, 6 6 9, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: right;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 30%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尿検査</td> <td style="text-align: right;">352 円</td> <td style="text-align: right;">14250 人</td> <td style="text-align: right;">5, 016, 000</td> </tr> <tr> <td>貧血検査</td> <td style="text-align: right;">990 円</td> <td style="text-align: right;">4700 人</td> <td style="text-align: right;">4, 653, 000</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	9, 6 6 9, 0 0 0 円	複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 30%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尿検査</td> <td style="text-align: right;">352 円</td> <td style="text-align: right;">14250 人</td> <td style="text-align: right;">5, 016, 000</td> </tr> <tr> <td>貧血検査</td> <td style="text-align: right;">990 円</td> <td style="text-align: right;">4700 人</td> <td style="text-align: right;">4, 653, 000</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	尿検査	352 円	14250 人	5, 016, 000	貧血検査	990 円	4700 人	4, 653, 000
執行見込総額	9, 6 6 9, 0 0 0 円																
複数単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">単価</th> <th style="width: 20%;">予定数量</th> <th style="width: 30%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尿検査</td> <td style="text-align: right;">352 円</td> <td style="text-align: right;">14250 人</td> <td style="text-align: right;">5, 016, 000</td> </tr> <tr> <td>貧血検査</td> <td style="text-align: right;">990 円</td> <td style="text-align: right;">4700 人</td> <td style="text-align: right;">4, 653, 000</td> </tr> </tbody> </table>		単価	予定数量	合計	尿検査	352 円	14250 人	5, 016, 000	貧血検査	990 円	4700 人	4, 653, 000				
	単価	予定数量	合計														
尿検査	352 円	14250 人	5, 016, 000														
貧血検査	990 円	4700 人	4, 653, 000														

令和6年度 随意契約理由書

番号	247
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-23-2186 (直通)												
契 約 案 件 名	心臓検診業務												
案 件 の 概 要	学校保健安全法第13条に基づく、心臓検診の実施業務												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>この検診は、学校保健安全法第13条に基づく検診であり、小学校の1学年及び前年度未受診者並びに中学校の1学年及び前年度未受診者が対象となる。</p> <p>本業務の履行に当たっては、同一条件での検査を行うこと、学校の保健計画に応じた日程調整ができること、及び学校を訪問して検診を実施する体制を有することが必要である。</p> <p>この点、本市内において以上の要件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる機関は、都城健康サービスセンターに限られている。</p> <p>以上の理由により、上記センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和6年4月1日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">8,866,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; padding: 2px;">単価契約</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">単価</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">予定数量</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">心臓検診</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2860円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3100人</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">8,866,000</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	執行見込総額	8,866,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; padding: 2px;">単価契約</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">単価</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">予定数量</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">心臓検診</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2860円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3100人</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">8,866,000</td> </tr> </tbody> </table>	単価契約	単価	予定数量	合計	心臓検診	2860円	3100人	8,866,000	
執行見込総額	8,866,000円												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; padding: 2px;">単価契約</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">単価</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">予定数量</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">心臓検診</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2860円</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3100人</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">8,866,000</td> </tr> </tbody> </table>	単価契約	単価	予定数量	合計	心臓検診	2860円	3100人	8,866,000					
単価契約	単価	予定数量	合計										
心臓検診	2860円	3100人	8,866,000										

令和6年度 随意契約理由書

番号	248
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員課 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-36-8721 (直通)
契 約 案 件 名	小・中学校Wi-Fiルーター賃貸借
案 件 の 概 要	家庭にWi-Fi環境のない市立小・中学校の児童生徒が家庭学習に使用するためのモバイルルーターを導入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区海岸一丁目7番1号 [名 称] ソフトバンク株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市は児童生徒の学力定着化を目的として、市立小・中学校に1人1台の家庭学習用端末を導入している。コロナ禍における長期休業時の学習保障等に端末持ち帰りが有効であることが実証されており、本市でも実施することとなった。</p> <p>端末持ち帰りによる家庭学習を実施するには、家庭のWi-Fi環境が必須であるため、Wi-Fi環境のない家庭の児童生徒用に貸し出すためのモバイルルーターを導入するものである。</p> <p>モバイルルーターについては、導入が容易で本体はレンタルであること、想定通信容量を超えた場合でも通信制限がかからないこと、故障時の代替機提供依頼を含む利用者からの問合せに対応可能であることが求められる。</p> <p>上記事業者のモバイルルーターは、導入時の初期設定等の支援があり、万一、想定通信容量を超えた場合でも通信制限が掛からず、追加料金プランにも対応可能である。また、上記事業者は大手通信キャリアでもあり、機器のレンタルと通信費が一体であるため、サポート窓口が一本化されており、家庭での使用に特化したサービス内容とサポート体制が確立されている。</p> <p>このように、要件をすべて満たすモバイルルーターを提供できるのは上記事業者に限られる。加えて、現状においては機器交換が必要ではなく、引き続き現在の業者と契約することで機器の継続利用により機器の交換に伴う作業が不要となるので利用者等の負担を軽減することができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	7,656,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	249
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)																																																														
契 約 案 件 名	学校環境衛生検査業務																																																														
案 件 の 概 要	学校保健安全法第6条第2項に基づき、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校の学校環境衛生に関する検査を行うもの																																																														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市祝吉町1丁目2番地17 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡薬剤師会																																																														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、学校保健安全法第6条第2項において、都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校を対象として実施する法定検査である。</p> <p>当該検査の職務執行に当たっては、学校保健安全法施行規則第24条第1項第2号において、学校薬剤師が従事することと規定されている。</p> <p>以上の理由により、市内の学校薬剤師が所属している上記法人と随意契約するものである。</p>																																																														
契 約 締 結 日	令和6年4月1日																																																														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">4, 0 4 7, 7 4 7 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>飲料水検査</td> <td style="text-align: right;">7304 円</td> <td style="text-align: right;">64 回</td> <td style="text-align: right;">467, 456</td> </tr> <tr> <td>プール水検査</td> <td style="text-align: right;">4367 円</td> <td style="text-align: right;">78 回</td> <td style="text-align: right;">340, 626</td> </tr> <tr> <td>プール水検査 (総トリハロメタン)</td> <td style="text-align: right;">19800 円</td> <td style="text-align: right;">58 回</td> <td style="text-align: right;">1, 148, 400</td> </tr> <tr> <td>プール原水飲料水検査</td> <td style="text-align: right;">7304 円</td> <td style="text-align: right;">10 回</td> <td style="text-align: right;">73, 040</td> </tr> <tr> <td>循環ろ過装置出口濁度検査</td> <td style="text-align: right;">1529 円</td> <td style="text-align: right;">23 回</td> <td style="text-align: right;">35, 167</td> </tr> <tr> <td>教室等の空気検査 (二酸化炭素)</td> <td style="text-align: right;">770 円</td> <td style="text-align: right;">116 回</td> <td style="text-align: right;">89, 320</td> </tr> <tr> <td>教室等の空気検査 (一酸化炭素)</td> <td style="text-align: right;">770 円</td> <td style="text-align: right;">6 回</td> <td style="text-align: right;">4, 620</td> </tr> <tr> <td>教室等の空気検査 (ホルムアルデヒド)</td> <td style="text-align: right;">9108 円</td> <td style="text-align: right;">58 回</td> <td style="text-align: right;">528, 264</td> </tr> <tr> <td>教室等の空気検査 (揮発性有機化合物)</td> <td style="text-align: right;">9108 円</td> <td style="text-align: right;">58 回</td> <td style="text-align: right;">528, 264</td> </tr> <tr> <td>カーペットや保健室の寝具等のアレルギー検査 (ダニアレルゲン)</td> <td style="text-align: right;">1771 円</td> <td style="text-align: right;">290 回</td> <td style="text-align: right;">513, 590</td> </tr> <tr> <td>照度</td> <td style="text-align: right;">1650 円</td> <td style="text-align: right;">116 回</td> <td style="text-align: right;">191, 400</td> </tr> <tr> <td>浮遊粉じん検査</td> <td style="text-align: right;">550 円</td> <td style="text-align: right;">116 回</td> <td style="text-align: right;">63, 800</td> </tr> <tr> <td>気流検査</td> <td style="text-align: right;">550 円</td> <td style="text-align: right;">116 回</td> <td style="text-align: right;">63, 800</td> </tr> </table>			執行見込総額	4, 0 4 7, 7 4 7 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	飲料水検査	7304 円	64 回	467, 456	プール水検査	4367 円	78 回	340, 626	プール水検査 (総トリハロメタン)	19800 円	58 回	1, 148, 400	プール原水飲料水検査	7304 円	10 回	73, 040	循環ろ過装置出口濁度検査	1529 円	23 回	35, 167	教室等の空気検査 (二酸化炭素)	770 円	116 回	89, 320	教室等の空気検査 (一酸化炭素)	770 円	6 回	4, 620	教室等の空気検査 (ホルムアルデヒド)	9108 円	58 回	528, 264	教室等の空気検査 (揮発性有機化合物)	9108 円	58 回	528, 264	カーペットや保健室の寝具等のアレルギー検査 (ダニアレルゲン)	1771 円	290 回	513, 590	照度	1650 円	116 回	191, 400	浮遊粉じん検査	550 円	116 回	63, 800	気流検査	550 円	116 回	63, 800
執行見込総額	4, 0 4 7, 7 4 7 円																																																														
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																																												
飲料水検査	7304 円	64 回	467, 456																																																												
プール水検査	4367 円	78 回	340, 626																																																												
プール水検査 (総トリハロメタン)	19800 円	58 回	1, 148, 400																																																												
プール原水飲料水検査	7304 円	10 回	73, 040																																																												
循環ろ過装置出口濁度検査	1529 円	23 回	35, 167																																																												
教室等の空気検査 (二酸化炭素)	770 円	116 回	89, 320																																																												
教室等の空気検査 (一酸化炭素)	770 円	6 回	4, 620																																																												
教室等の空気検査 (ホルムアルデヒド)	9108 円	58 回	528, 264																																																												
教室等の空気検査 (揮発性有機化合物)	9108 円	58 回	528, 264																																																												
カーペットや保健室の寝具等のアレルギー検査 (ダニアレルゲン)	1771 円	290 回	513, 590																																																												
照度	1650 円	116 回	191, 400																																																												
浮遊粉じん検査	550 円	116 回	63, 800																																																												
気流検査	550 円	116 回	63, 800																																																												

令和6年度 随意契約理由書

番号	250
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員課 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 8 7 2 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市校務支援システムネットワーク保守業務委託
案 件 の 概 要	市内の各小中学校が利用している校務支援ネットワーク回線の保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市内の各小中学校が利用している校務支援ネットワーク回線の保守を委託するものである。</p> <p>現在、整備されている校務支援ネットワーク回線は、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、学校事務に支障をきたすおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3, 2 0 8, 6 5 6 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	251
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-23-2186 (直通)												
契 約 案 件 名	腎臓精密検査業務												
案 件 の 概 要	学校保健安全法第13条に基づき、都城市内の小中学生を対象とした腎臓精密検査を実施し、検査結果が陽性の児童生徒については、その後定期的に追跡検診を行う業務を委託するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、小学1年生から中学3年生までを対象としてこれまでに実施された尿検査(1次検査と2次検査)の結果から、精密検査対象者を抽出して腎臓の精密検査を実施し、検査結果が陽性と判定された児童生徒については、その後も毎年度定期的に追跡検診を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、精密検査を行う専門の施設、追跡検査を可能とする管理体制及び専門的な知識に基づく判定機関を有することが必要であるが、市内においてこの要件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる機関は、都城健康サービスセンターに限られる。</p> <p>以上の理由により、上記サービスセンターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和6年4月1日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">1,540,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black;">単価</td> <td style="border-top: 1px solid black;">予定数量</td> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> </tr> <tr> <td>腎臓精密検査</td> <td>15400円</td> <td>100人</td> <td style="text-align: right;">1,540,000</td> </tr> </table>	執行見込総額	1,540,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	腎臓精密検査	15400円	100人	1,540,000
執行見込総額	1,540,000円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
腎臓精密検査	15400円	100人	1,540,000										

令和6年度 随意契約理由書

番号	252
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員課 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-36-8721 (直通)
契 約 案 件 名	小・中学校ネットワーク保守管理導入業務委託
案 件 の 概 要	小・中学校ネットワーク保守管理業務の実施に当たり機器の設定変更や管理用ネットワーク導入等の作業を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、小・中学校ネットワーク保守管理業務委託の実施に必要な機器の設定変更や、管理用ネットワーク導入等の作業を行うものである。</p> <p>小・中学校ネットワーク保守管理業務委託を実施する上記事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,531,750円

令和6年度 随意契約理由書

番号	253
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-23-9544 (直通)
契 約 案 件 名	全国市長会学校災害賠償補償保険
案 件 の 概 要	本市の設置する幼稚園及び小・中学校における施設の瑕疵並びに学校業務等に起因する事故について、市に法律上賠償責任が生じることによつて被る損害に対し保険金支払を行う保険へ加入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区平河町二丁目4番2号 [名 称] 全国市長会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 幼稚園及び小・中学校における施設の瑕疵又は学校業務等の遂行上の過失に起因する事故について、賠償に伴う損害に対して総合的に補償する保険は、本保険以外になく競争の対象が存在しないため、本保険を取り扱っている上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1, 474, 214円

令和6年度 随意契約理由書

番号	254
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-23-2186 (直通)
契 約 案 件 名	学校における産業医業務委託
案 件 の 概 要	労働安全衛生法に基づく、職員の健康管理を目的とした産業医としての労働衛生管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>職員の健康管理を行う産業医の選定に当たり、市にはどの医師が産業医の業務を実施できるのかという情報が少なく、適切な医師の選定が非常に困難である。</p> <p>このため、本業務の委託に当たっては、市内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人に適切な医師の選定まで含めて委託する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	990,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	255
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)														
契 約 案 件 名	教職員の医師面接指導業務委託														
案 件 の 概 要	労働安全衛生法に基づく、職員の健康管理を目的とした産業医としての労働衛生管理業務を委託するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>職員の健康管理を行う産業医の選定に当たり、市にはどの医師が産業医の業務を実施できるのかという情報が少なく、適切な医師の選定が非常に困難である。</p> <p>このため、本業務の委託に当たっては、市内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人に適切な医師の選定まで含めて委託する必要がある。</p> <p>以上の理由により、同法人と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和6年4月1日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">550,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">単価</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">予定数量</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>面談費</td> <td style="text-align: center;">5500円</td> <td style="text-align: center;">100人</td> <td style="text-align: center;">550,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	550,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	面談費	5500円	100人	550,000
執行見込総額	550,000円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
面談費	5500円	100人	550,000												

令和6年度 随意契約理由書

番号	256
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0986-23-2186 (直通)
契 約 案 件 名	歯科健康診断用歯鏡洗浄業務
案 件 の 概 要	都城市の設置する幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）の児童生徒を対象に行われる定期健康診断(4月から6月まで)と就学時健康診断(10月から11月まで)にて実施される歯科検診用歯鏡の洗浄業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市八幡町11街区3号 [名 称] 一般社団法人都城市歯科医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、定期健康診断及び就学時健康診断の期間内に、対象学校等へ歯科検診用歯鏡の貸出及び学校教育課への配達並びに使用済み歯科検診用歯鏡の回収ができることが必要である。 これらの点について、本市内及び県内において以上の要件を満たし、業務を適切かつ確実に履行できる者は上記法人に限られるため、同法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	548,900円

令和6年度 随意契約理由書

番号	257
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 5 (直通)
契 約 案 件 名	A E D (自動体外式除細動器) 賃貸借
案 件 の 概 要	各地区公民館に設置するA E D (自動体外式除細動器) を賃貸借するもの (令和6年4月1日から令和10年8月31日までの長期継続契約)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市平江町43号6番地1 [名 称] 株式会社 宮崎ヒューマン・サービス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記案件について、市が求める仕様を満たせる事業者2者を指名し、令和6年3月22日に競争入札を行ったが、うち1者が辞退したため不調となった。 現状から対応可能な事業者の確保が困難であることに加え、新年度からの本業務に必要な履行期間の確保を考慮すると、改めて競争入札及び見積合せに付する時間がない。 以上の理由により、入札参加業者のうち応札の意思を示した上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2, 3 5 9, 9 8 4 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	258
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0986-23-9545 (直通)
契 約 案 件 名	地区公民館デマンド監視業務委託
案 件 の 概 要	地区公民館（祝吉地区公民館・五十市地区公民館・沖水地区公民館・志和池地区公民館・庄内地区公民館・中郷地区公民館）において、最大需要電力（契約電力）を引き下げる目的で、デマンド監視業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町4936番地 [名 称] 一般財団法人 九州電気保安協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、祝吉地区公民館を含む6地区公民館における最大需要電力（契約電力）を引き下げる目的で、当該6地区公民館のデマンド監視業務を委託するものである。</p> <p>本業務を履行するに当たっては、デマンド監視装置（警報装置など付属装置を含む。）の物品貸与が可能で、監視・情報収集・分析までの作業を一貫して行える事業者でなければならない。</p> <p>この点、市内において以上の要件を満たし、本業務を適切かつ確実に履行できる事業者は、上記事業者のみであるため、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	673,200円

令和6年度 随意契約理由書

番号	259
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0986-23-9547 (直通)
契 約 案 件 名	菅ヶ迫遺跡・菅ヶ迫第2遺跡発掘調査に係る測量機器賃貸借
案 件 の 概 要	菅ヶ迫遺跡・菅ヶ迫第2遺跡の発掘調査で使用する測量機器の賃貸借
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市新栄町11番地1 [名 称] 株式会社久永宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市では、令和6年4月から着手予定の菅ヶ迫遺跡・菅ヶ迫第2遺跡発掘調査において、トータルステーション及びコンピュータ機器を使用した遺物取上、遺構測量を予定している。</p> <p>当該測量においては、現場で収集したデータの保存及び編集をホストコンピュータ上で行うため、文化財課で既に導入している遺跡調査システムに対応したものが求められる。</p> <p>現在導入しているシステムの賃貸人は上記事業者である。</p> <p>仮に、現在導入しているシステムの賃貸人以外の事業者から新たなシステムを賃貸借した場合、現行システムと互換不能となり、発掘調査の進行を著しく遅滞させる恐れが生じる。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	7,964,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	260
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (山之口学校給食センター) [電 話 番 号] 0986-57-2242 (直通)
契 約 案 件 名	都城市山之口学校給食センターモニタリング業務委託
案 件 の 概 要	山之口学校給食センター敷地内で漏油の影響について実施した詳細調査ボーリングの結果を基にモニタリングを行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町6街区7号 [名 称] 株式会社 都城技建コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、山之口学校給食センター敷地内で漏油の影響について実施した詳細調査ボーリングにおいて、影響範囲及び浸透深度を確認できたため、この結果を基にモニタリングを行い、敷地内の土壌浄化を行うものである。</p> <p>上記事業者は、山之口学校給食センター地質調査ボーリング業務委託及び詳細地質調査ボーリング業務委託並びに井戸設置及びモニタリング業務を受注していることから、現場の状況を熟知している。また、地質調査ボーリング時の土壌分析等に関するデータを持っていることから、本業務を受注した場合、これら既存データ等を含めて総合的な業務対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	11,209,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	261
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0986-23-2617 (直通)
契 約 案 件 名	給食費システム保守業務委託
案 件 の 概 要	AcrocityPLUS給食費システムの保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>AcrocityPLUS給食費システムは、学校給食費の公会計化に伴い、その管理を目的として令和3年度に導入したものである。同システムは上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、導入事業者と保守事業者が混在することとなり、障害発生時の速やかな対応が難しく、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,963,500円

令和6年度 随意契約理由書

番号	262
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [電 話 番 号] 0986-23-2617 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センターボイラ保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城学校給食センターに設置されているボイラの保守点検に関する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市若葉町54-1 [名 称] 三浦工業株式会社 都城支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城学校給食センターに設置されているボイラについて、年1回の総合点検、月1回の定期点検等の保守点検に関する業務を委託するものである。</p> <p>当該ボイラは上記事業者が製造したものであり、オンライン監視等を含む保守点検業務を行うことができるのは同事業者のみである。</p> <p>また、今回契約する保守契約は上記事業者独自のもので、破損等によりボイラ缶体を交換する必要がある場合、無償で交換できる保証が含まれている。</p> <p>他の事業者には同様の保証の適用がなく、重大な故障が発生した際の修繕に要する費用が高額となるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,475,100円

令和6年度 随意契約理由書

番号	263
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0986-25-1447 (直通)
契 約 案 件 名	美術館エレベーター保守点検業務委託
案 件 の 概 要	美術館に設置されているエレベーターの毎月1回の保守点検及び調整、関係法令の規定に準ずる年次検査等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、点検・調整から修理部品の交換までエレベーターの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含む契約である。</p> <p>エレベーターの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等についても、各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。</p> <p>このため、仮に、他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化の点から、美術館に設置されているエレベーターの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	924,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	264
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0986-25-1447 (直通)
契 約 案 件 名	美術館空調設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	美術館に設置されている空調設備に係る通年の保守、年2回の点検及び調整、関係法令の規定に準ずる年次検査等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区堅粕3丁目14番7号 [名 称] 日本空調サービス株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、美術館に収蔵してある美術作品を、適正に保存するための空調設備の保守点検業務である。</p> <p>美術作品の保存環境において、空調は、作品の寿命を大きく左右するものであり、空調設備の制御・精度については、東京文化財研究所の指導に基づき、湿度優先で行い、展示室：温度$22 \pm 3^{\circ}\text{C}$、湿度55%収蔵庫：$22 \pm 2^{\circ}\text{C}$、湿度55%になるよう制御している。</p> <p>美術館・博物館の作品保存に関する空調設備の保守点検の技術を有する事業者は、九州管内では上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	682,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	265
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津邸空調設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城島津邸に設置されている空調設備の通年保守、年2回の点検及び調整、関係法令の規定に準ずる年次検査等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区堅粕三丁目14番7号 [名 称] 日本空調サービス株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城島津邸に収蔵してある歴史史料及び美術工芸品を、適正に保存するための空調設備の保守点検業務である。</p> <p>歴史史料等の保存環境において、空調は史料の寿命を大きく左右するものであり、空調設備の制御・精度については、東京文化財研究所の指導に基づき湿度優先で行い、展示室：温度22±3℃・湿度55±5%、収蔵庫：22±2℃・湿度55±5%になるよう制御している。博物館の史料保存に関する空調設備保守点検の技術を有する事業者は、九州管内では上記事業者のみである。上記の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	968,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	266
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0986-23-2116 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津伝承館エレベーター保守管理業務委託
案 件 の 概 要	都城島津伝承館に設置されているエレベーターの保守管理業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 東芝福岡ビル5階 [名 称] 東芝エレベータ株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城島津伝承館（以下「同館」と言う。）に設置されているエレベータの保守管理業務を委託するものである。なお、本業務は点検・調整などエレベータの機能維持に必要なメンテナンスの全てを含む。</p> <p>エレベータの仕様・構造はメーカーごとに異なり、保守管理等については、各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、安全管理を実施している。同館におけるエレベータ設置の施工業者は上記事業者であるため、仮に同事業者以外の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の所在が不明確になり、確実な賠償が受けられないおそれがある。また、遠隔監視点検システムに対応できる事業者は、上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化の点から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	739,200円

令和6年度 随意契約理由書

番号	267
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直 通)
契 約 案 件 名	ケーブルテレビジョン放送業務委託
案 件 の 概 要	都城市議会定例会（6月、9月、12月及び3月）及び臨時会開催時に、ケーブルテレビでの生放送及び午後8時からの録画放送を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本委託業務の内容は、都城市議会定例会及び臨時会の会期の告知、定例会及び臨時会における本会議の映像及び音声の送信・受信及び各家庭への生放送並びに録画放送である。 これらの業務を行える事業者が、市内では上記事業者以外に存在しないため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	2, 8 2 7, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	268
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0986-23-7869 (直通)
契 約 案 件 名	都城市議会改革アドバイザー業務委託
案 件 の 概 要	市議会が進める議会改革全般、特に、「政策形成ガイドライン」に沿った「政策形成サイクルの実践」を支援することを目的とし、地方議会改革及び議会による政策形成に資する各種データの提供、専門的見地からの指導・助言及び研修会等を定期的実施するアドバイザー業務を専門事業者に委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県横浜市港北区大豆戸町925-1 大倉山第二コーポラスC136 [名 称] 一般社団法人 地方公共団体政策支援機構
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、地方議会に関する豊富な知識とデータを基に、議会改革全般、特に、議会による政策形成（立案・提言）の実践に関するアドバイス・提言・データ提供等を行うとともに、効果的な研修等も行う「伴走支援」が必要であり、その内容により効果が大きく左右されるため、性質上、価格のみの競争入札に適さない。 この点、上記事業者は、議会改革支援を専門として数多くの議会への支援実績を持ち、令和5年度には本市議会にアドバイザーを派遣してきた法人である。 現在、本市議会で進める議会改革・政策形成サイクルを実現するために実施する年間研修計画等の「議会力向上プログラム」は、同アドバイザーの専門的知見を活かした実践的な内容を、継続的に段階を踏んで学ぶプログラムとなっており、引き続き上記事業者に委託することにより、議会改革・政策形成サイクルの実現に向けた取組の継続性を保ちつつ、目的に最も合致した履行が期待でき、所期の目的を達成することができるものと考えられる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	1,540,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	269
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0986-23-7869 (直通)															
契 約 案 件 名	議会一般質問広報業務委託															
案 件 の 概 要	年に4回開催される都城市議会定例会における一般質問者及び一般質問の内容について新聞に掲載し、市民への広報を行う業務を委託するもの															
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社都城宮日サービスセンター															
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市における新聞販売部数は、宮崎日日新聞が他の新聞を圧倒的に上回っており、最も効率的な広報が可能であるため、宮崎日日新聞広告代理店である上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>■各新聞の市内販売部数 (合計：33,192部 令和5年10月現在)</p> <p>①宮崎日日新聞 23,112部 (69.6%) ②読売新聞 4,179部 (12.6%) ③毎日新聞 2,781部 (8.4%) ④朝日新聞 2,305部 (6.9%) ⑤日本経済新聞 815部 (2.5%)</p>															
契 約 締 結 日	令和6年4月1日															
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">990,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">単価</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">予定数量</td> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">記事下広告1段 (縦3.37cm×横 38.1cm) 当たり</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">82,500円</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">12段</td> <td colspan="2" style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">990,000</td> </tr> </table>	執行見込総額		990,000円			単価契約	単価	予定数量	合計		記事下広告1段 (縦3.37cm×横 38.1cm) 当たり	82,500円	12段	990,000	
執行見込総額		990,000円														
単価契約	単価	予定数量	合計													
記事下広告1段 (縦3.37cm×横 38.1cm) 当たり	82,500円	12段	990,000													

令和6年度 随意契約理由書

番号	270
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0986-23-7869 (直通)
契 約 案 件 名	会議録等検索システム保守等業務委託
案 件 の 概 要	会議録検索システム（都城市議会定例会及び臨時会における会議の内容について、市民等がインターネットで会議録及び録画映像を検索できるシステム）の保守及びデータセットアップ業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 兵庫県神戸市中央区北長狭通四丁目3番8号 [名 称] 神戸総合速記株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市議会の会議録検索システムについては、定例会及び臨時会の会議の内容について、会議録の特定箇所の抽出を容易にし、また、会議録検索時間の短縮及び利便性の向上並びに市民への議会情報の迅速な提供を図るため、平成14年度から上記事業者が開発したシステムを導入している。 当該システムの保守点検等については、開発者である上記事業者でなければ対応できないため、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	980,100円

令和6年度 随意契約理由書

番号	271
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0986-22-8882 (直通)
契 約 案 件 名	寝具賃貸借
案 件 の 概 要	交代制勤務者の仮眠時に使用する寝具の賃貸借を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 北諸県郡三股町蓼池3734-1 [名 称] ワタキューセイモア株式会社南九州営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件の履行に当たっては、大量の寝具貸借及び定期的な寝具交換を行う必要がある。しかし、それらの要件を満たす事業者で、本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者が1者しか存在しない。</p> <p>このため、競争入札に代え、見積書の提出による競争により相手方を決定することとし、名簿登録業者1者及び対応可能な名簿未登載者1者に対して見積依頼を行った。</p> <p>結果、1者が辞退し、上記事業者の見積りが予定価格内であったため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	3,933,600円

令和6年度 随意契約理由書

番号	272
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0986-22-8882 (直通)
契 約 案 件 名	産業廃棄物処理委託
案 件 の 概 要	各消防署から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の収集・運搬及び処分業務の委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町2159番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>感染性産業廃棄物の処理においては、排出事業者が自らの責任において廃棄物を処理することが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められており、委託処理する場合においても排出事業者は廃棄物が処分されるまでの責任を負うこととされ、収集運搬又は処分の業の許可を受けたものとそれぞれに契約することとされている。</p> <p>都城市内に焼却施設を有している処分事業者は複数存在するが、感染性産業廃棄物を搬入可能な処分場は、上記事業者が有するものに限られる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	801,725円

令和6年度 随意契約理由書

番号	273
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 警防救急課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城地区メディカルコントロール業務委託
案 件 の 概 要	メディカルコントロール業務（病院前救護体制における救急隊の応急処置などの質を医学的な観点から保証するため、救急隊へ指示、指導及び助言を24時間体制で実施するほか、事案の検証、救急救命処置等のプロトコール作成、研修会等を行う業務）について委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 メディカルコントロール業務の運営組織として、県においては宮崎県メディカルコントロール協議会が設置されており、その下部機関として、都城地区においては、本市が設置主体となり、都城地区メディカルコントロール協議会が置かれている。 都城地区におけるメディカルコントロール業務については、業務の特殊性から、上記法人以外に適切に実施できる団体はないため、同法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	5, 6 6 8, 0 0 0 円

令和6年度 随意契約理由書

番号	274
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 指令課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 5 (直 通)
契 約 案 件 名	消防指令施設等保守点検業務委託
案 件 の 概 要	消防指令施設、消防救急デジタル無線設備及び消防情報支援システムの運用に係る保守点検業務の委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番7号 [名 称] 沖電気工業株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>消防指令施設、消防救急デジタル無線設備及び消防指令システムと連動して各種災害事案のデータ管理を行う消防情報支援システム（以下「消防指令施設等」という。）の安全かつ安定した運用を維持していくには、保守管理体制の構築が必要不可欠である。</p> <p>現在、本市が運用している消防指令施設等は、上記事業者の設計仕様に基づき独自に開発されたものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、技術情報の非開示により、受託事業者から上記事業者に対しての一括再委託となるため、メーカー保守料のほかに受託事業者の管理費が上乗せになる。</p> <p>また、関連機器の修理等においても技術開示できないことから、システムに不具合が生じた場合、他の事業者では内部の現地修理はできず、当該事業者を介して上記事業者への返却修理となるため、障害復旧の遅延も予想される。</p> <p>このような問題を回避し、安定した運用の維持及び故障した場合の迅速な対応を確保するため、当市の消防指令施設等を製造、施工し、消防指令システム全体を把握している上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	12,100,000円

令和6年度 随意契約理由書

番号	275
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 指令課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	緊急通報用電話に係る位置情報通知システム（統合型：NTT固定電話）の提供に関する契約
案 件 の 概 要	緊急通報(119番)時に通報者位置情報を消防局指令センターに自動的に表示させるシステムの提供を受けるもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通二丁目1番16番 [名 称] 西日本電信電話株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>位置情報通知システムは、緊急通報(119番)があった場合に当該通報者の発信位置を特定し、この情報を消防局指令センターのディスプレイに自動表示させるシステムである。</p> <p>この位置情報通知システムを利用することにより、緊急通報(119番)があった場合、NTT電話局舎交換機を介して消防局指令センターに接続されると同時に、消防局の指令ホストと接続された検索制御装置を介して上記事業者の顧客情報サーバーに接続され、当該通報の発信位置情報を得ることができる。</p> <p>このように、位置情報通知システムの運用に当たっては、同事業者の回線の利用及び同事業者の顧客情報サーバーへのアクセスが必要不可欠であるため、他に本業務を履行できる事業者はない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	869,616円